

千葉県地域防災計画
修正（案）

第3編 風水害等編

第 1 章 総 則

県土の保全

- ・ 治 水 (第 1 節 風-1-3)
- ・ 治 山 (第 1 節 風-1-5)
- ・ 海 岸 (第 1 節 風-1-5)

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

第1節 県土の保全

本県の位置する房総半島は、四方を海と河川に囲まれ、南部には山間部が広がっており、降雨・暴風等により被害を受けやすい地形的条件にはあるが、治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたため、近年は、風水害による被害は最小限にとどめられているところである。

しかしながら、都市化の進展、県民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる災害時要援護者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻などの暴風の発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

1 治 水

河川の流水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の宅地の浸水被害や、耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害を発生する原因となっている。

特に狭い国土に多数の人口を擁しているわが国では、高度の土地利用が要求され、河川流域の利用度が著しく高いため、ひとたび河川がはん濫すると、被害は多大なものとなる。そこで災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、広域河川改修事業、総合流域防災事業、総合治水対策特定河川事業、防災調節池事業等の河川改修事業を推進するとともに、流域の持つ保水・遊水機能の確保及び防災上安全な土地利用の誘導等の推進が重要である。

県の境界線を流れる江戸川、利根川は、直轄河川として国が直接改修工事を行っており、この改修は、本県にとって治水上大きな影響があることから、これらの推進も重要である。

県下各河川の特徴（利根川・江戸川を除く）

河川の地域区分	主要河川名	特 徴
利根川・江戸川 支川	坂川、座生川、亀成川、 長門川、根木名川、小野川、 黒部川、清水川 等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 北部は利根川、西部は江戸川に接した軟弱地盤の低地を形成しているが、流域の大部分は下総台地からなる。 2. 下総台地を水源とした河川は、北部又は西部の低地に流れ利根川・江戸川に注ぐ内水河川となっており、出水時には本川の水位上昇が長期におよぶため排水に苦しむ地域である。 3. 利根川沿川地域を中心に農地の面的整備が進んでおり、台地部では西から都市化が進行してきている。 4. 台地部の都市化の進展により流出増を招き、下流河川への負担を大きくしている。 5. 洪水時には、水防活動が重要な地域である。
東京湾沿岸 河川	真間川、海老川、都川、 村田川、養老川、小櫃川、 小糸川 等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 北部は下総台地、南部は東京湾沿岸平野の低地を形成している。 2. 下総台地を水源とする河川は東京湾沿岸平野を流れ、東京湾に注いでおり、下流部は潮位の影響を受けやすい。 3. 都市化が最も進んでいる地域であり、河川の水環境は悪化し、緑地等も減少している。 4. 河口部は干潟を形成していたが、現在ではそのほとんどが埋め立て地になっている。 5. 全域において都市化が進み、水害の発生頻度が高い状況にある。

河川の地域区分	主要河川名	特 徴
九十九里河川	新川、栗山川、木戸川、 作田川、真亀川、南白亀川、 一宮川 等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 西部は下総台地、東部は太平洋に面した九十九里平野を形成している。 2. 河川は下総台地を水源とし、低平地である九十九里平野を緩やかに流れ、太平洋に注いでおり、河口部付近では河口閉塞がみられる。 3. 中・上流部の水田の排水路整備により流出形態が変化し下流部に影響を与えている。 4. 中流部の市街地では、河川の流下能力不足による浸水被害が度々発生している。 5. はん濫原であった河川沿いの低地部が市街化されたことにより浸水被害が拡大した。
上総丘陵河川	養老川、小櫃川、小糸川、 湊川、夷隅川 等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな自然環境に恵まれた水源かん養地域で流域の大きな河川が多く、県下で最大の多雨地帯となっている。 2. 上流部は谷が深く急峻で中流部にかけて蛇行が激しく、一部河川では河口閉塞が発生している。 3. 上流部は砂防河川に指定されている区域が多い。 4. 洪水調節や農業、水道用の水源となるダムが数多く建設されている。
安房河川	佐久間川、岩井川、平久里川、 長尾川、加茂川、丸山川、 大風沢川 等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 急峻な地形が大部分を占め、平地が少なく、地すべり地帯を形成している。 2. 小河川が多く、丘陵部の上流は砂防河川として改修を行っている。 3. 急流河川のため局所的な河床変動が生じている。 4. 観光開発に伴う流出増が懸念される。
湖 沼	印旛沼、手賀沼	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排水が不良の低湿地地帯にあり、出水時には機械排水を行っている。

2 治 山

本県の山岳地帯は、安房郡市一帯と君津地域の一部に限られるが、地形が錯そうし、急流が多く、地質が軟弱なため崩壊、崩落及び侵食が激しく、洪水はん濫、土砂流出等が見られるのみならず、小規模の地すべりも各所に起きて、道路、護岸等の公共施設や農宅地被害をしばしばもたらしている。

このため、治山事業等の推進により森林を維持・造成し、山地からの土砂流出等を防ぎ、災害の軽減・防止を図ることが重要である。

3 海 岸

本県の海岸線の総延長は約 5 3 4 kmで、このうち海岸保全施設を整備する必要のあるものは、約 3 0 2 kmである。

本県の海岸の特性として、被害の様相は、内湾地域はおもに高潮による被害、外洋いわゆる外房一帯は、波浪による侵食とに分けられる。従って、保全施設の構造についてもこの特性に応じて、内湾地帯は緩傾斜護岸、外房地帯には緩傾斜護岸とヘッドランド（人工岬）、養浜との組合せ等を行って、高潮による災害防止と波浪による海岸侵食防止を図っている。

昭和25年度から海岸事業に国庫補助の途がひらかれて以来、本県の海岸保全施設事業も着々とその成果をあげているが、海岸保全施設の公共的重要性が増大してきている。

また、幕張新都心、京葉臨海工業地帯などの後背地保全のためにも、高潮対策が特に重要視されている。

<資料〇—〇 河川法一二級河川表>

第2章 災害予防計画

防災意識の向上	
・ 防災教育	(第1節 風-2-3)
・ 過去の災害教訓の伝承	(第1節 風-2-3)
・ 防災広報の充実	(第1節 風-2-3)
・ 自主防災体制の強化	(第1節 風-2-4)
・ 防災訓練の充実	(第1節 風-2-6)
水害予防対策	
・ 水害予防計画	(第2節 風-2-7)
・ 高潮予防計画	(第2節 風-2-11)
土砂災害予防対策	
・ 土砂災害防止法に基づく対策の推進	(第3節 風-2-14)
・ 土砂災害に対する警戒避難体制の整備	(第3節 風-2-15)
・ 防災知識の普及啓発	(第3節 風-2-15)
・ 県土保全事業の推進	(第3節 風-2-16)
・ 孤立集落対策	(第3節 風-2-18)
風害予防対策	
・ 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	(第4節 風-2-19)
・ 農作物等の風害防止対策	(第4節 風-2-20)
・ 電力施設風害防止対策	(第4節 風-2-21)
・ 通信施設風害防止対策	(第4節 風-2-21)
雪害予防対策	
・ 道路雪害防止対策	(第5節 風-2-23)
・ 農作物等の雪害防止対策	(第5節 風-2-23)
・ 電力施設雪害防止対策	(第5節 風-2-24)
・ 通信施設雪害防止対策	(第5節 風-2-24)
火災予防対策	
・ 火災予防に係る立入検査	(第6節 風-2-25)
・ 住宅防火対策	(第6節 風-2-25)
・ 消防組織及び施設の整備充実	(第6節 風-2-25)
・ 火災予防についての啓発	(第6節 風-2-25)
消防計画	
・ 常備消防体制の充実・強化	(第7節 風-2-27)
・ 消防団員の確保	(第7節 風-2-27)
・ 消防施設の整備	(第7節 風-2-27)
・ 消防職員、団員等の教育訓練	(第7節 風-2-27)
・ 市町村相互の応援体制	(第7節 風-2-28)
・ 広域航空消防応援体制	(第7節 風-2-28)
・ 消防思想の普及	(第7節 風-2-28)
・ 市町村の消防計画及びその推進	(第7節 風-2-28)

災害時要援護者等の安全確保のための体制整備

- ・ 在宅要援護者に対する対応 (第8節 風-2-30)
- ・ 社会福祉施設等における防災対策 (第8節 風-2-31)
- ・ 外国人に対する対策 (第8節 風-2-32)

情報連絡体制の整備

- ・ 県における災害情報通信施設の整備 (第9節 風-2-33)
- ・ 市町村における災害通信施設の整備 (第9節 風-2-36)
- ・ 警察における災害通信網の整備 (第9節 風-2-36)
- ・ 東日本電信電話(株)千葉支店における災害通信施設の整備 (第9節 風-2-36)
- ・ (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における災害通信施設の整備 (第9節 風-2-36)
- ・ KDDI事業所等における災害通信施設等の整備 (第9節 風-2-37)
- ・ 非常通信体制の充実強化 (第9節 風-2-37)
- ・ アマチュア無線の活用 (第9節 風-2-37)
- ・ その他通信網の整備 (第9節 風-2-37)

備蓄・物流計画

- ・ 食料・生活必需品等の供給体制の整備 (第10節 風-2-38)
- ・ 医薬品及び応急医療資機材等の整備 (第10節 風-2-39)
- ・ 水防用資機材の整備 (第10節 風-2-39)

防災施設の整備

- ・ (仮称) 危機管理防災センターの整備等 (第11節 風-2-41)
- ・ 防災センター等の整備 (第11節 風-2-41)
- ・ 避難施設の整備 (第11節 風-2-41)

帰宅困難者等対策

- ・ 一斉帰宅の抑制 (第12節 風-2-43)
- ・ 情報連絡体制の整備 (第12節 風-2-43)
- ・ 帰宅困難者等への情報提供 (第12節 風-2-43)
- ・ 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み (第12節 風-2-43)

防災体制の整備

- ・ 県の防災体制の整備 (第13節 風-2-44)

第1節 防災意識の向上

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、県民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、県民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、県、市町村、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前などの時期をねらい、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、県民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

1 防災教育（全庁）

県、市町村、防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針（平成24年度）」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

2 過去の災害教訓の伝承（防災危機管理部、教育庁、市町村）

県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

県民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実（全庁）

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、県、市町村をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

(1) 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、県民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

ア 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

- (ア) 気象警報や注意報、気象情報などの種別と対策
- (イ) 避難する場合の携帯品
- (ウ) 避難予定場所と経路等
- (エ) 被災世帯の心得ておくべき事項

イ 災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、市町村によるハザードマップの作成を促進する。

また、水防活動や避難行動の参考情報として県内の雨量や河川水位情報等を逐次公表する。

ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 県地域防災計画の概要

災害対策基本法第40条第4項に基づく「千葉県地域防災計画」の要旨の公表は、千葉県防災会議が千葉県地域防災計画を作成し、または修正した時に、その概要について行う。

(2) 実施方法

ア 新聞の利用

各新聞社の協力を得て防災知識の普及を図る。

イ ラジオ、テレビの利用

防災知識の普及啓発は常時行うことが必要である。なお、季節的に発生が予想される災害については、その季節の到来前に重点的に行う。

ウ 防災行政無線、有線放送の利用

防災行政無線、市町村有線放送を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。

エ 広報紙

防災に関しての知識を深めるため、ちば県民だより、電話帳（NTTハローページ）及び市町村等の広報紙に、防災知識に関する事項を掲載する。

オ 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時県民及び市町村職員その他関係者を対象として実施する。

カ 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。学校においては、児童生徒への防災教育の充実を図る。

キ 防災センターの活用

センターの展示を利用し、地震、台風、洪水、火災等の災害に関する知識の啓発を図る。

ク インターネットの活用

ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。

(3) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村）

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市町村は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大災害が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、災害時要援護者の救出救護体制の整備として、地域住民と協力して災害時要援護者避難支援プランの策定を進めることとする。

県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村との連携のもと、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座を開催するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、県と市町村は協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平 常 時	<u>1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）</u> <u>2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）</u> <u>3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）</u> <u>4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）</u> <u>5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備）</u> <u>6 災害時要援護者対策（災害時要援護者の把握、支援方法の整理など）</u> <u>7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）</u>
発 災 時	<u>1 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など）</u> <u>2 出火防止、初期消火</u> <u>3 救出・救護（救出活動・救護活動）</u> <u>4 避難（避難誘導、避難所の運営等）</u> <u>5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）</u>

(2) 事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル、地下街等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとられるよう指導する。

なお、平成21年6月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

ウ 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

5 防災訓練の充実（防災危機管理部、県土整備部、市町村）

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

(1) 水防訓練

水防管理団体は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ広域洪水等を予想して水防管理団体が連合し、又は県が近県と連合する等、関係団体が合同して実施するものとする。

ア 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選んで実施する。

イ 実施地域

河川危険箇所等、洪水のおそれのある地域において実施する。

ウ 方法

実施に当たり、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

(2) 消防訓練

市町村は、市町村の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施する。

(3) 避難等救助訓練

市町村その他関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。また、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要である。

(4) 総合防災訓練

県、市町村及び関係機関は合同して、各種の総合防災訓練を実施する。

第2節 水害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から、県民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し防災対策の推進を図るほか、高潮対策を推進する。

1 水害予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

(1) 森林の水源かん養機能等による流出抑制対策

県下の森林は、一部海岸沿いを除いては、中央部に集中している。

森林は、緑のダム、天然のダムといわれるほど多量の雨水を貯溜し、流量を調節するとともに、山崩れを防止する機能をもっている。

このため、森林を保安林に指定し、立木の伐採制限、植栽義務を課する等により、水源かん養機能を高め、洪水等を未然に防止するほか、治山事業の実施により、山地崩壊の防止及び復旧、森林の造成等を行い、水源かん養のほか土砂流出防止等の機能を高めるよう努めることとしている。

保安林整備は、森林法及び地すべり等防止法に基づく、治山事業により鋭意推進中であり、今後
も対策を進めていく。

また、地下水かん養機能の低下が一因とされる都市型水害予防のため、都市化地域の地下水かん養機能を高める対策を進める。

(2) 溪流・山林等の治山・砂防に関する事業

森林は、山崩れ、表面侵食、土砂の下流部への流出の防止機能を持っている。

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養等を図る重要な国土政策のひとつであり、水害の予防にも貢献するものである。

本県の治山・砂防事業は、地質が脆弱で、崩壊や崩落が各所に見られる県南部地区で実施されており、えん堤工、溪流保全工、山腹工等が主要な事業内容となっている。

(3) 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川がはん濫して田畑を浸したり、洪水によって田畑を流失したり、山崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生するなど間接のものもある。

また、被害を与える水の方から考えると、大別して二つとなる。第1は流水による直接破壊、第2は流水の運搬性である。

ア 水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ50mmの雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

(ア) 短時間強雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、土石流、山・がけ崩れなどが多発する。

(イ) 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、山・がけ崩れ、中小河川の洪水・はん濫など大きな災害に結びつくことが多い。

(ウ) 一様な降り方の大雨

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

イ 水害に対する恒久的な防ぎ方

(ア) 農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期をはずして栽培することや、水害に対して抵抗力のある作物を栽培するなど、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れたうえで、利益の期待値を大きくするなどの方法がとられている。農業の多角経営もこの部類に入れることができる。要するに、時間と空間と対象を考慮して、水害による被害を最小限にしようとするものである。

(イ) 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

ウ 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して二つとすることができる。第1は、水害直前の対策、第2は、水害発生中ないし直後の対策である。

(ア) 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川堤防の補強、土俵の配置、あるいは臨時の堤防を築くなどするほか、ポンプ排水やダムの放流などを行ない、洪水の調節に努める。また、被災物を外に移動することも行われる。しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能である。

水害の予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくことなども重要である。

(イ) 水害直後の対策

水害をうけた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により、耕地の停滞水をなるべく早く除去すること、浸水のため根元が現れたときは、他から土をもってきて根株を固定すること、収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病虫害防除の対策をとること、回復の見込みのないものは取りかたづける、弱っている作物に生育を促す肥料をやる、といったことが必要である。また逆に窒素肥料は、水稻の水害を大きくするから、控えるといった注意も必要である。

エ 水害等に対する事前対策

基幹的な排水施設を事前に運転するなど、気象条件等から必要な対策を的確に実施する。

(4) 河川改修等の治水事業

千葉県の河川は、県管理の一級河川として根木名川ほか88河川、二級河川として養老川ほか136河川があり、国の交付金を受けて広域河川改修事業、住宅市街地基盤整備事業、総合治水対策特定河川事業、都市基盤河川改修事業等を実施してきた。

これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や都市化の進展などに起因する水害の発生がいまだ多く見られ、最近では、河川から越水する外水はん濫よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水はん濫が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまふことや主として市町村が行う都市下水等の内水排除施設の能力不足に起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。

ア 河川の整備

時間雨量50mm（おおむね10年に1回の降雨）に対して安全な河川整備を進める。

河川法により、河川管理者は水系ごとに河川整備基本方針を定め、また、計画的に河川の整備を実施すべき区間について河川整備計画を定めることとなっている。

イ 洪水ハザードマップの作成

河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、浸水実績や洪水シミュレーション結果に基づく洪水ハザードマップの整備を促進する。

洪水ハザードマップは、水害時の人的被害の防止、啓発活動などを目的として各市町村が作成、公表して地域住民への周知を図るものであり、浸水情報や避難場所等を記載したものである。

洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水実績図や浸水想定区域図等については河川管理者が市町村に対して情報提供するとともに、河川管理者自らも、インターネット等を通じて浸水実績図等の積極的公表に努める。

なお、浸水想定区域は、水防法第14条第1項に基づき、知事が指定した河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定するものである。

また、市町村は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定め、その施設については洪水予報等の伝達方法を市町村地域防災計画に定めるものとする。

ウ 雨水排水の流出抑制

県では、宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、従来、調整池を設置し流出量の増加を抑制してきたが、地下水のかん養、平常時における河川流量の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を考慮した「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」を平成15年に策定した。同手引きに基づき、雨水排水の流出抑制対策を推進する。

(5) 浸水予想区域の調査及び周知

ア 浸水予想区域の調査

県及び市町村は河川周辺地域での外水及び内水のはん濫や海岸近くにおける高潮及び津波の影響により、家屋の浸水が予想される浸水予想区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。

(ア) 浸水予想区域の調査

県管理の一・二級河川、湖沼等は、下記危険度評定基準により行っている。

評 定 基 準
過去に降雨による浸水により住宅区域に被害が発生したことがあり、その危険性が現在においても解消されていない河川流域で、家屋浸水（床下・床上）の被害が予想される河川。 なお、降雨の規模は概ね50mm/h程度とする。

(イ) 地盤沈下の調査

著しい地盤沈下が進行すると、海岸の近くでは高潮、津波に対し、河川沿いの土地では洪水の危険度が高まると同時に、自然排水機能が低下し、標高が満潮水位以下の土地ではわずかの降雨に対しても、日常的な排水に支障をきたすこととなる。

高潮、津波、洪水等の危険は、これらに対する施設設備の状況によって評価されるべきであるから、この項では、内水による危険区域という面で評価する。

もちろんこの危険は、外的条件との相対的関連によって決定されるべきであるが、ここでは累積沈下量200mm若しくは平均満潮面以下の区域として決定し、毎年の水準測量調査結果により見直す。

- a 葛南地区（市川市、船橋市、習志野市の一部、浦安市）
- b 千葉、市原地区（千葉市、市原市の一部）
- c 九十九里地区（一宮町、長生村、白子町、大網白里町、茂原市、睦沢町の一部）

イ 浸水予想区域等の周知

市町村は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、各種ハザードマップや広報紙等により、一般住民に対し浸水予想区域や避難所等の周知に努めるものとする。

また、県は、市町村が各種ハザードマップを作成するにあたり必要に応じ、浸水実績図や浸水予想区域図等を提供し、支援するものとする。

(6) 道路災害による事故防止

ア 道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

イ パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」により、パトロールの実施の徹底を図る。

ウ 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定による通行の禁止又は制限を行う。また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づき交通止めの措置をとる。

(7) 気象（降水量）、河川水位等の観測

ア 利根川（国管理）

利根川は、国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報及び国土交通大臣が行う水防警報の指定河川となっており、関東地方整備局がその基準観測地点に水位計を設置している。本県関係の主なものは、千葉県水防計画本編第3章第3節及び千葉県水防計画資料編第1章第2節を参照のこと。

イ 県管理河川

(ア) 雨量観測所

千葉県水防テレメーター雨量観測所は、県庁局ほか99か所に設置している。

<資料編〇-〇 部外観測所一覧表>

千葉県水防計画資料編第2章「観測通報」を参照のこと。

(イ) 水位観測所

千葉県水防テレメーター水位観測所は矢作局ほか109か所に設置している。

<資料編〇-〇 部外観測所一覧表>

千葉県水防計画資料編第2章「観測通報」を参照のこと。

(ウ) 気象官署の観測

第3章災害応急対策計画「情報の収集・伝達活動」に基づき、気象情報の観測を行う。

(8) 電力施設洪水対策

洪水対策は次のとおりであるが、これは洪水によりひきおこされる浸水に対するもので、堤防決壊などによる水の流勢については、特に配慮されていない。

ア 災害予防計画目標

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も四囲の状況から浸水災害を想定する。

イ 防災施設の現況

(ア) 送電設備

高潮対策に準じる。

(イ) 変電設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

(ウ) 配電設備

高潮対策に準じる。

(エ) 通信設備

高潮対策に準じる。

ウ 防災事業計画

全般計画、実施計画とも上記イに準じ実施するよう努める。

(9) 通信施設水害防止対策

ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート化及び地下化を推進する。

イ 局舎設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

ウ 無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講ずるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にしよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設置及び整備を図る。

<資料編〇-〇 千葉県雨量テレメーター観測所>

<資料編〇-〇 水位テレメーター観測所>

<資料編〇-〇 水害危険区域>

<資料編〇-〇 国有林野内事業計画>

<資料編〇-〇 砂防危険区域及び事業計画>

<資料編〇-〇 治水事業計画表>

<資料編〇-〇 道路、橋梁等の維持管理及び道路災害の事故防止関係表>

2 高潮予防計画(環境生活部、農林水産部、県土整備部)

(1) 海岸高潮対策

本県海岸総延長約534.3kmのうち、浦安から洲崎までの東京湾沿岸については、伊勢湾台風規模の台風を計画気象としてこれによる計算潮位を計画高潮位とし、洲崎から銚子市の利根川河口部までは既往最高潮位により計画高潮位を算出し、さらに、波浪の影響がある箇所については、波の打ちあげ高を考慮して防潮堤の天端高を決定している。

(2) 地盤沈下対策

本県の地盤沈下は、産業の発展や人口の増加とともに昭和30年頃から発生している。その後、昭和40年代中頃には、年間20cmを超える沈下が千葉市、市川市、船橋市及び浦安市にみられたが、地下水及び天然ガスかん水の汲上げ規制を行った結果、昭和48年以降は沈静化の傾向にある。

地盤沈下が生じると、回復はほとんど不可能であり、地盤沈下により低くなった地域においては、高潮対策並びに洪水対策及び常時排水不良対策のため、海岸高潮対策事業や地盤沈下対策事業により排水機場を設置している。

(3) 海岸侵食対策

国土交通省、農林水産省の侵食対策事業は、<資料編〇-〇 侵食対策事業関係表>のとおりである。

(4) 避難港

ア 県内漁港のうち、避難港(第4種漁港)は乙浜漁港、片貝漁港である。

イ 県内港湾において、名洗港、興津港は避難港の指定を受けている。

(5) 干拓堤防等の改修事業

長浦海岸のうち、国営干拓建設事業で実施した干拓堤防は次のとおりであり、県は、国から施設の管理委託を受け維持管理を行っている。

なお、印旛沼については、昭和37年度から独立行政法人水資源機構により総合開発が実施され、干拓堤防38,978mが施行された。

(T. P : 東京湾平均海面)

地区名	堤防延長	堤防高	堤防構造
長浦干拓第3工区	2,593 m	T. P +4.5 m	コンクリート被覆式
〃 第4工区	3,532 m	T. P +4.5 m	〃

(6) 保安林整備事業(海岸防災林造成工事、保安林改良緊急工事)

森林によって潮風害を防止するとともに、高潮、津波等の被害を防止するため、保安林整備事業(海岸防災林造成工事、保安林改良緊急工事)を実施する。

なお、実施にあたっては、直接波浪による侵食を防止するために設置した防潮堤の後方に森林を造成して、それぞれのもつ防災機能効果の促進を期する。

(7) 高潮の防止対策

昭和31年の海岸法制定以来、海岸保全区域を指定し、高潮等について防止対策を実施することになったが、その概要は次表のとおりである。

ア 海岸保全区域 (平成24年4月1日現在)

区 域	延 長 (m)
保 全 区 域 指 定 済 延 長	304,755
内 水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管	182,387
〃 港湾局 (国土交通省) 所管	76,652
〃 農村振興局所管	13,048
〃 水産庁所管	32,668

イ 海岸保全区域の指定を要する区域 (平成24年4月1日現在)

区 域	延 長 (m)
保 全 区 域 要 指 定 延 長	38,943
内 水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管	32,852
〃 港湾局 (国土交通省) 所管	1,325
〃 農村振興局所管	0
〃 水産庁所管	4,766

ウ 高潮等により被害をうける危険のある区域

水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管海岸、港湾局 (国土交通省) 所管海岸及び農林水産省所管海岸の危険区域は<資料編〇-〇 高潮、津波等により被害を受ける危険のある区域>のとおりである。

(8) 電力施設高潮対策

高潮対策は次のとおりであるが、これは高潮によりひきおこされる浸水に対するもので、堤防決壊等による水の流勢については特に配慮されていない。

ア 災害予防計画目標 (A. P : 荒川工事基準面)

- (ア) 火力発電設備 A. P +4.0m (参考、護岸の高さA. P +4.0m)
- (イ) 送電設備 A. P +4.7m
- (ウ) 変電設備 A. P +4.7m
- (エ) 配電設備 A. P +4.0m

イ 防災施設の現況

- (ア) 火力発電設備
護岸の築造
 - a 千葉火力発電所 A. P +5.0m (護岸)
 - b 五井火力発電所 A. P +5.5m (護岸)
 - c 姉崎火力発電所 (a) A. P +5.5m (護岸) (b) A. P +4.5m (護岸)
 - d 袖ヶ浦火力発電所 A. P +5.0m (護岸)
 - e 袖ヶ浦火力発電所隣接地区 (a) A. P +3.6m (護岸) (b) A. P +4.6m (護岸)
 - f 富津火力発電所 A. P +4.3m (護岸)

(イ) 送電設備

最高潮位A. P + 5.0mを目途として重要性及び有効度等を考慮して、重点的に諸対策を

実施している。

(ウ) 配電設備

A. P + 4. 0 m以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう考慮して実施している。

ウ 防災事業計画

(ア) 火力発電設備

新設火力発電所については、基準高潮位に対し、十分な地盤高又は床高を考慮する。既設火力発電所については、本館への海水侵入を防止することを第一の目的とし、特に必要のある発電所については、防潮堤の築造も考慮する。

(イ) 送電設備

低地区に新設する架空送電線については、地表上の高さを十分確保するよう努める。

(ウ) 変電設備

原則として計画高水位以上に設置し、やむをえない場合は浸水しても影響のない構造とするか、防護施設を設ける。あわせて、排水設備を設ける等の対策を行う。

(エ) 配電設備

A. P + 4. 0 m以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう電柱の高さを定めて建柱する。

(9) 通信設備高潮災害予防対策

水害、風害、雪害防止対策に準じて、局外設備、局内設備、局舎設備等の対策を実施するとともに、移動無線の強化を図り、非常災害時における連絡、情報収集、復旧に対処する。

<資料編〇-〇 県内海象関係観測所 >

<資料編〇-〇 高潮、津波等により被害を受ける危険のある区域>

<資料編〇-〇 高潮対策事業表>

<資料編〇-〇 地盤沈下対策事業関係表>

<資料編〇-〇 侵食対策事業>

<資料編〇-〇 避難港改修事業>

<資料編〇-〇 保安林整備事業計画>

第3節 土砂災害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、県民の生命、身体、財産を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

土砂災害の防止に関しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）、「砂防法」及び「地すべり等防止法」等に基づいた対策に努めるものとする。

1 土砂災害防止法に基づく対策の推進（県土整備部）

土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害防止法」が平成13年4月に施行された。この法律の趣旨に則り以下の手続きを推進する。

（1）土砂災害危険箇所カルテの整備と危険箇所の公表

県は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所カルテ（斜面カルテ、土石流危険渓流カルテの総称）を整備するなど、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。

また、土砂災害危険箇所を県のホームページで公表するとともにインターネットに不慣れた高齢者等にも周知するため、土砂災害危険箇所マップを作成し、市町村を通じて公民館等の公共施設に配布する。

（2）基礎調査の推進

県は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地、当該土地のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地について、その土地の利用状況、人家、公共施設等の状況、過去の災害実態等について調査する。

（3）土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

ア 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定する。

イ 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定する。

（4）土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

ア 土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。

イ 居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。

ウ 住宅宅地分譲や、災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。

エ 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を図る。この移転等

が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又は、その斡旋に努める。

(5) 緊急調査及び土砂災害緊急情報

県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況となった場合、緊急調査を実施し、その結果に基づき重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにする。

緊急調査の結果、自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、または当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係する市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。

2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備（防災危機管理部・県土整備部・警察本部）

(1) 土砂災害に関する情報の収集

県及び市町村は、平常時から土砂災害危険箇所や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

(2) 警戒避難体制の整備等

市町村は、主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備するものとし、県は、これらについて市町村に対し、必要な支援を行なうものとする。

ア 市町村は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、災害時要援護者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

イ 市町村は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、体制の強化を図り、土砂災害発生の切迫性や危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象も参考にして、土砂災害が発生するおそれがある箇所（降雨により土砂災害発生危険性が高まった箇所）を特定し、的確に避難準備情報、避難勧告等を発令する。

特に避難準備情報は、災害時要援護者等が避難を開始するための情報であることから、市町村は、当該要援護者の避難に要する時間を的確に把握するよう努めるものとする。

ウ 市町村は、土砂災害警戒区域内において災害時要援護者施設が設置されている場合は、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の災害時要援護者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。

エ 市町村は、土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(3) 土砂災害警戒情報の発表

県及び銚子地方気象台は、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、迅速かつ的確な土砂災害警戒情報の発表のための体制整備に努める。

3 防災知識の普及啓発（防災危機管理部、県土整備部）

(1) 県及び市町村は、住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図るものとする。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、防災訓練の実施に努める。

(2) 県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域の指定箇所を公表する。

また、市町村は、上記箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の住民等に対し周知することにより、住民の防災知識の普及啓発に努める。

4 県土保全事業の推進（商工労働部・農林水産部・県土整備部）

土砂災害は、地形・地質等を素因とし、大雨等を誘因として発生するもので、その防止については、科学的調査により地形・地質・気象・地下構造・地下水の状況等を十分把握し、地すべり等の発生のメカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。

(1) 急傾斜地崩壊対策

本県の急傾斜地崩壊危険箇所は、県南部の丘陵地から県北部の下総台地まで県下全域に分布している。特に、近年都市部では、首都近郊の都市化現象によって「がけ地」周辺まで住宅地の進出が見られる。

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

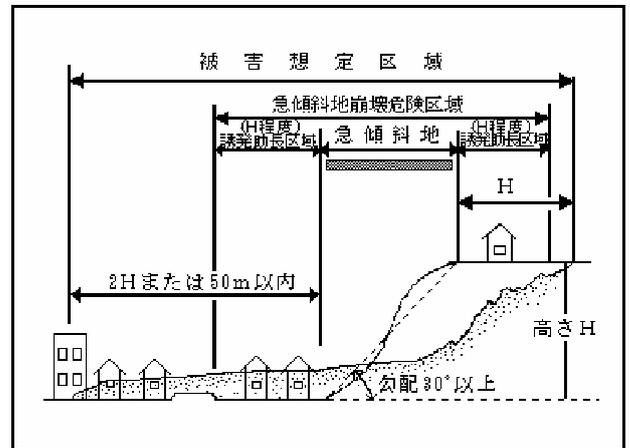
県は、急傾斜地法第3条の規定により、市町村と協議のうえ急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

現在、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域は<資料編〇-〇急傾斜地崩壊危険区域指定地及び急傾斜地崩壊危険箇所一覧表>のとおりであるが、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- (ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- (イ) 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- (ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。



イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施工することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施している。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市町村が行う防止工事に対し、県費助成を行い災害の未然防止に努めている。

エ 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備箇所の向上

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①災害時要援護者関連施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

(2) 土石流対策

土石流危険渓流とは、土石流が発生するおそれのある渓流をいい、一般的には渓流の勾配が

約1.5度以上の急勾配をなす地域をもち、溪流の中に多量の不安定な土砂がある溪流をいう。

これらの溪流について、砂防法第2条により土石流の発生を助長する行為を制限するため砂防指定地の指定を進め、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象が多い箇所から防止工事を実施している。

(3) 地すべり防止対策

本県の地すべり防止区域は、房総半島南部の嶺岡山系を中心とした東南東から西北西の方向に走る著しい破碎帯に沿ってみられる。この区域を農林水産部耕地課（農林水産省所管）、農林水産部森林課（林野庁所管）、県土整備部河川整備課及び河川環境課（国土交通省所管）の四課で分担して調査・計画を行っている。

ア 地すべり防止区域の指定

県は、市町村と協議のうえ地すべり等防止法第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請する。

現在、防止区域に指定されている区域は<資料編〇ー〇地すべり防止区域等>表2～4のとおりであり、指定を要する危険箇所は表5～6のとおりであるが、今後の調査により、区域指定の促進を図るものとする。

イ 行為の制限

県は、地すべりによる災害を防止するため、地すべり等防止法第18条の規定により、地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し、又は、地すべりを助長し、若しくは誘発する行為の制限を行う。

ウ 防止工事の実施

県は、地すべり区域の指定を受けたときは、関係市町村と協議し、地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これに基づき緊急度の高い区域から順次防止工事を実施する。

(4) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県においては、山地災害の種類により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区を指定し公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

(5) 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工にあたっては、関係法令等の基準に基づき、防災等の措置を講ずることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

ア 規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

イ 宅地造成工事の指導

県は、工事の許可及び確認に際し、次の事項に留意するものとする。

(ア) 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。

(イ) 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。

(ウ) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

(6) 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・

砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

(7) ため池等災害対策

老朽化により、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、県は、「農業用ため池台帳」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。

5 孤立集落対策 (商工労働部・農林水産部・県土整備部)

県は、孤立するおそれのある地区を把握し、予防措置等の市町村の孤立集落対策を支援する。

- <資料編〇-〇 地すべり防止区域等>
- <資料編〇-〇 急傾斜地崩壊危険区域指定地及び急傾斜地崩壊危険箇所>
- <資料編〇-〇 土砂災害警戒区域指定地一覧表>
- <資料編〇-〇 土石流危険溪流>
- <資料編〇-〇 山地災害危険地区一覧表>
- <資料編〇-〇 宅地造成等規制区域一覧表>
- <資料編〇-〇 道路、橋梁等の維持管理及び道路災害の事故防止関係表>
- <資料編〇-〇 地すべり防止事業等の実施概要>

第4節 風害予防対策

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。
また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発（防災危機管理部）

県及び市町村は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、県民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	<u>低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。</u> <u>竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。</u>
雷注意報	<u>積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。</u> <u>竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。</u>
竜巻注意情報	<u>気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。</u> <u>雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと考えた場合には、竜巻注意情報を再度発表する。</u>
竜巻発生確度ナウキャスト	<u>気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風の可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。</u> <u>平常時を含めて常時10分毎に発表される。</u> <u>発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。</u>

(2) 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

(ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる

(イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする

(ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す

(エ) 大粒の雨やひょうが降り出す

イ 発生時に屋内にいる場合

(ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く

(イ) 雨戸・シャッターを閉める

(ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する

(エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

ウ 発生時に屋外にいる場合

(ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない

(イ) 橋や陸橋の下に行かない

(ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、
両腕で頭と首を守る

(エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

2 農作物等の風害防止対策 (農林水産部)

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。

(1) 風害の恒久的対策

ア 防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、またできるだけ長く連続して設置する必要がある。林帯の幅は樹高の5倍程度、実距離で30m程度が望ましいが、農業地では10m程度までが一般的である。

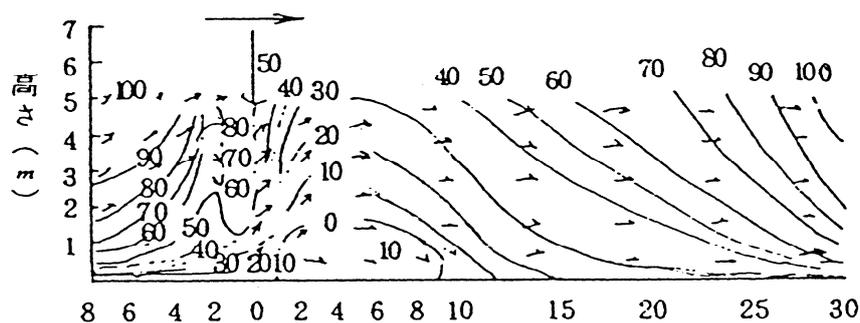
防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、シラカシ、エンジュ、ヤブツバキ、マサキ、アオキなどがある。

イ 防風垣の設置

(ア) 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお、栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

(イ) 幅員及び高さ

一列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。



垣高倍数

防風しょうによる風速分布断面図 (白鳥基準風速を100とする)

ウ 多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近では、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

3 電力施設風害防止対策

(1) 強風対策

ア 災害予防計画目標

建物に対する風圧力は建築基準法による。

送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。なお、変電設備の屋外鉄構については風速40m/Sとしている。

イ 防災施設の現況

各設備とも、災害予防計画目標に基づき次により設置している。

(ア) 送電設備

支持物及び電線の強度は、風速40m/S（地上15m）を基準にし、風速の上空逡増を考慮した風圧に耐え得るよう設計している。

倒木等による事故を防止するため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努める。

電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。

(イ) 変電設備

最近の標準設計では、屋外鉄構の強度は風速40m/Sの風圧に耐え得るものになっている。

(ウ) 配電設備

電柱および電線の強度は、風速40m/Sの風圧に耐え得るよう設計し、その他については送電設備に準じている。

(エ) 通信設備

無線のアンテナ支持物に対する強度は、前記のとおり電気設備技術基準によっている。

ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも「防災施設の現況」に準じ実施するよう努める。

(2) 塩害対策

ア 災害予防計画目標

本県は塩害の多発地帯であり、特に台風の場合は、ほとんど、塩害が発生するので、対策を講ずる。

イ 防災設備の現況

(ア) 送電設備

がいし増結または耐塩がいし使用による絶縁強化を主体とする対策を、汚損区分に応じ実施している。また塩汚損の測定・がいし洗浄などの保守体制にも万全を期している。

(イ) 変電設備

主に耐塩用がいしの使用と固定式がいし洗浄装置の設置による対策を実施している。また、必要により移動式洗浄ポンプを適宜配置し、がいし洗浄ができるようにしている。

なお、塩分付着量は、パイロットがいしを設置して、定期または臨時に測定監視を実施している。

(ウ) 配電設備

送電設備に準じる。

ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも上記イに準じ実施するよう努める。

4 通信施設風害防止対策

(1) 強風対策

ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

イ 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備を実施する。

ウ 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

(2) 塩害対策

ア 空中線

本県は、塩害を被り易い地勢にあるので、海岸線付近に設置する空中線は、塩害防止対策を施している。

第5節 雪害予防対策

本県は豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結などの社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に農作物に被害が出ることを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

1 道路雪害防止対策（県土整備部）

（1）事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

（2）除雪作業等

除雪作業等は次の各号により実施するものとする。

ア 除雪作業

土木事務所等の機材やトラック類等を使用するとともに除雪委託業者の協力を得て除雪を実施するものとする。

また、除雪の実施にあたっては、隣接する土木事務所等や他の道路管理者と連携を図った上で実施するものとする。

イ 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。

また、路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。

ウ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施するものとする。

2 農作物等の雪害防止対策（農林水産部）

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの、積雪の崩壊によるものの五つに分けることができる。なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害などがあげられる。

（1）野菜について

ア 事前対策

（ア）ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、丸太等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

（イ）ビニールハウスは、積雪20cm以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注意すると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

イ 事後対策

（ア）降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。

- (イ) 露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるようにする。
- (2) 果樹について
- ア 事前対策
- (ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。
- (イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。(防風対策の項参照)
- また「寒冷紗^{かんれいしや}」や「コモ」で樹を被覆する。ただし、被覆はかけ方によって逆に荷重が加わって被害を大きくするので、樹の上部をトンガリ帽子状に被覆する。
- また、幼木の被覆は1樹1束とする。
- イ 事後対策
- (ア) 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意する。
- (イ) 融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。
- (ウ) 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。
- (3) 花きについて
- ア 事前対策
- (ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、丸太等で各部を十分補強する。
- 特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。
- (イ) ハウス屋根の積雪は20cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。
- (ウ) ハウス内作物の保護は、暖房器具に注意し、停電等による中断や、たき過ぎに特に注意する。
- (エ) 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。
- イ 事後対策
- (ア) 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守り、また、除雪とともに融雪につとめ、施設付近に堆積しておかないこと。
- 融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。
- (イ) 露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めると共に、併せて湿害から守る。

3 電力施設雪害防止対策

(1) 送電設備

経過地の状況に応じ、着雪量、脱落条件を綿密な調査検討により想定する。これにより想定される着雪荷重に対処して、電線及び支持物の強度を適切に定め、また、不均一着雪、スリートジャンプ及びギャロッピングによる短地絡事故防止のため、電線配列の適正化や難着雪対策等必要な措置を講ずる。

(2) 配電設備

難着雪対策を施した電線を全体的に適用している。

4 通信施設雪害防止対策

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

第6節 火災予防対策

火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第4編大規模事故編の大規模火災に関する計画に、林野火災を想定した対策については、同編の林野火災に関する計画によるものとする。

1 火災予防に係る立入検査（防災危機管理部）

3月1日から7日間の春季、及び11月9日から7日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に、各市町村消防機関が、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査の主眼点

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- (2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (3) こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、市町村火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- (4) 劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、市町村火災予防条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、市町村火災予防条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

2 住宅防火対策（防災危機管理部）

県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約8割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、県内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災等を防止するため、関係機関と連携し、出火防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

3 消防組織及び施設の整備充実（防災危機管理部）

(1) 消防組織

県は、市町村の行う消防職員・団員の確保、消防本部、署等の消防組織の充実強化に必要な情報を提供する。

(2) 消防施設等の整備充実

県は、市町村が作成した消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等市町村の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進するため支援する。

4 火災予防についての啓発（防災危機管理部）

火災予防運動

春季及び秋季火災予防運動において、火災予防思想の普及のため県内各地で次のような啓発活動を実施する。

- (1) 火災予防運動を県民に周知させるため、火災予防運動初日の3月1日、11月9日に消防本部、署及び分団等のサイレンの吹鳴、警鐘の打鐘の実施
- (2) 防災・防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催
- (3) 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- (4) 商店街、小学校、保育所、デパート、病院等の消火・避難訓練

第7節 消 防 計 画

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1 常備消防体制の充実・強化 (防災危機管理部)

県下全域の市町村で常備消防(消防本部・署)が設置されているが、県は、緊急消防援助隊を含めた市町村の行う常備消防の充実・強化を推進するため支援を行う。

2 消防団員の確保 (防災危機管理部)

消防団員の確保のため市町村の留意すべき事項

- (1) 消防団に関する住民意識の高揚
- (2) 処遇の改善
- (3) 消防団の施設・設備の改善
- (4) 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- (5) 機能別団員・分団の採用推進

3 消防施設の整備 (防災危機管理部)

県内消防施設の強化を図るために、市町村等の行う消防施設強化事業に対し支援を行う。

- (1) 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握
- (2) 消防施設の整備

ア 高規格救急自動車の整備

県内の救命率の向上のため、高規格救急自動車の整備に対し、市町村の財政事情その他必要に応じ支援を行う。

イ 消防団の施設・設備

地域における消防力の強化を図るために、消防団の施設・設備に対し、市町村の財政事情その他必要に応じ、国及び県において支援する。

4 消防職員、団員等の教育訓練 (防災危機管理部)

消防大学校及び県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。

- (1) 消防大学校での教育訓練
幹部として必要な教育訓練を行う。
- (2) 県消防学校での教育訓練 (消防庁で示す「消防学校の教育訓練の基準」に基づく教育訓練)

ア 消防職員

- (ア) 初任教育(初任科)
- (イ) 専科教育(特別災害科、予防査察科、危険物科、火災調査科、救急科、救助科)
- (ウ) 幹部教育(初・中・上級幹部科)
- (エ) 特別教育(訓練指導科、はしご自動車等講習会、気管挿管・薬剤投与講習)

イ 消防団員

- (ア) 基礎教育(新任科)
- (イ) 専科教育(警防科)
- (ウ) 幹部教育(初・中級幹部科)
- (エ) 特別教育(指導員科、訓練指導科、女性消防団員科、一日入校及び現地教育)

ウ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

エ 災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

5 市町村相互の応援体制（防災危機管理部）

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、市町村においては、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定した「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

6 広域航空消防応援体制（防災危機管理部）

大規模特殊災害発生時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに県及び当該市町村の事前計画に定める手続き等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

7 消防思想の普及（防災危機管理部）

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。（各1週間）
- (3) 県消防大会及び県操法大会を開催して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- (4) 各種講習会等を開催する
- (5) 下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

(公財) 千葉県消防協会

(社) 千葉県危険物安全協会連合会

千葉県少年婦人防火委員会

(社) 千葉県消防設備協会

また、その他火災予防については、同章前節「火災予防対策」による。

なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

8 市町村の消防計画及びその推進（防災危機管理部、市町村）

特に次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化
家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員、団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画
 - ア 特殊建物、施設の多い地域の計画
 - (ア) 密集地域の計画
 - (イ) 重要文化財の計画
 - (ウ) バラック建物等の地域の計画
 - (エ) 重要建物、施設の計画
 - (オ) 高層建物の計画
 - (カ) 地下構造物及び施設の計画
 - (キ) その他

- イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
- ウ 港湾等沿岸地域の計画
- エ 急傾斜地域の計画
- オ その他
- (8) 異常時の消防計画
 - ア 強風時の計画
 - イ 乾燥時の計画
 - ウ 飛火警戒の計画
 - エ 断水又は減水時の水利計画
- (9) その他の消防計画
 - ア 林野火災の計画
 - イ 車両火災の計画
 - ウ 船舶火災の計画
 - エ 航空機火災の計画
- (10) 消防訓練計画
 - ア 機械器具操法訓練
 - イ 機関運用及び放水演習
 - ウ 自動車操縦訓練
 - エ 非常招集訓練
 - オ 飛火警戒訓練
 - カ 通信連絡訓練
 - キ 破壊消防訓練
 - ク 林野火災防ぎょ訓練
 - ケ 車両火災防ぎょ訓練
 - コ 船舶火災防ぎょ訓練
 - サ 航空機火災防ぎょ訓練
 - シ 危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練
 - ス 災害応急対策訓練
 - セ 自衛消防隊の指導
- (11) 火災予防計画
 - ア 防火思想普及計画
 - イ 予防査察計画
 - <資料編〇一〇 千葉県広域消防相互応援協定>
 - <資料編〇一〇 千葉県消防広域応援基本計画>
 - <資料編〇一〇 大規模特殊災害時における広域航空消防相互応援千葉県事前計画>

第8節 災害時要援護者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要となったこと等については、水害・土砂災害などの風水害を想定した対策を講じる上でも共通した課題であり、県及び市町村等は、高齢者や障害者のほか、難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人などを含めた災害時要援護者の安全確保体制の整備を図る。

国では、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（以下、この節において「ガイドライン」という。）」を策定し、県では「災害時要援護者避難支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。なお、国は平成24年度にガイドラインを改定することとしている。

1 在宅要援護者に対する対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

(1) 災害時要援護者の把握

県民及び市町村は、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児、妊婦等いわゆる「災害時要援護者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。

なお、県民及び市町村は、ガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行うものとする。

ア 災害時要援護者の所在把握

(ア) 市町村は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要援護者をリストアップし、どのような要援護者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要援護者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要援護者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。

(ウ) 所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

イ 所在情報の管理

(ア) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有しておくことが必要である。

(イ) 災害時における情報の開示時期、どのような機関に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのか、情報開示の内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ定めておく必要がある。

(ウ) 災害時要援護者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用が求められることから、コンピュータを利用してのデータベース化やGIS化などを進めるとともに、データの流出防止等、情報の適切な管理の下に、常に必要最低限の情報が取り出せるように整備することが必要である。

なお、災害による電源喪失を考え、紙での情報保管についても検討していく。

(2) 支援体制の整備

県及び市町村は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で災害時要援護者を支援するための体制づくりを行う。

市町村は、ガイドラインや手引きを参考とし、災害時要援護者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

(3) 災害時要援護者避難支援プランの策定

県民及び市町村は、「災害時要援護者」の把握に努め、名簿を作成し、自治会や町内会など地域社会全体で一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な災害時

要援護者避難支援プランの個別計画の策定に努めるものとする。

(4) 避難指示等の情報伝達

市町村は、高齢者や障害者等の災害時要援護者について、その状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

(5) 防災設備等の整備

県及び市町村は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきり高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(6) 避難施設等の整備

市町村は、施設の安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要援護者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。また、県及び市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の災害時要援護者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

災害時要援護者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、支援者で備えることとする。

市町村は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、災害時要援護者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(7) 防災知識の普及、防災訓練の充実

県及び市町村は、災害時要援護者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(8) 在宅避難者等への支援

県及び市町村は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る災害時要援護者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

2 社会福祉施設等における防災対策（健康福祉部、教育庁）

県及び市町村は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市町村との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び児童生徒等の実態等に応じた協力が得られるよう体制

づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

3 外国人に対する対策（総合企画部、防災危機管理部）

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「災害時要援護者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 外国人に対する対応

県は、日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、各市町村からの迅速な派遣要請が可能となるよう、平時から各市町村に対し、派遣制度の周知を図る。

また、日本語理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。

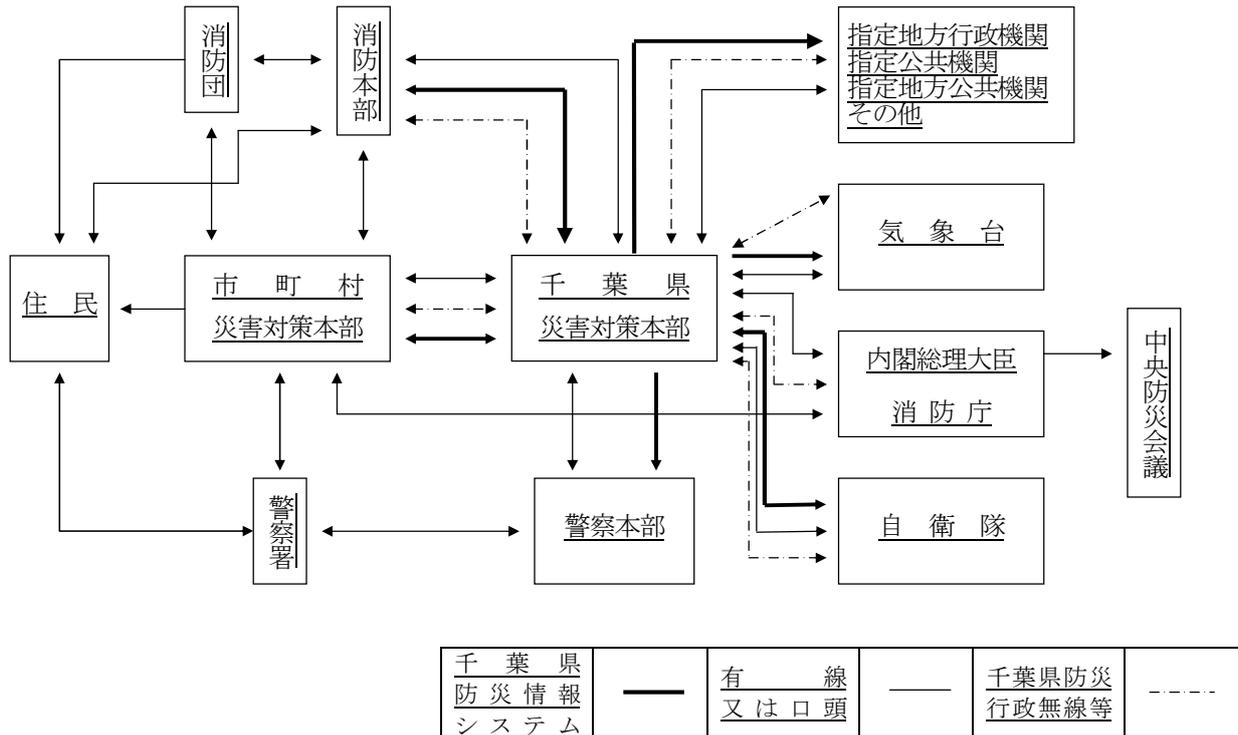
第9節 情報連絡体制の整備

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

なお、災害時の通信連絡系統は以下のとおりである。

通信連絡系統



1 県における災害情報通信施設の整備 (防災危機管理部)

(1) 県防災行政無線の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

ア 整備概要

(ア) 無線設備設置機関

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関256機関に無線設備を設置している。

(イ) 通信回線

a 地上系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

b 衛星系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

c 移動系通信回線

県内に整備した10箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。

(ウ) 通信機能の概要

a 個別通信機能

防災無線設備設置機関は、相互に一般加入電話が輻輳した場合でも利用可能な専用回線による電話、ファクシミリ、データ伝送による通信が行える。また、消防庁や地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県等とも同様に、相互に通信が可能である。

b 一斉通報機能

県庁からネットワークを構成する全機関には、ファクシミリ、音声及びデータ伝送による一斉通報が行える。

c 映像伝送機能

県庁及び衛星通信車から衛星系通信回線を利用して、衛星系通信回線による無線設備を設置した県内の機関及び地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県に対し災害現場の映像等を伝送することができる。

(エ) 災害時等に対する設備対策

a 回線帯域制御機能

発生時等における通信の輻輳に対処するため、地上系光ファイバー回線に回線帯域制御機能を備えており、重要な通信を優先して伝送することができる。

b 機器監視制御

県庁防災行政無線統制室において、全局の運用状態を常時コンピュータで集中監視・制御している。

c 通信回線の2ルート化

県庁と土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。

d 予備電源の配備

停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。また、県庁においては、浸水被害発生時にも有効に稼働するよう電源装置の移設を行う。

e 衛星通信車（ちば衛星号）の配備

衛星系通信回線を利用した映像送信機能のほか、電話、ファクシミリによる個別通信機能を有した衛星通信車を配備しており、災害現場における情報収集や通信機能が停止した機関の代替無線局として活用できる。

f 可搬型地球局の配備

災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、地域振興事務所及び県防災センターに配備している。

g その他の設備の配備

災害発生時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、災害対策本部の支部となる地域振興事務所等に衛星携帯電話等を配備する。

h 通信訓練の実施

県防災行政無線が設置されている機関において、機器等の熟知及び災害発生時における円滑な操作を図るため、定期的に通信訓練を実施する。

(オ) 運用体制

a 県防災行政無線統制室は、災害時における迅速、的確な情報の受伝達と全局の機器の運用状態の監視・制御のため、職員等による24時間体制をとっている。

b 県は通信機器等を、大雨等による水害に対処できるよう地域の状況を勘案のうえ設置し、また、災害時の通信確保を図るため通信運用マニュアル等を作成し、各局を指導している。

(カ) 機器の保守体制

県は通信機器の定期的な保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止を図っている。
なお、機器に障害が発生した場合は、速やかに復旧処理にあたる体制をとっている。

(2) 国が整備する通信設備

ア 気象庁は、確実な緊急地震速報の発表のため、その体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

イ 県は、国の関係機関との連絡のため、国が整備する下記の通信設備も利用する。

(ア) 災害対策基本法、消防組織法及び水防法等に基づき、災害時等において県と総務省消防庁及び国土交通省との間における情報受伝達に必要な通信を確保するために整備された、国土交通省都道府県間水防連絡用多重無線電話(国土交通省)及び消防防災無線(総務省消防庁)。

(イ) 内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間における情報伝達に必要な通信を確保するために整備された、中央防災無線網(緊急連絡用回線)。

(3) 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

(4) 防災情報システムの整備

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」(以下「防災情報システム」という。)を整備し、運用している。

ア 防災情報システムの概要

防災情報システムは、災害に係わる情報の収集、処理、分析を迅速かつ的確に行い、災害時における防災関係機関との調整、意思決定等を支援するシステムである。

県庁、地域振興事務所及び土木事務所等の県出先機関及び市町村等の防災関係130機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた専用端末を設置し、電気通信事業者の光回線を利用してオンラインによる被害情報等報告及びこれらの情報の共有を行っている。併せて、防災ポータルサイトを通じて県民に対する防災に関する情報発信を行っている。併せて、防災ポータルサイトを通じて県民に対する防災に関する情報発信を行っている。

イ 防災情報システムの機能概要

(ア) 被害情報処理機能(防災情報システム)

専用端末を設置した各機関で把握した被害情報等を、各機関の担当者が専用端末により直接データベースに登録することで、県災害対策本部への被害情報報告と専用端末を設置した各機関との情報共有を同時に行う。

(イ) 実況監視処理機能(気象情報システム)

気象情報や県土整備部が整備した水防テレメータシステムで収集した雨量・水位情報の実況監視を専用端末装置等から行う。

また、緊急を有する情報についてはポップアップ(警告音、回転灯)により通知を行う。

(ウ) 地図情報

電子化された基本地図上に各防災関係機関が入力した災害危険箇所・区域、避難場所及び公共施設等の各種防災情報や被害情報等を表示し、それらの情報を共有する。

(エ) 物資管理情報システム

県及び市町村で管理する防災用資機材、非常用食料、医薬品、生活必需品等の備蓄物資情報を管理する。

(オ) 県民への情報発信機能

防災ポータルサイトを通じて気象情報、被害情報、避難場所に関する情報等を発信する。

また、希望者あてに「ちば防災メール」を配信し、防災に関する各種情報を発信する。

(カ) 職員参集機能

気象情報の種類や規模等に応じてメールを自動配信し、関係職員の自動参集を支援する。

ウ 防災情報システムの改良

県は、これまでの防災情報システムの運用実績、東日本大震災における災害対策本部の活動を通じて得られた教訓、県民の要望及び情報通信関係技術の開発動向を見据え、システムの全面改修に向けた検討を行う。

また、全面改修までの間は、現行のシステムについて機能の充実を目指し、可能な範囲での改良を継続的に実施していく。

＜資料編〇―〇 千葉県防災情報システム概念図＞

(5) 情報基盤の整備・充実

県は、災害時の応急対策における情報伝達手段を確保するため、職員全員に業務用として配付しているパソコン及び全庁情報ネットワーク等、情報基盤の整備・充実を図る。

2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部）

市町村は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、市町村防災行政無線等の整備拡充に努める。

(1) 市町村防災行政無線等の整備状況

(平成23年3月31日現在)

区 分		整 備 済	未 整 備	整 備 率 (%)
種 別				
防災行政無線	同報系	54	0	100
	移動系	46	8	85.2

(2) 全国瞬時警報システムの整備状況

(平成24年3月31日現在)

区 分	整 備 済	未 整 備	整 備 率 (%)
種 別			
全国瞬時警報システム	54	0	100

備考：市町村防災行政無線との接続は49市町村で実施している。

3 警察における災害通信網の整備（警察本部）

(1) 警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。

(2) 知事、市町村長及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

＜資料編〇―〇 警察通信施設＞

4 東日本電信電話(株)千葉支店における災害通信施設の整備

東日本電信電話(株)千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、Ku帯超小型衛星通信方式端末及びポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉支店災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

＜資料編〇―〇 東日本電信電話（株）千葉支店通信施設＞

5 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

6 KDD I 事業所等における災害通信施設等の整備

KDD I ㈱では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

7 非常通信体制の充実強化（防災危機管理部）

県、市町村及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

8 アマチュア無線の活用（防災危機管部）

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、県は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、県とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平常時から連携強化に努めるものとする。

9 その他通信網の整備（総務部、総合企画部、防災危機管理部）

CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第10節 備蓄・物流計画

県及び市町村は、県民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、県民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

1 食料・生活必需品等の供給体制の整備（防災危機管理部、市町村）

（1）備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、県及び市町村は、家庭等における3日分以上の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することなど、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

（2）市町村における備蓄・調達体制の整備

市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や災害時要援護者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結の推進に努める。

（3）県における備蓄・調達体制の整備

県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合などに備え、広域地方公共団体として市町村を補完する立場から、物資の備蓄・調達体制の整備等に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資・資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせる上で、市町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、災害時要援護者や女性の避難生活等に配慮する。

イ 備蓄品目の選定等に際しては、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる被災市町村に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を想定した検討を行うとともに、平時から「プッシュ型」支援を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について、県・市町村間の情報共有を図る。

ウ 被災地に物資を迅速に提供するため、平時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有を図るとともに、県内11か所の備蓄拠点による分散備蓄により相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。

エ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結のさらなる推進に努める。

（4）県及び市町村における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市町村は、平時から体制整備に努めるものとする。

ア 県における物流体制

県は、市町村の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。大量の支援物資等の受入れ、在庫管理及び払出しを円滑に行い、かつ迅速に目的地へ輸送するため、物資の集積拠点としての物流倉庫や、輸送車両・機材・ノウハウの提供等について、倉庫業界・トラック業界などの民間物流事業者の協力を受けるなど、官民連携による物流体制を構築するものとする。

イ 市町村における物流体制

市町村は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部）

(1) 災害用医薬品等の備蓄

災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、健康福祉センター（保健所）等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しているところである。

（平成24年4月1日現在）

備蓄数量	備蓄場所
3セット	習志野及び印旛の各健康福祉センター（保健所）
2セット	県庁薬務課、山武健康福祉センター（保健所）
1セット	市川、松戸、野田、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各健康福祉センター（保健所）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター

1セット：500人分（県全体数量：22セット・11,000人分）

(2) 応急医療資機材の備蓄

大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を円滑にするため医療救護活動に必要な応急医療資機材を健康福祉センター（保健所）等に整備しているところである。

（平成24年4月1日現在）

整備状況	応急医療資機材の内容
県医療整備課(4セット)、習志野健康福祉センター(13セット)、市川健康福祉センター(16セット)、松戸健康福祉センター(23セット)、野田健康福祉センター(5セット)、印旛健康福祉センター(14セット)、印旛健康福祉センター成田支所(10セット)、香取健康福祉センター(5セット)、海匝健康福祉センター(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武健康福祉センター(10セット)、長生健康福祉センター(5セット)、夷隅健康福祉センター(6セット)、安房健康福祉センター(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津健康福祉センター(10セット)、市原健康福祉センター(10セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射器

3 水防用資機材の整備（県土整備部）

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、次のように水防用資機材を整備している。これらの水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

(1) 水防用資機材

水防管理団体は、おおむね担当堤防延長 2 km について 1 箇所割合で、水防倉庫（木造 33.3 平方メートル程度）、その他資材そなえ付け場を設け（なるべく水防活動に便利な箇所を選ぶ）、資機材を備蓄するよう努める。

(参考) 指定水防管理団体整備基準

品名	数量	品名	数量
土のう	3,000 俵	のこぎり	4 丁
なわ	550 kg	かま	10 丁
シート	100 枚	おの	5 丁
杉丸太 末口 3寸2.5間	10 本	ベンチ	3 丁
" 2.0間	30 本	鉄線 (#8)	100 kg
" 1.0間	200 本	" (#10)	100 kg
竹	15 本	かすがい	50 本
蛇籠	20 本	大型照明灯	3 台
スコップ	30 丁	予備土砂	若干
掛矢	10 丁		

(2) 水防施設等

県（現地指導班）及び水防倉庫の数は次のとおり

ア 県倉庫 31 か所（各土木事務所、その他）

イ 水防管理団体水防倉庫 122 棟

第 1 1 節 防災施設の整備

災害から県民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災センターや避難所等の各種防災施設等の整備が重要である。

1 (仮称) 危機管理防災センターの整備等 (防災危機管理部)

災害対策本部が迅速かつ円滑に機能するよう本部事務局室を常設し、独自の自家発電設備を備えた(仮称) 危機管理防災センターを整備する。

2 防災センター等の整備 (防災危機管理部)

県は、平常時における県民の防災知識の普及啓発を図るとともに、大規模災害時における防災用資機材や食料の備蓄、搬送拠点として、中央防災センターを設置しており、さらに東葛飾地域をはじめとする県西部の防災拠点として、西部防災センターの整備を図った。

なお、中央防災センター及び西部防災センターの概要は次のとおりである。

名 称	中央 防 災 セ ン タ ー	西 部 防 災 セ ン タ ー
所 在 地	千葉市中央区仁戸名町666-2	松戸市松戸558-3
敷 地 面 積	12,415㎡	10,000㎡
開 館 年 度	昭和60年度	平成10年度
延 床 面 積 等	鉄筋コンクリート造平家建 1,453㎡	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 3,189㎡
展 示 施 設 等	※展示施設については、 平成16年4月より休止中	地震体験装置、暴風雨体験装置 初期消火体験装置、消防署への通報 訓練装置、応急救護訓練装置、 煙内避難体験装置、総合シミュレー ション、Q&Aモシモシダイヤル 災害（地震、風水害）、防災（火災） 及び避難（煙災害）をテーマにした 映像等
備 蓄 倉 庫	293㎡	260㎡

3 避難施設の整備 (防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村)

(1) 避難場所等の整備

市町村は、「災害時における避難所運営の手引き」により、避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。

また、避難所等の整備等については、同手引きの記載内容及び次の点に留意するものとする。

ア 避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模を持って適切に配慮する。

イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。

ウ 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。

エ 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

オ 避難生活の長期化、高齢者、障害者等の災害時要援護者に対応するため、災害時要援護者に特別の配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベット、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。

カ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

(2) 避難路の整備

市町村は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じておく。

(3) ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市町村は地域防災計画に位置付けその確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

また、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の各部隊の支援を円滑に受け入れるための進出拠点・応急対策活動拠点の候補地や広域物資拠点・広域医療搬送拠点の候補地をあらかじめ選定するものとする。

第12節 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等対策は、東日本大震災において、県内で多くの帰宅困難者が発生したことや、首都直下地震により東京を中心とした首都圏で広域的な被害が発生した場合に、大規模地震発生当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることから、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や、帰宅困難者等の安全確保などの対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、台風の滞留や、出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

1 一斉帰宅の抑制

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族などの安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先などから居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が continuing している場合は、移動行動そのもの困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組を実施していく。

2 情報連絡体制の整備

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が continuing している状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会や、今後、各地域で市町村が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等協議会の活用など、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

3 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、県及び市町村は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNSなどの情報発信手段についても検討していく。

4 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めるとともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第13節 防災体制の整備

県は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、国・他県等からの広域応援体制を構築するため、平時から県内市町村、国、他都道府県や県内外の防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

1 県の防災体制の整備

(1) 災害対策本部の活動体制の整備

県は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。

(2) 被災地における活動体制の整備

県は、被災による市町村機能の低下などにより情報収集や救助活動に支障をきたす場合等を想定し、各地域振興事務所職員を中心とした被災地への派遣など、独自の情報収集体制を構築する必要があることなどから、災害対策本部支部や現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について、検討しておくものとする。

(3) 受援計画の策定

県は、国、自衛隊、消防機関、他都道府県及び民間ボランティアや企業等の応援等を効果的に受けるため、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネートなど、県が中心となって行うことが適当な事務について、受援計画の作成に努める。

(4) 都道府県をまたがる広域応援体制の整備

県では、全国知事会による全都道府県を対象とした災害時の広域応援協定や、関東地方知事会による関東1都9県を対象とした協定、九都県市首脳会議による九都県市を対象とした協定を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等をはたらきかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努めるものとする。

(5) 広域避難者の受入体制の整備

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

第3章 災害応急対策計画

災害対策本部活動

- ・ 県の活動体制 (第1節 風-3-4)
- ・ 市町村の活動体制 (第1節 風-3-12)
- ・ 指定行政機関等の活動体制 (第1節 風-3-12)
- ・ 県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携 (第1節 風-3-13)
- ・ 市町村支援 (第1節 風-3-13)
- ・ 災害救助法の適用手続等 (第1節 風-3-13)

情報収集・伝達体制

- ・ 通信体制 (第2節 風-3-17)
- ・ 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備 (第2節 風-3-20)
- ・ 被害情報等収集・報告 (第2節 風-3-32)
- ・ 災害時の広報 (第2節 風-3-40)

水防計画

- ・ 水防の目的 (第3節 風-3-42)
- ・ 水防の責任 (第3節 風-3-42)
- ・ 津波における留意事項 (第3節 風-3-42)
- ・ 安全配慮 (第3節 風-3-42)
- ・ 水防本部の組織 (第3節 風-3-43)
- ・ 水防本部の配備体制と活動内容 (第3節 風-3-45)
- ・ 水防配備指令伝達系統 (第3節 風-3-48)
- ・ 水防配備の解除 (第3節 風-3-49)

避難計画

- ・ 計画方針 (第4節 風-3-50)
- ・ 実施機関 (第4節 風-3-50)
- ・ 避難の勧告又は指示等 (第4節 風-3-50)
- ・ 避難誘導等 (第4節 風-3-51)
- ・ 避難所の開設 (第4節 風-3-52)
- ・ 現地救護本部の設置 (第4節 風-3-52)

災害時要援護者等の安全確保対策

- ・ 避難誘導等 (第5節 風-3-53)
- ・ 避難所の設置、災害時要援護者の対応 (第5節 風-3-53)
- ・ 福祉避難所の設置 (第5節 風-3-54)
- ・ 避難所から福祉避難所への移送 (第5節 風-3-54)
- ・ 被災した災害時要援護者等の生活の確保 (第5節 風-3-54)

救助救急・医療救護活動

- ・ 救助・救急 (第6節 風-3-55)
- ・ 水防活動 (第6節 風-3-56)
- ・ 危険物等の対策 (第6節 風-3-56)
- ・ 医療救護 (第6節 風-3-59)

警備・交通の確保・緊急輸送対策

- ・ 災害警備計画 (第7節 風-3-65)
- ・ 交通対策計画 (第7節 風-3-66)
- ・ 在港船舶対策計画 (第7節 風-3-70)
- ・ 緊急輸送 (第7節 風-3-72)

救援物資供給活動

- ・ 応急給水 (第8節 風-3-75)
- ・ 食料・生活必需品等の供給体制 (第8節 風-3-76)
- ・ 燃料の調達 (第8節 風-3-79)

広域応援の要請及び県外支援

- ・ 国等に対する応援要請 (第9節 風-3-80)
- ・ 他都道府県等に対する応援要請 (第9節 風-3-80)
- ・ 県の市町村への応援 (第9節 風-3-80)
- ・ 市町村間の相互応援 (第9節 風-3-80)
- ・ 消防機関の応援 (第9節 風-3-81)
- ・ 国土交通省所管の公共施設に係る相互応援 (第9節 風-3-81)
- ・ 水道事業体等の相互応援 (第9節 風-3-81)
- ・ 資料の提供及び交換 (第9節 風-3-82)
- ・ 経費の負担 (第9節 風-3-82)
- ・ 民間団体等との協定等の締結 (第9節 風-3-82)
- ・ 海外からの支援助入れ (第9節 風-3-82)
- ・ 県外被災県等への支援 (第9節 風-3-82)
- ・ 広域避難者の受入れ (第9節 風-3-83)

自衛隊への災害派遣要請

- ・ 災害派遣の要請 (第10節 風-3-84)
- ・ 災害派遣の方法 (第10節 風-3-84)
- ・ 災害派遣要請の手続等 (第10節 風-3-85)
- ・ 知事への災害派遣の要請の要求 (第10節 風-3-86)
- ・ 自衛隊との連絡 (第10節 風-3-87)
- ・ 災害派遣部隊の受入体制 (第10節 風-3-87)
- ・ 災害派遣部隊の撤収要請 (第10節 風-3-88)
- ・ 経費負担区分 (第10節 風-3-88)
- ・ 自衛隊の即応態勢 (第10節 風-3-88)

学校等における児童・生徒の安全対策

- ・ 防災体制の確立 (第11節 風-3-89)
- ・ 学用品の調達及び支給 (第11節 風-3-90)
- ・ 授業料等の減免・育英補助の措置 (第11節 風-3-91)
- ・ 学校給食の実施 (第11節 風-3-91)
- ・ 文化財の保護 (第11節 風-3-91)

帰宅困難者等対策

- ・ 一斉帰宅抑制の呼びかけ (第12節 風-3-92)
- ・ 企業、学校など関係機関における施設内待機 (第12節 風-3-92)
- ・ 大規模集客施設や駅等における利用者保護 (第12節 風-3-92)
- ・ 帰宅困難者等への情報提供 (第12節 風-3-92)
- ・ 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 (第12節 風-3-92)

保健衛生、防疫、廃棄物等対策

- ・ 保健活動 (第13節 風-3-93)
- ・ 飲料水の安全確保 (第13節 風-3-93)
- ・ 防疫 (第13節 風-3-93)
- ・ 死体の捜索処理等 (第13節 風-3-94)
- ・ 動物対策 (第13節 風-3-96)
- ・ 清掃及び障害物の除去 (第13節 風-3-96)

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

- ・ 応急仮設住宅の提供等 (第14節 風-3-99)
- ・ 住宅の応急修理計画 (第14節 風-3-99)
- ・ 建設資材の確保 (第14節 風-3-100)
- ・ 被災宅地危険度判定支援体制の整備 (第14節 風-3-100)
- ・ り災証明書の交付 (第14節 風-3-100)

ライフライン関連施設等の応急復旧

- ・ 水道施設災害対策計画 (第15節 風-3-101)
- ・ 電力施設災害対策計画 (第15節 風-3-101)
- ・ 下水道施設災害対策計画 (第15節 風-3-105)
- ・ ガス施設災害対策計画 (第15節 風-3-106)
- ・ 東日本電信電話(株)の通信施設災害対策計画 (第15節 風-3-113)
- ・ (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモの通信施設災害対策計画 (第15節 風-3-114)
- ・ KDDI(株)の通信施設災害対策計画 (第15節 風-3-114)
- ・ 郵政業務応急対策計画 (第15節 風-3-115)
- ・ 工業用水道の応急復旧 (第15節 風-3-115)

ボランティアの協力

- ・ ボランティアの活動分野 (第16節 風-3-117)
- ・ ボランティアとして協力を求める個人、団体 (第16節 風-3-117)
- ・ ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ (第16節 風-3-118)
- ・ 災害時におけるボランティアの登録、派遣 (第16節 風-3-118)
- ・ ボランティア受入体制 (第16節 風-3-119)
- ・ ボランティアコーディネーターの養成 (第16節 風-3-120)
- ・ 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画 (第16節 風-3-120)

第1節 災害対策本部活動

災害が発生した場合、人的被害にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の破損、さらには生活関連施設の機能障害などの被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

1 県の活動体制（防災危機管理部）

県は、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ総合調整を行う。

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、千葉県災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

県本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによる。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「災害時の事務処理に関する手引」により、各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていくこととする。

(1) 災害対策本部設置前の初動対応

ア 気象庁による大雨・暴風・高潮・洪水・大雪・暴風雪警報の1以上が県下に発表され、あるいは、災害の発生が予想される場合で、知事が必要と認めたときは、危機管理課、防災計画課、消防課及び関係機関は、次の措置を講ずる。

(ア) 気象に関する情報の収集及び伝達

(イ) 被害情報の把握及び報告

イ 危機管理課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに防災危機管理部長を経由して知事に報告する。また、必要に応じ、国の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

ウ 上記ア及びイについては、夜間、休日等の時間外においても同様とする。

(2) 県応急対策本部

ア 設置又は廃止とその基準

防災危機管理部長は、風水害等による災害に迅速に対応する初動・応急体制を確立するため、前記(1)アに記載の現象が生じた段階において、必要に応じ応急対策本部を設置することができる。

なお、災害の規模が拡大し、又は拡大するおそれのあるときは、必要に応じて「災害対策本部(本部長 知事：本部第1配備から本部第3配備)」に移行する。

また、防災危機管理部長は、応急対策本部を設置した後において、県内において災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、応急対策本部を設置する必要がないと認めるときは廃止する。

イ 組織及び編成は、「千葉県応急対策本部設置要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

【千葉県応急対策本部組織（風水害等）】

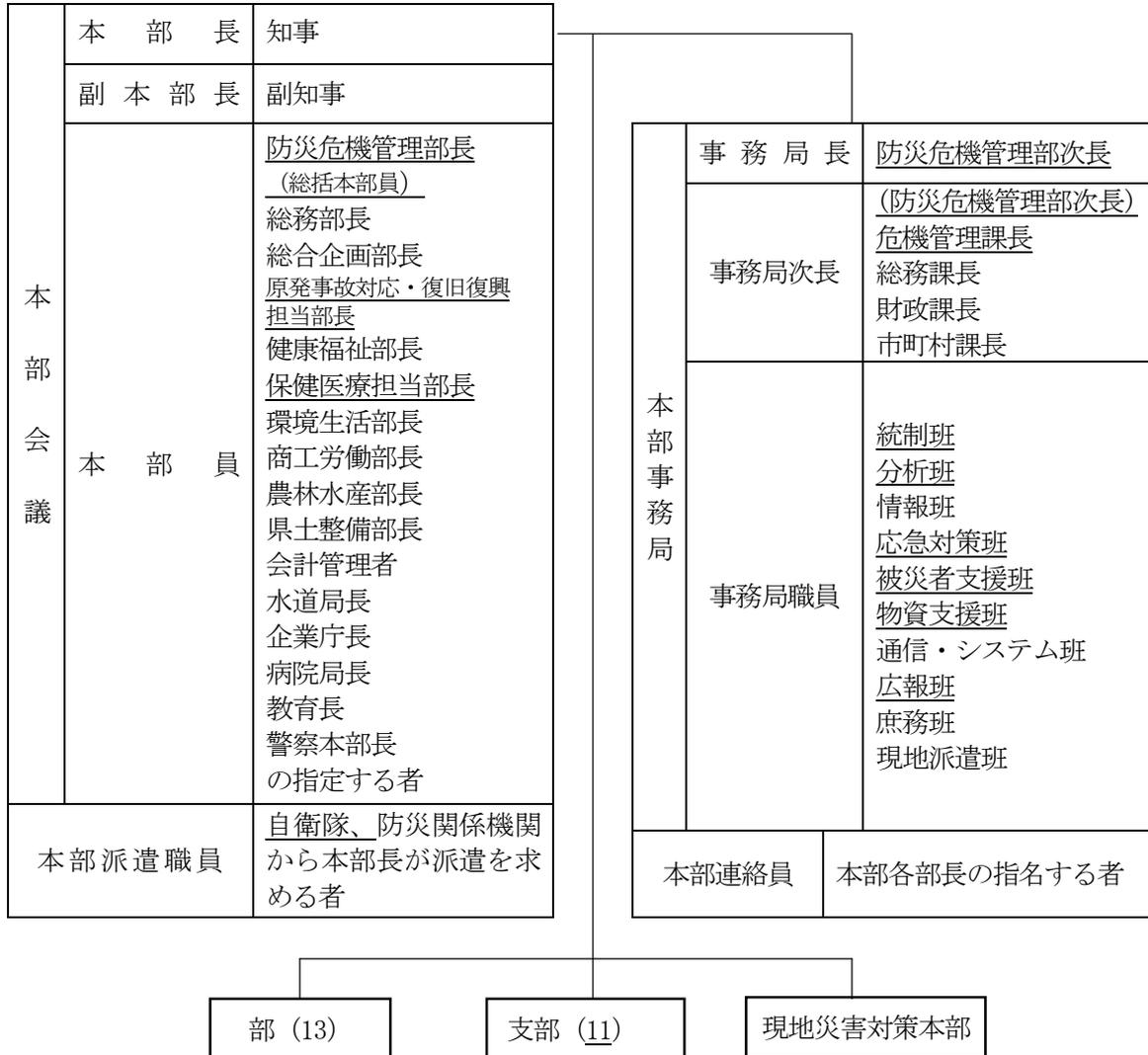


(3) 千葉県災害対策本部

千葉県災害対策本部の組織及び編成は「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

ア 組織編成

【本部】



【部及び支部の構成】

部	支 部
総 務 部	千 葉 支 部
総 合 企 画 部	葛 南 支 部
健 康 福 祉 部	東 葛 飾 支 部
環 境 生 活 部	印 旛 支 部
商 工 労 働 部	香 取 支 部
農 林 水 産 部	海 匝 支 部
県 土 整 備 部	山 武 支 部
出 納 部	長 生 支 部
水 道 部	夷 隅 支 部
企 業 部	安 房 支 部
病 院 部	君 津 支 部
教 育 部	
警 察 部	

(ア) 本部会議

- a 本部長は、県の災害対策を推進するため、本部室において、本部長、副本部長、本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策等に関する重要事項について審議決定する。
- b 本部長は、上記 a の審議決定にあたり、必要に応じて防災関係機関に対して本部派遣職員の派遣を要請し、意見等を求めるものとする。

(イ) 本部事務局

- a 事務局長は、防災危機管理部次長をもって充てる。
- b 事務局次長は、危機管理課長、総務課長、財政課長及び市町村課長をもって充てる。
- c 本部連絡員及び事務局員は、各部長が指名し、本部事務局に勤務する。
- d 事務局の事務分掌等
事務局の事務を統制班、分析班、情報班、応急対策班、被災者支援班、物資支援班、通信・システム班、広報班、庶務班、現地派遣班の10班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。
本部事務局の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第四のとおりとする。
なお、災害対策本部事務局の運営にあたっては、「災害時の事務処理に関する手引き」によるものとする。

(ウ) 本部派遣職員

本部派遣職員は、本部会議及び本部事務局との連絡調整にあたる。

(エ) 部

- a 部は、部長、副本部長、班長及び本部職員をもって構成し、部が所掌する分掌事務を遂行する。
- b 部及び班の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第三のとおり。

(オ) 支 部

- a 支部は、支部長、副支部長、班長、支部連絡員、情報連絡員及び支部職員をもって構成し、支部が所掌する分掌事務を遂行する。
- b 支部長は地域振興事務所長をもって充てる。
- c 支部の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第六を基準とし、また運営については本部の運営方法を基準とし、かつ地域の実情等を勘案してあらかじめ支部長が定めておくものとする。

(カ) 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長及び現地災害対策本部職員をもって構成し、災害の現地において、本部との連絡を保ちつつ、支部からの情報に基づいて急を要する対策を実施する。

現地災害対策本部長は、本部の副本部長、本部員、支部長又はその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

イ 各組織の連絡方法

- (ア) 本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項は、本部事務局長が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡するものとする。
- (イ) 各部及び各班で収集した情報又は、実施した対策等のうち、本部長あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて速やかに本部事務局長に報告するものとする。
- (ウ) 上記 (イ) により報告を受けた本部事務局長は、速やかにこれを本部長に報告するとともに、本部連絡員を通じて各部及び各班に伝達するものとする。
- (エ) 上記 (ア) ~ (ウ) の規定は支部において準用する。

ウ 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

エ 県本部設置又は廃止の通報及び発表

知事は、県本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を国（総務省消防庁長官）及び市町村長に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

また、知事は、県本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

(ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(イ) 防災担当大臣（防災担当大臣がおかれていない場合に合っては、内閣官房長官）、厚生労働大臣及び国土交通大臣

(ウ) 隣接都県知事

オ 県本部の設置場所

県本部は、原則として県本庁舎5階大会議室、中庁舎10階大会議室及び6階危機管理課内に設置する。

なお、県本庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により設置場所を選定するが、知事の判断により変更することができる。

- | | |
|------|-------------------|
| 第1位 | <u>印旛地域振興事務所</u> |
| 第2位 | <u>君津地域振興事務所</u> |
| 第3位 | <u>長生地域振興事務所</u> |
| 第4位 | <u>香取地域振興事務所</u> |
| 第5位 | <u>山武地域振興事務所</u> |
| 第6位 | <u>安房地域振興事務所</u> |
| 第7位 | <u>夷隅地域振興事務所</u> |
| 第8位 | <u>海匝地域振興事務所</u> |
| 第9位 | <u>東葛飾地域振興事務所</u> |
| 第10位 | <u>東京事務所</u> |
| 第11位 | <u>その他の県有施設</u> |

(4) 職員の配備

ア 初動体制の確立

本庁各部局（課室）及び出先機関の長は、常に気象状況等に注意し、災害の発生するおそれがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合は、迅速に対処できるよう準備を整えておくものとする。

配備体制の基準は次のとおりとし、本庁各部局（課室）及び出先機関の長は、年度当初に職員の配備計画を立てて所属職員に徹底しておくものとする。また、発生直後の災害情報の収集や災害対策の調整を行うため、県庁及びその周辺に常時防災担当者が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。

イ 配備基準

(ア) 災害対策本部設置前の配備

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第1配備	<p>次のいずれかに該当し、<u>防災危機管理部長が必要と認め</u>たとき。</p> <p>1 <u>次の警報の1以上が県下に発表され、災害の発生が予想されるとき。</u></p> <p>(1) <u>大雨警報</u></p> <p>(2) <u>暴風警報</u></p> <p>(3) <u>高潮警報</u></p> <p>(4) <u>洪水警報</u></p> <p>(5) <u>大雪警報</u></p> <p>(6) <u>暴風雪警報</u></p> <p>2 <u>本県が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき。</u></p> <p>3 <u>土砂災害警戒情報が発表されたとき。</u></p> <p>4 <u>その他、災害の発生が予想されるとき。</u></p>	<p>災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。</p>	<p>本 庁</p> <p><u>危機管理課</u> <u>防災計画課</u> <u>消防課</u> <u>交通計画課</u> <u>健康福祉政策課</u> <u>農林水産政策課</u> <u>森林課</u> <u>漁港課</u> <u>県土整備政策課</u> <u>道路計画課</u> <u>道路整備課</u> <u>道路環境課</u> <u>河川整備課</u> <u>河川環境課</u> <u>港湾課</u> <u>市街地整備課</u> <u>公園緑地課</u> <u>下水道課</u> <u>住宅課</u></p> <p>出先機関</p> <p><u>地域振興事務所</u> <u>林業事務所</u> <u>漁港事務所</u> <u>土木事務所</u> <u>港湾事務所</u> <u>北千葉道路事務所</u> <u>真間川改修事務所</u> <u>ダム管理事務所</u> <u>区画整理事務所</u> <u>下水道事務所</u> <u>企業庁のうち庁長が指定する出先機関</u> そのほかの機関は地域の实情に応じて<u>地域振興事務所長</u>が定める。</p>
第2配備	<p><u>第1配備体制を強化する必要があると防災危機管理部長が認めたとき。</u></p>	<p>第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。</p>	<p>第1配備に加え</p> <p>本 庁</p> <p><u>秘書課</u> <u>総務課</u> <u>管財課</u> <u>学事課</u> <u>政策企画課</u> <u>報道広報課</u> <u>水政課</u> <u>疾病対策課</u> <u>医療整備課</u> <u>環境政策課</u> <u>経済政策課</u> <u>団体指導課</u> <u>耕地課</u> <u>担い手支援課</u> <u>水産課</u> <u>建築指導課</u> <u>病院局経営管理課</u> <u>水道局のうち局長が指定する課</u> <u>企業庁のうち庁長が指定する課</u> <u>教育庁のうち教育長が指定する課</u></p> <p>出先機関</p> <p><u>健康福祉センター(保健所)</u> <u>農業事務所</u> <u>水産事務所</u> <u>水産情報通信センター</u> <u>水道局のうち局長が指定する出先機関</u> <u>教育庁のうち教育長が指定する出先機関</u> そのほかの機関は、地域の实情に応じて<u>地域振興事務所長</u>が定める。</p>
<p>※議会事務局には、連絡のみ行う。</p>			

(注) 配備の特例措置

知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において支部の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、地域振興事務所長の意見を聴いて当該支部の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。

(注) 災害対策本部の特例措置

第1、第2配備時において、局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、知事が必要と認めたときは災害対策本部を設置することができる。

(イ) 災害対策本部設置後の配備

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
本部 第1配備	<u>県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。</u>	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いえる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案してあらかじめ、各部長又は支部長が定める。	本部及び支部を構成するすべての県の機関
本部 第2配備	<u>県内の複数の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。</u>	本部第1配備体制を強化し対処する体制としその所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。	本部及び支部を構成するすべての県の機関
本部 第3配備	<u>県内の多数の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。</u>	県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。	本部及び支部を構成するすべての県の機関

(注) 配備の特例措置

- 1 本部長は、災害の発生が局地的である場合で、かつ一部の地域において支部の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、支部長の意見を聴いて当該支部の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。
- 2 部長又は支部長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議のうえ、本部長の承認を得て、当該部又は支部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。

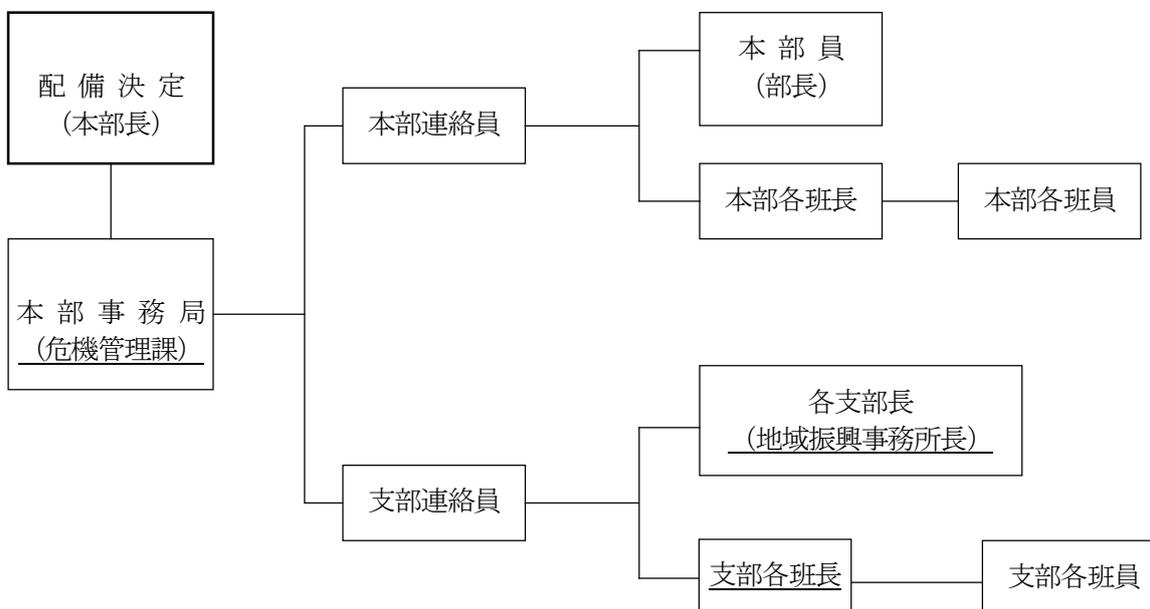
(5) 職員の動員

ア 動員体制の確立

部長及び支部長は、それぞれの部又は支部内各班の動員系統、連絡の方法等を、あらかじめ実状に即した方法により具体的に定めておくものとする。

イ 動員の系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。



ウ 動員の伝達方法

知事 (本部長) の配備決定に基づく本部事務局 (危機管理課) からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

(ア) 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線、職員参集メール

(イ) 勤務時間外

電話又は職員参集メール

エ 職員参集等

(ア) 初動対応職員

休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。

初動対応職員は以下のとおりとする。

本部員、支部長、副支部長、班長、本部事務局職員、本部 (支部) 連絡員、情報連絡員、各所属の第1 配備、第2 配備職員

注1) 本部事務局職員、本部連絡員は本部の活動体制を早期に確立するため、原則として県庁から4 km圏内、特に事情がある場合には8 km圏内に居住する職員をもって充てる。

注2) 支部連絡員及び支部情報連絡員は、支部の活動体制を早期に確立するため、可能な限り勤務地から4 km圏内に居住する職員をもって充てるよう配慮する。

(イ) 初動対応職員以外の職員

原則として勤務地へ登庁するものとするが、道路の損壊や交通手段の途絶により、勤務地に速やかに登庁することが困難である場合は、県庁又は最寄りの地域振興事務所に参集するものとし、年度当初において所属長へ当該参集機関を申告するものとする。

(ウ) 自主登庁又は自主参集

本部及び支部を構成するすべての機関の職員は、災害の発生により電話等による伝達が不可

能な場合、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置（本部第1配備以上）の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集するものとする。

(エ) 各部署の措置

県各部署は、災害時の活動体制の充実を図るため特に必要がある場合は、独自の参集方法を別途定めることができる。

(オ) 対応長期化に備えた体制

災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努める。

2 市町村の活動体制

(1) 責務

市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策を実施するものとする。

(2) 活動体制

ア 組織、配備体制

市町村は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。

その際、県、市町村一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図るものとする。

イ 災害救助法が適用された場合の体制

市町村は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助するものとする。

ウ 市町村間での応援体制

<資料編〇-〇 「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」>に基づき迅速・円滑に応援が行えるよう、体制を整備しておくものとする。

3 指定行政機関等の活動体制

(1) 責務

ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

イ 防災上重要な施設の管理者

県の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの規準を定めておく。

イ 職員派遣

県災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、

指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

4 県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携 (防災危機管理部)

(1) 県は、災害の状況に応じ、県災害対策本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び関係市町村の職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

また、国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

(2) 市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

現地調整所には、各関係機関の現場責任者等を配置し、二次災害の防止に配慮しつつ、応急対策活動上必要な事項（相互の体制、活動区域及び活動内容等）についての確認に努める等、十分な連携を図るものとする。

5 市町村支援 (防災危機管理部)

県は、市町村が災害対応能力を喪失等した場合において、その機能を迅速かつ的確に支援するため、県職員を積極的に派遣して情報収集するなどの措置をあらかじめ定めるものとする。

6 災害救助法の適用手続等 (健康福祉部)

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人達の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準は次のとおりである。

ア 住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準1号以上であること。（法施行令第1条第1項第1号）

イ 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第2号以上であること。（法施行令第1条第1項第2号）

ウ 住家で滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであること。

(別表) 市町村別災害救助法適用基準表

平成24年4月1日

市町村名		人 口	被害世帯数		市町村名		人 口	被害世帯数		
			1号	2号				1号	2号	
千	中央区	199,364	100	50	印	酒々井町	21,234	50	25	
	花見川区	180,949	100	50						
	稲毛区	157,768	100	50		香	神崎町	6,454	40	20
	若葉区	151,585	100	50						
	緑区	121,921	100	50						
	美浜区	150,162	100	50						
計	961,749	二	二	香	多古町	16,002	50	25		
市	銚子市	70,210	80	40	山	大網白里町	50,113	80	40	
	市川市	473,919	150	75						
	船橋市	609,040	150	75						
	館山市	49,290	60	30						
	木更津市	129,312	100	50	長	一宮町	12,034	40	20	
	松戸市	484,457	150	75						
	野田市	155,491	100	50						
	茂原市	93,015	80	40						
	成田市	128,933	100	50						
	佐倉市	172,183	100	50						
	東金市	61,751	80	40	夷	睦沢町	7,340	40	20	
	旭市	69,058	80	40						
	習志野市	164,530	100	50						
	柏市	404,012	150	75						
	勝浦市	20,788	50	25	安	長生村	14,752	40	20	
	市原市	280,416	100	50						
	流山市	163,984	100	50						
	八千代市	189,781	100	50	安	白子町	12,151	40	20	
	我孫子市	134,017	100	50						
	鴨川市	35,766	60	30	安	長柄町	8,035	40	20	
	鎌ヶ谷市	107,853	100	50						
	君津市	89,168	80	40	安	長南町	9,073	40	20	
	富津市	48,073	60	30						
	浦安市	164,877	100	50	安	鋸南町	8,950	40	20	
	四街道市	86,726	80	40						
	袖ヶ浦市	60,355	80	40						
	八街市	73,212	80	40						
	印西市	88,176	80	40						
	白井市	60,345	80	40						
	富里市	51,087	80	40						
	南房総市	42,104	60	30						
	匝瑳市	39,814	60	30						
	香取市	82,866	80	40						
山武市	56,089	80	40							
いすみ市	40,962	60	30	合 計						6,216,289

- 注) 1 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害(当該市町村の被災世帯数のみで判断)をいい、2号とは同令同条同項第2号の災害(都道府県一本県は2,500世帯一と市町村の被災世帯数で判断)をいう。
- 2 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊(焼)世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1世帯と換算する。
- 3 人口は平成22年国勢調査(総務省)による。

(3) 救助の実施機関

ア 知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務（地方自治法第2条第9号第1号）として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

ウ 市町村長は、上記イにより市町村長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。

(4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 学用品の給与

ク 埋葬

ケ 死体の捜索及び処理

コ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

(5) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の50%以上に達した程度のもの

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもの

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

(イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(6) 災害救助法の適用手続

ア 市町村

(ア) 災害に対し、市町村における災害が、(2)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、

又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちにその旨を知事（本部事務局）に報告する。

(イ) 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市町村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

イ 県

(ア) 知事は、市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、厚生労働大臣及び内閣総理大臣並びに関係行政機関等に通知又は報告するものとする。

(イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに次により告示するものとする。

<p>告 示</p> <p>平成〇〇年〇月〇日の〇〇災害に関し〇月〇日から〇〇市町村の区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。</p> <p>〇〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">千葉県知事 〇〇〇〇</p>
--

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

第2節 情報収集・伝達体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要である。特に高齢者や障害者等災害時要援護者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

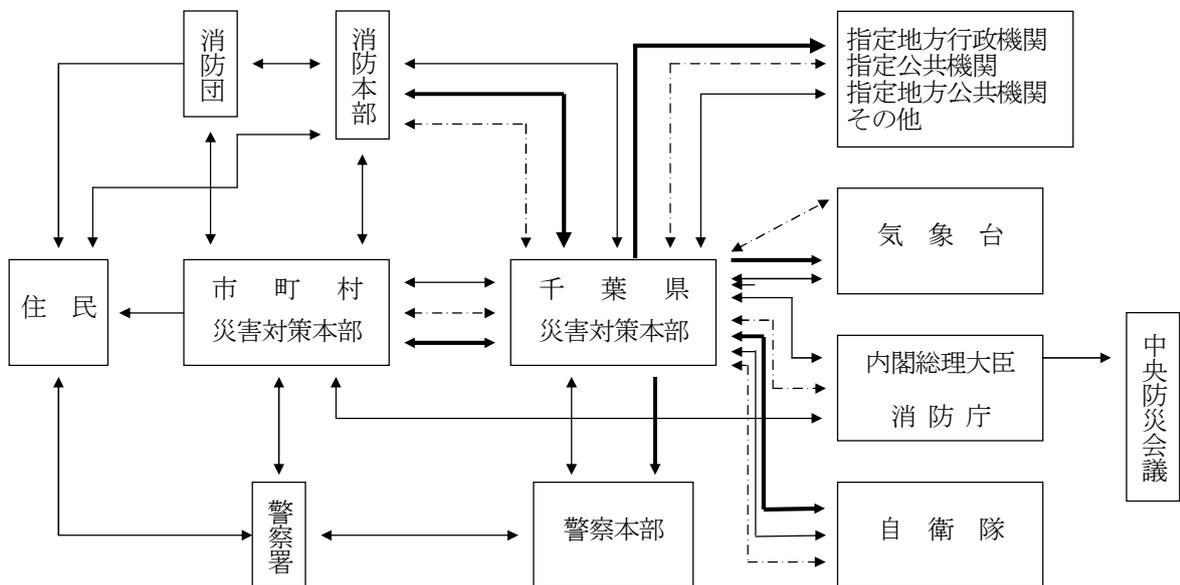
1 通信体制（全庁）

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における気象注意報・警報等防災情報の伝達、及び被害状況等の収集その他災害応急措置等についての通信は、次により行うものとする。

(1) 通信連絡系統図

災害時の情報連絡の流れは次のとおりである。

通信連絡系統



千葉県 防災情報 システム	—	有線 又は口頭	——	千葉県防災 行政無線等	----
---------------------	---	------------	----	----------------	------

(2) 通信連絡手段

ア 気象警報、予報、情報及び通報の伝達

2の(1)「気象注意報・警報等の伝達」に基づき、警報等を県関係課長から県の出先機関の長、県の出先機関の長から市町村長その他関係機関の長に緊急に伝達する場合は、下記によるものとする。

(ア) 県（本庁）

a 危機管理課長が本庁関係課長、地域振興事務所長、市町村長及び消防（局）長に伝達する場合

- 千葉県防災行政無線
- 一般加入電話

b 河川環境課長が各土木事務所、その他関係機関に緊急伝達する場合

- 千葉県防災行政無線
- 一般加入電話

(イ) 市 町 村

市町村長は、伝達された警報等を下記により住民に周知徹底する。

市町村防災行政無線、地域防災無線

有 線 放 送

広 報 車

サイレン又は警鐘

その他速やかに住民に周知できる方法

イ 被害報告及び災害情報

3 「被害情報等収集・報告」に基づき、被害報告等を市町村から県の出先機関に、県の出先機関から県（本庁）に、県から関係省庁へ報告する場合は、下記によるものとし、報告系統は当該計画に定めるところによる。

(ア) 市町村から県の出先機関に報告する場合

千葉県防災情報システム

千葉県防災行政無線

一般加入電話・ファクシミリ

電 報

(イ) 県の出先機関から県（本庁）に報告する場合

千葉県防災情報システム

千葉県防災行政無線

一般加入電話・ファクシミリ

電 報

<資料編〇-〇 千葉県防災行政無線通信施設>

<資料編〇-〇 千葉県総合防災情報システム概念図>

(ウ) 県から関係省庁に報告する場合

消防庁消防防災無線

中央防災無線網（緊急連絡用回線）

地域衛星通信ネットワーク

一 般 加 入 電 話

ウ その他応急対策に係る指示、報告、又は要請等の場合

前記ア又はイの要領により実施するものとする。

(3) 災害時における千葉県防災行政無線の取扱い及び利用の調整

ア 通信回線の監視

県庁統制室では、通信回線の使用状況を常に監視し、輻輳状況を把握するものとする。

イ 通信の統制

通信が輻輳し、情報及び指示指令の受伝達に支障を及ぼすと判断された場合は、千葉県防災行政無線運用規程の定めるところにより、統制管理者は通信の統制を行うものとする。

ウ 災害用通信の優先

統制中の通信は、災害用通信を最優先するものとし、その他の通信は、これを阻害しない範囲内で取扱うものとする。

エ 災害現地等との通信

災害現地等との通信が困難な場合は、状況に応じ、衛星通信車、可搬型地球局及び全県移動局等を現地に搬入し、通信確保に努めるものとする。

(4) NTT「災害時優先電話」、「非常・緊急通話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話(株)千葉支店に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

イ 非常・緊急通話

(ア) 利用方法

非常通話又は緊急通話の請求は、あらかじめ承認を受けた電話番号から「非常（緊急）」の旨及び必要事項を東日本電信電話㈱に申し出ることにより接続される。

(イ) 接続順位

非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取扱われ、非常通話相互間は、その通話の請求の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。

ウ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話㈱に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

(5) 災害時における一般加入電話の調整

災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するため、災害対策本部長は、出先機関の長と協議して通信系統の調整を図るものとする。

(6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第28条、水防法第27条、電波法第52条）。

ア 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）

＜資料編〇―〇 千葉県の無線通信施設（防災行政無線を除く。）＞

イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設

(ア) 警察通信施設 ＜資料編〇―〇 警察通信施設＞

(イ) 国土交通省関係通信施設 ＜資料編〇―〇 国土交通省関係通信施設＞

(ウ) 海上保安部通信施設 ＜資料編〇―〇 海上保安部通信施設＞

(エ) 日本赤十字社通信施設 ＜資料編〇―〇 日本赤十字社通信施設＞

(オ) 東日本電信電話（株）千葉支店通信施設

(カ) 東京電力（株）通信施設 ＜資料編〇―〇 東京電力㈱通信施設＞

(キ) 日本放送協会千葉放送局通信施設 } <資料編〇―〇

(ク) 東京ガス（株）通信施設 } NHK千葉放送局通信施設・東京ガス㈱通信施設＞

ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

(6) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者をもって連絡するものとする。

(7) 被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

(8) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象要件

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。

(ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。

(エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。

(オ) 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。

(キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。

(ク) 遭難者救護に関するもの。

(ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。

(コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。

(サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関するもの。

(シ) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

(ア) 官公庁（公共企業体を含む）

(イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部

(ウ) 日本赤十字社

(エ) 消防長会及び消防協会

(オ) 電力会社

(カ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

(ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号

(イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）

(ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

(エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(9) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。(事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課)

協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備

(1) 気象注意報・警報等の伝達

ア 知事の伝達

知事に通報された注意報・警報等は、危機管理課長が受領し、必要とする本庁関係課長、地域振興事務所長、市町村長及び消防（局）長等に連絡する。

イ 警察本部長の伝達

津波注意報・警報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市町村長に伝達する。

ウ 市町村長の伝達

市町村長は、受領した注意報・警報等を市町村地域防災計画の定めるところにより住民に周知

を図る。

エ その他機関の伝達

気象業務法第15条の規定により通報される機関は、それぞれの業務計画に定められたところにより通報する。

オ 気象通報関係機関の相互協力

通報伝達の関係機関は相互に協力し、通報目的の達成を期する。

カ 異常現象発見の際の手続き

(ア) 災害対策基本法第54条の規定に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市町村長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。

(イ) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報する。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)により通報を受けた市町村長は、直ちに下記の機関に通報する。

a 銚子地方気象台

b その災害に関係のある近隣市町村

c 最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

キ 警察本部の伝達計画

(ア) 警察本部長又は警察署長は、注意報・警報の緊急性、市町村の体制等を勘案して、必要に応じ、市町村長の行う地域住民に対する注意報・警報の周知徹底に協力する。

(イ) 警察本部長又は警察署長は、銚子地方気象台長、知事及び市町村長等と平素から連絡をとり、注意報・警報の伝達に関して連絡体制を確立しておく。

(ウ) 警察本部長又は警察署長は、所属職員のうちから、災害に関する注意報・警報の伝達する体制を確立しておく。

(エ) 警察官は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、前記カの(イ)により市町村長に通報するほか、警察署長に報告する。

前項の報告を受けた警察署長は、当該災害の発生するおそれのある他の市町村長に通報する。

(2) 気象通報組織の整備

ア 注意報・警報

(ア) 注意報・警報の種類

a 注意報：気象・水象等により被害が予想される場合

注意報の種類		発表及び解除
気象注意報	風雪注意報 強風注意報 大雨注意報 大雪注意報 濃霧注意報 雷注意報 乾燥注意報 着水(雪)注意報 低温注意報 霜注意報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市 印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡 東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
高潮注意報		北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡
波浪注意報		山武・長生 茂原市、東金市、山武市、山武郡、長生郡
洪水注意報		南部 君津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
浸水注意報		夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、夷隅郡、安房郡
地面現象注意報		

b 警報：気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

警報の種類		発表及び解除
気象警報	暴風警報 暴風雪警報 大雨警報 大雪警報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市 印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡 東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
高潮警報		北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡
波浪警報		山武・長生 茂原市、東金市、山武市、山武郡、長生郡
洪水警報		南部 君津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
浸水警報		夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、夷隅郡、安房郡
地面現象警報		

全般海上警報	気象庁本庁が行う。
地方海上警報	関東海域については気象庁本庁が行う。

(イ) 注意報・警報の取扱い

a 注意報及び警報の切替え、解除

注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われた時に切替えられ、解除されるまで継続するものとする。注意報及び警報の一部を変えるとき又は新しい事項を追加する必要がある場合は、新たな注意報又は警報を行い切替えるものとする。

注意報・警報の必要がなくなった場合は、その注意報・警報を解除するものとする。

b 地面現象注意報・警報、浸水注意報・警報の取扱い

この注意報・警報は、気象注意報・警報に含めて行い、この注意報・警報の標題は用いない。

c 全般海上警報は、東アジア及び北西太平洋並びにこれらの周辺を対象とする。

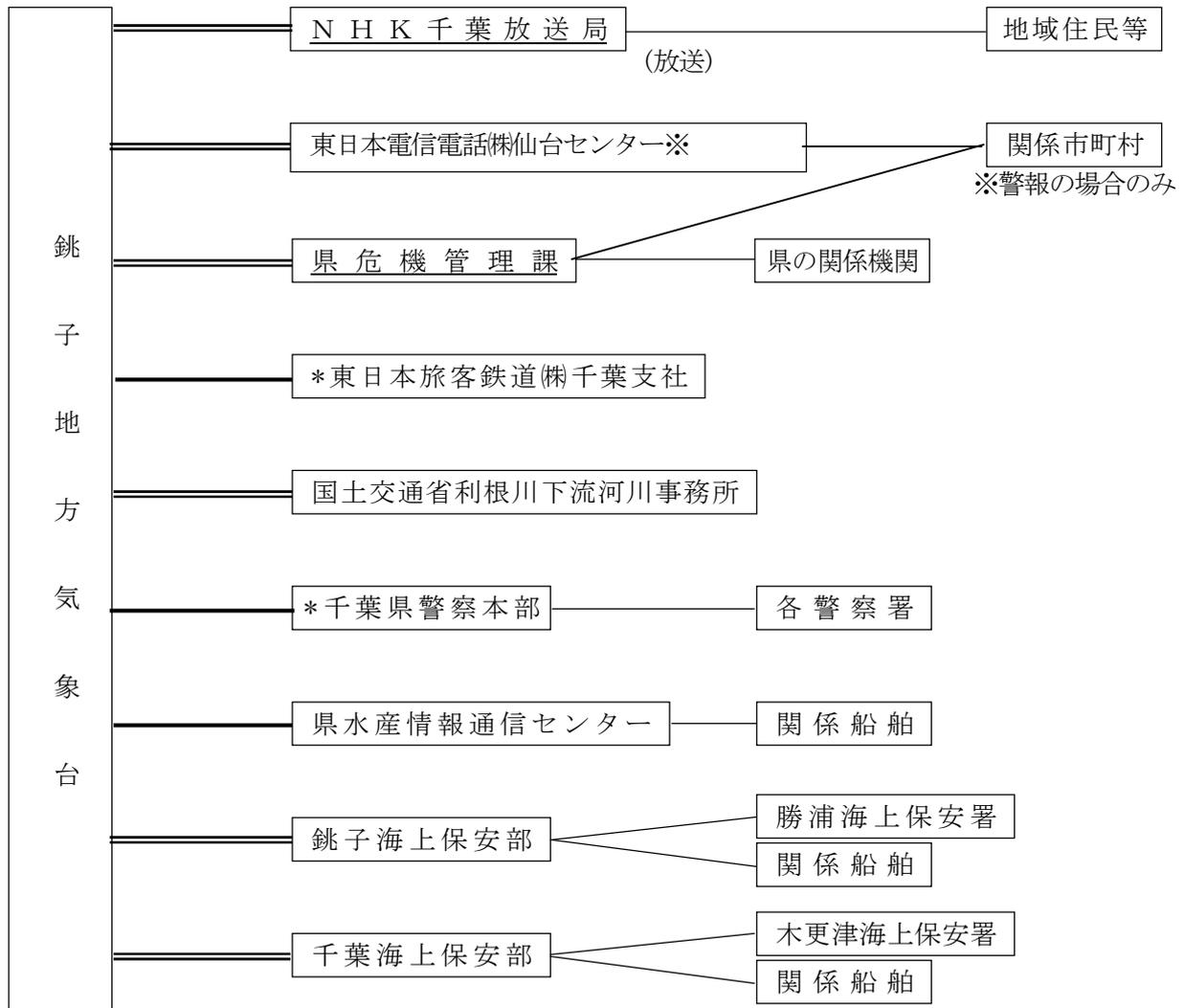
地方海上警報は、全国の海上、沿岸を12の区域に分け、それぞれの海岸線から300海里以内の海域を対象とする。

d 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表に掲げる種類ごとに注意報・警報をもって代えるものとする。

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(ウ) 注意報・警報等の伝達系統図



- 法令（気象業務法等）による通知
- ==== 行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 伝達は、銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合は、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- 3 *気象業務支援センターを経由

イ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき銚子地方気象台と千葉県が共同発表するものである。

(ア) 土砂災害警戒情報の目的

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援することを目的とする。

(イ) 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模などを詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされないことに留意する。

(ウ) 発表対象地域

千葉県内の市町村毎に発表。但し、土砂災害危険箇所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く。

(エ) 発表基準

a 警戒基準

大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合

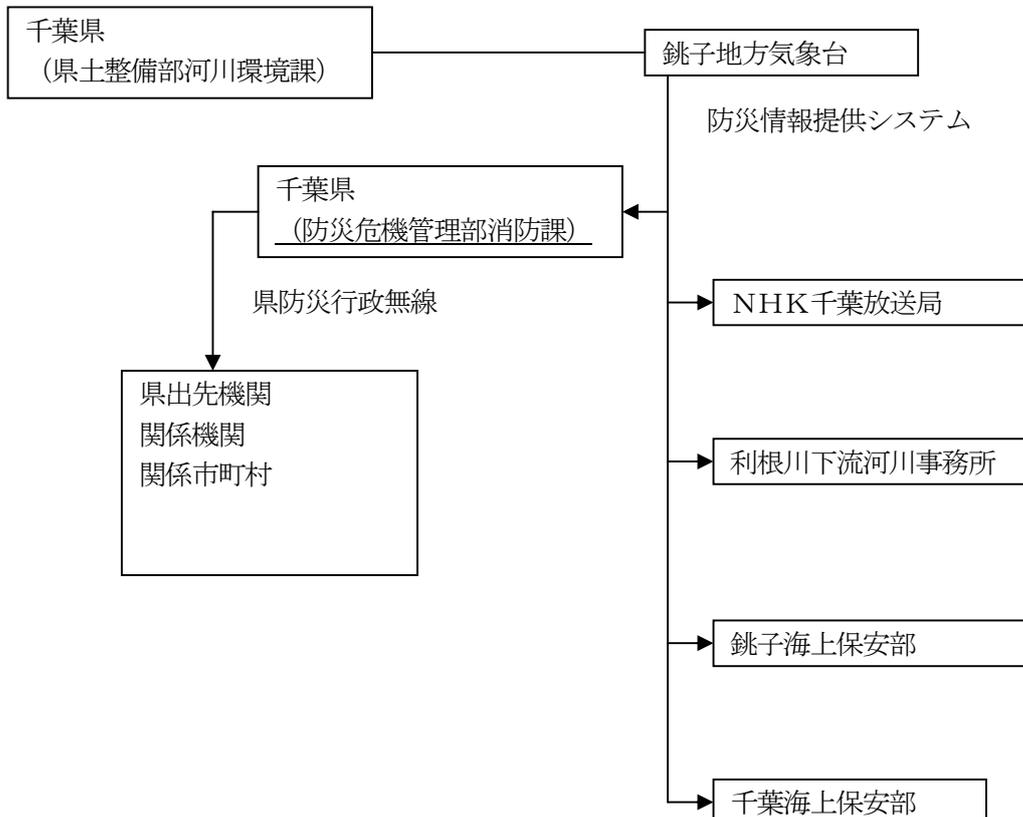
b 警戒解除基準

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。又は、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。

c 暫定基準

地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、千葉県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。

(オ) 伝達体制



ウ 気象情報

気象等の予報に係りのある台風、その他の気象現象等についての情報を、一般及び関係機関に対して、具体的かつ速やかに発表する。

発表形式は、標題、発表年月日時、気象官署名、見出し、本文の順序とする。

エ 火災気象通報

この通報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項の規定により行う通報である。

火災の危険があると認めるときは、銚子地方気象台がその状況を千葉県知事に通報するものである。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

(ア) 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。

(イ) 平均風速13m以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。

(注) 基準値は気象官署の値（但し、銚子地方気象台は15m以上）

オ 鉄道気象通報

この通報は、気象庁総務部長と、鉄道気象連絡会会長との間で交わされた鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定（昭和63年3月17日）により、銚子地方気象台から千葉地方部会の機関へ次の事項を通報する。

(ア) 気象警報 (イ) 気象注意報 (ウ) 気象情報 (エ) 台風情報

また、千葉県地方部会の機関から銚子地方気象台へ次の事項を通報する。

(ア) 鉄道気象観測報 (イ) 鉄道災害報

カ 電力気象通報

この通報は、気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に取り交わされた電力気象通報の取扱いに関する申し合せ（昭和46年3月25日）に基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、

(ア) 雷雨に関する情報

(イ) 台風、大雨等気象現象に関する情報

(ウ) 雨及び雪に関する情報

(エ) その他必要とする事項

を通報するものである。

千葉県の通報担当官署は気象庁本庁である。

キ 漁業気象通報

この通報は、銚子地方気象台長と千葉県知事との間に取り交わされた千葉県漁業無線気象通報に関する協定により、気象官署が県水産情報通信センターに対し、同センターと交信している漁船が行動する海域に関して、次に掲げる事項を通報している。

(ア) 波浪予防

(イ) 気象、波浪、高潮の注意報及び警報

(ウ) 地方海上警報

(エ) 気象概況及び気象実況

(オ) 気象情報及び台風情報

(カ) 津波予報及び情報

(キ) 漁船からの気象照会に対する応答

ク 大気汚染気象通報

この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。

(ア) 大気汚染気象予報

(イ) スモッグ気象情報

ケ 気象警報通報

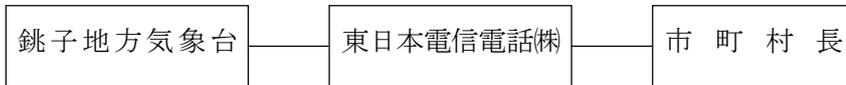
この通報は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）第15条に基づき、気象警報を県民に対して、迅速かつ確実に周知徹底させることを目的としている。

(ア) 通報系統

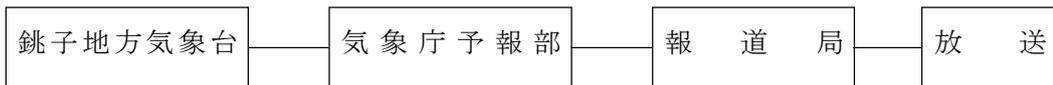
a 千葉県知事



b 東日本電信電話（株）



c 日本放送協会



d その他警察庁、海上保安庁、国土交通省、県等の県内機関及び報道関係等に通報する。

(イ) 東日本電信電話（株）への電文は下記のとおり

気象警報	暴風警報 暴風警報解除 暴風雪警報 暴風雪警報解除 大雨警報 大雨警報解除 大雪警報 大雪警報解除	ボウフウ ボウフウカイジョ ボウフウセツ ボウフウセツカイジョ オオアメ オオアメカイジョ オオユキ オオユキカイジョ
高潮警報	高潮警報 高潮警報解除	タカシオ タカシオカイジョ
波浪警報	波浪警報 波浪警報解除	ハロウ ハロウカイジョ
洪水警報	洪水警報 洪水警報解除	コウズイ コウズイカイジョ

コ 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報

この通報は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき国土交通大臣が指定し、水位流量を示して洪水の予報をおこなう本県に関係ある河川は以下のとおりであり、はん濫後の水位情報等についても同様である。

なお、関東地方整備局と気象庁が共同して行う洪水予報は、河川の水位流量を示して行う。

(ア) 利根川

(イ) 江戸川

(ウ) 小貝川

(エ) 常陸利根川

(オ) 霞ヶ浦

(カ) 北浦

(キ) 鱒川

※1 小貝川については洪水予報のみ関東地方整備局下館河川事務所と水戸地方気象台及び宇都宮地方気象台が共同で行う。

※2 霞ヶ浦・北浦については、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所と水戸地方気象台及び銚子地方気象台が共同で行う。

(3) 気象観測網の整備

ア 気象庁観測所

県内には、銚子地方気象台、千葉測候所、成田航空地方気象台の気象官署がある。また、特別地域観測所として館山、勝浦、地域気象観測所として香取、横芝光、茂原、牛久、我孫子、船橋、佐倉、木更津、鴨川、坂畑が、地域雨量観測所として鋸南、大多喜、東庄がある。

イ 部外観測所

東日本旅客鉄道(株)千葉支社は、雨量観測箇所及び表示装置を整備している。

県では、雨量テレメーター観測所及び河川の水位テレメーター観測所を整備している。

(4) 気象観測機器の保守・点検

災害を防止するために必要な観測機器は、平時、異常気象時においても必要な観測を継続するため、気象官署においては上級官署と緊密な連携のもとに保守点検を行い、その機能維持に努める。

(5) 注意報・警報実施基準

昭和62年6月1日から注意報・警報の地域細分発表を実施した。

平成14年3月1日から注意報・警報発表区域の二次細分化を実施した。

平成14年6月1日から大雨及び洪水注意報・警報基準値を改正した。

平成16年4月1日から注意報・警報二次細分区域を変更した。

平成20年5月28日から大雨、洪水及び高潮注意報・警報基準値を改正した。

平成21年6月2日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。

平成22年5月27日から、県内各市町村を対象とした気象警報・注意報の発表を実施している。

ア 気象官署が発表する注意報の基準

発表官署	銚子地方気象台		
担当地域 注意報名	北西部 (千葉中央、印旛、東葛飾)	北東部 (香取・海匝、山武・長生)	南部 (君津、夷隅・安房)
強風	強風によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s※以上 そのほかの海上 15m/s 以上		
風雪	風雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s※以上 そのほかの海上 15m/s 以上 雪を伴う		
波浪	風浪、うねりなどによって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、東京湾1.5m以上 有義波高が、太平洋沿岸2.5m以上 印旛を除く。		
高潮 (潮位：TP上)	台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 千葉中央：千葉1.8m 東葛飾：東京港1.8m・千葉1.8m 印旛を除く	香取・海匝：銚子漁港1.0m 山武・長生：銚子漁港1.0m	君津：神奈川県横浜港 1.3m 夷隅・安房：館山市布良 1.5m
大雨	大雨によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。基準は大雨注意報基準表。 <資料編〇-〇 大雨・洪水注意報及び警報基準表>		
洪水	洪水によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。基準は洪水注意報基準表。 <資料編〇-〇 大雨・洪水注意報及び警報基準表>		
大雪	大雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 24時間の降雪の深さが、5cm以上 24時間の降雪の深さが、10cm以上		
雷	落雷等により被害が予想される場合。		
乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度30% [×] で、実効湿度60% [×] 以下		
濃霧	濃霧によって、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 視程が、陸上100m、又は海上500m以下		
霜	晩霜により農作物に著しい被害が予想される場合 4月1日～5月31日の期間に最低気温4度以下		4月1日～5月31日の期間に最低気温3度以下
低温	低温によって、農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。 夏季の最低気温が、銚子で16度以下が2日以上連続した場合。 冬季の最低気温が、銚子で-3度以下 冬季の最低気温が、千葉で-5度以下		夏季に低温によって、農作物等に著しい被害が起こると予想される場合。
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合。		

注1 ※印を付した注意報・警報基準には、部内運用基準があることを示す。

注2 TPは、東京湾平均海面を示す。

注3 [×]印を付した要素は、気象官署の値であることを示す。

注4 海上沿岸部から20海里までの海域とする。対象注意報は強風、風雪、波浪注意報。

イ 気象官署が発表する警報の基準

発表官署	銚子地方気象台		
担当地域 警報名	北西部 (千葉中央、印旛、東葛飾)	北東部 (香取・海匝、山武・長生)	南部 (君津、夷隅・安房)
暴風	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上20m/s※以上 海上25m/s 以上		
暴風雪	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上 20m/s※以上 海上 25m/s 以上 雪を伴う。		
波浪	風浪、うねりなどによって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、東京湾3.0m以上 有義波高が、太平洋沿岸6.0m以上 印旛を除く。		
高潮 (潮位:TP上)	台風等による海面の上昇によって、重大な被害が起こるおそれがある場合。 千葉中央：千葉3.3m 東葛飾：東京港2.9m・千葉3.5m 印旛を除く。	香取・海匝：銚子漁港1.5m 山武・長生：銚子漁港1.5m	君津：神奈川県横浜港1.6m 夷隅・安房：館山市布良1.8m
大雨	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。大雨警報基準表。 <資料編〇-〇 大雨・洪水注意報及び警報基準表>		
洪水	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。洪水警報基準表。 <資料編〇-〇 大雨・洪水注意報及び警報基準表>		
大雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 24時間の降雪の深さが、20cm以上		

注1 ※印を付した注意報・警報基準には、部内運用基準があることを示す。

注2 TPは、東京湾平均海面を示す。

注3 海上沿岸部から20海里までの海域とする。対象警報は暴風、暴風雪、波浪警報。

ウ 記録的短時間大雨情報

数年に1度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。

(6) 他機関観測施設の利活用

防災気象業務に直接使用できる他機関の観測施設は、できるだけ活用する。

ア 鉄道気象通報に関する地方協定により、観測所<資料編〇-〇 気象庁観測所一覧表>で観測した雨、雪及び霧等の観測成果を、東日本旅客鉄道(株)千葉支社運輸部輸送課経由で、銚子地方気象台に通報している。

イ 「銚子地方気象台と千葉県との情報交換に関する協定書」に基づき、千葉県水防活動用観測データを受信している。観測通報箇所は、<資料編〇-〇 部外観測所一覧表>のとおり。

(7) 気象観測施設の届出

気象庁以外のもが行う気象観測に技術上の基準を設け、観測方法を統一し、その観測成果を総合的に役立てるため、気象庁以外のもが行う気象観測については、気象業務法第6条の規定により、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行い、かつ、気象観測施設設置届出書を設置の日から30日以内に、銚子地方気象台へ提出する。

(8) 気象等の観測

ア 気象観測所及び観測の種類

(ア) 気象官署 (3箇所)

銚子地方気象台：気象観測、潮汐観測、津波観測、震度観測

千葉測候所：気象観測、震度観測

成田航空地方気象台：気象観測、震度観測

(イ) 特別地域気象観測所 (2箇所)

勝浦、館山：気象観測、震度観測

(ウ) 地域気象観測所 (10箇所)・地域雨量観測所 (3箇所)

地域気象観測所：降水量、気温、風向、風速、日照時間

地域雨量観測所：降水量

イ 気象観測の観測種目

- | | | | |
|---------------|-------------|-------------|----------------|
| (ア) 雲量 | (サ) 風向 | (ナ) 日最小相対湿度 | (マ) 日最大1時間 |
| (イ) 雲形 | (シ) 風速 | (ニ) 同起時 | (ミ) 降水量日平均風速 |
| (ウ) 雲の向き及び高さ | (ス) 降水量 | (ヌ) 日最大風速 | (ム) 日最大1時間降水量 |
| (エ) 視程 | (セ) 積雪の深さ | (ネ) 同風向 | (メ) 同起時 |
| (オ) 現在天気 | (ソ) 降雪の深さ | (ノ) 同起時 | (モ) 日最大10分間降水量 |
| (カ) 気圧 (現地海面) | (タ) 日最低海面気圧 | (ハ) 日最大瞬間風速 | (ヤ) 同起時 |
| (キ) 気温 | (チ) 日最高気温 | (ヒ) 同風向 | (ユ) 日照時間 |
| (ク) 蒸気圧 | (ツ) 同起時 | (フ) 同起時 | (ヨ) 全天日射量大気現象 |
| (ケ) 露点温度 | (テ) 日最低気温 | (ヘ) 日平均風速 | |
| (コ) 相対湿度 | (ト) 同起時 | (ホ) 同起時 | |

注 各気象官署及び特別地域気象観測所により観測種目が異なる。

ウ 潮汐観測

検潮所及び津波観測施設 銚子漁港、布良

(ア) 毎時潮位

(イ) 潮位の偏差

(ウ) 月中の最高 (最高潮位・最低潮位及び最大偏差)

(エ) 月中の朔及び望の最高潮位・最低潮位

エ 解析雨量

レーダーで観測した雨量の分布とアメダスや部外機関の実測雨量を用い解析・補正して、精度の良い1kmの格子毎の雨量分布を把握したもの。

これにより、アメダスの観測では得られないようなごく局地的な強雨域を把握することができ、気象情報の発表などに利用している。なお、これについては、解析の過程で場所や雨量に若干の誤差を伴うため、発表する場合には、「〇〇市付近」、雨量は「約何十ミリ」のような表現を用いる。

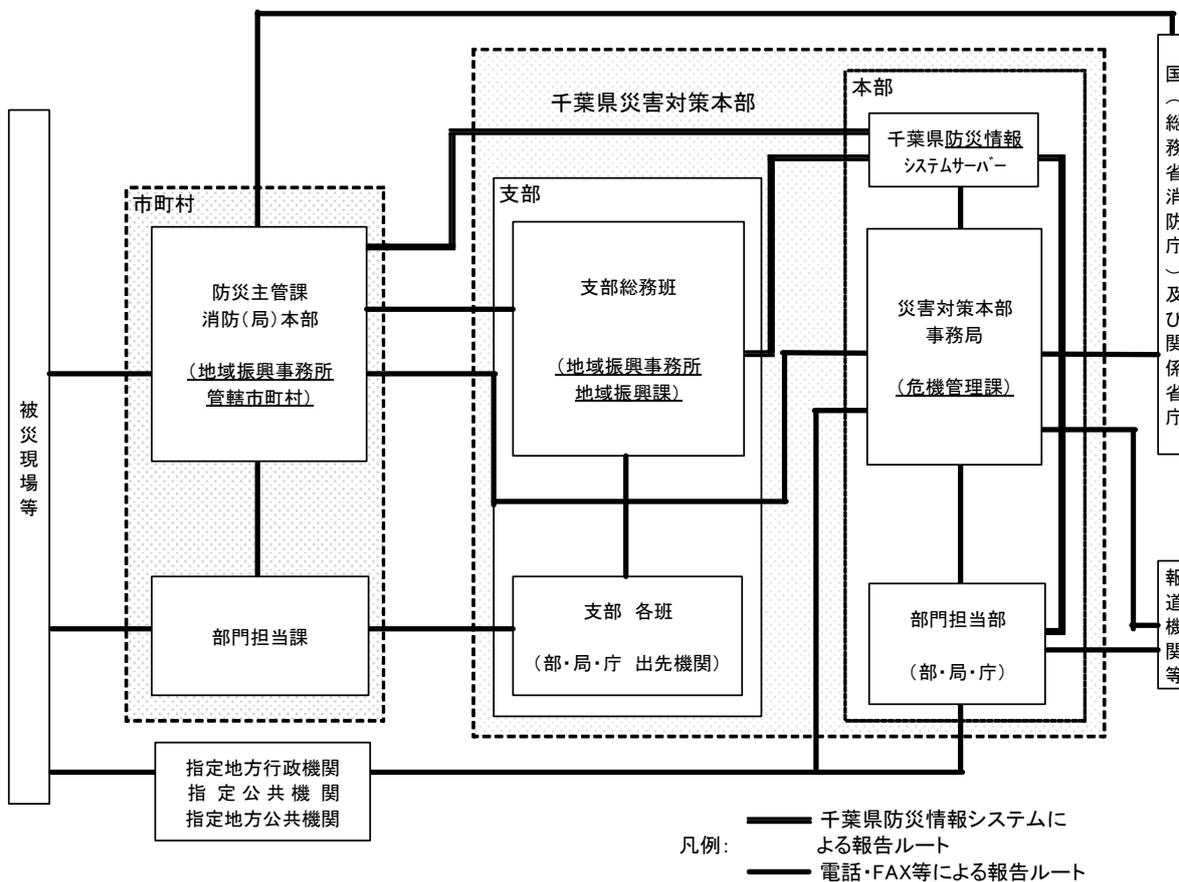
3 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部）

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行うものとする。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



(用語の定義)

本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、危機管理課）

部門担当部：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

支部総務班：災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域振興課）

(2) 報告手続

ア 報告基準

以下の(ア)から(ウ)の基準に該当する災害の場合、本部事務局(危機管理課)へ報告する。

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(イ) 市町村が災害対策本部を設置したもの

(ウ) 災害が他県にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、他県においては、同一災害で大きな被害をもたらしているもの

イ 報告の種別等

本部事務局(危機管理課)への報告の種別、時期及び方法は、別表1「報告一覧」のとおりとする。

ウ 市町村が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

(ア) 災害の原因

(イ) 災害が発生した日時

(ウ) 災害が発生した場所又は地域

(エ) 被害の状況(被害の程度は別表2「被害認定の基準」に基づき判定する。)

(オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

b 主な応急措置の実施状況

c その他必要事項

(カ) 災害による住民等の避難の状況

(キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

(ク) その他必要な事項

(3) 各機関が実施する情報収集報告

ア 市町村

当該市町村の地域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局(危機管理課)に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により、第1報等について県と併せて国(総務省消防庁)に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関に通報が殺到したときは、その旨を国(総務省消防庁)及び県に報告する。

イ 県

(ア) 本庁

a 本部事務局

(a) 全般的な被害情報及び措置情報等を市町村単位で取りまとめる。

(b) 部門担当部、県警察本部及び防災関係機関から報告又は通報のあった情報について、項目別に取りまとめる。

(c) 把握した被害状況等を「火災・災害等即報要領」及び「災害報告取扱要領」に基づき速やかに総務省消防庁に報告するとともに、防災情報システム等を利用して関係機関に提供することにより情報の共有化を図る。

(d) 把握した被害状況等を別に定めるところにより報道機関に発表する。

b 部門担当部

所管業務に関する被害状況及び措置状況等を、原則として市町村単位に取りまとめ、本部事務局及び関係行政機関(省庁)に報告するとともに、関係課及びその他関係機関に通報する。

c 災害対策本部

(a) 市町村や施設管理者が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、職員等を現地に派遣して、情報収集活動を行う。

(b) 大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関の所有する航空機による情報収集活動を行う。

- ① 県警察本部
- ② 自衛隊
- ③ 千葉市
- ④ 近隣都県市
- ⑤ その他

(イ) 出先機関

a 支部総務班

(a) 災害の発生を覚知したときは、支部の被害状況（庁舎等）及び周囲の状況について、本部事務局に報告する。

(b) 管内市町村が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、支部情報連絡員を現地に派遣して、情報収集活動を行い、支部のシステム端末により代行入力して報告する。

(c) 管内の被害状況について、防災情報システムに報告される報告内容や、本部から送られてくる情報等をもとに、逐一把握する。

(d) 管内の職員参集状況を調査する。

(e) 現地災害対策本部設置時には、被害情報等の収集を本部事務局員とともに行う。

(f) 管内市町村の災害総括報告、災害年報等の取りまとめを行う。

b 各部出先機関

その管理に属する施設の被害状況や住民の健康情報等について、必要に応じ市町村から情報聴取し取りまとめの上、部門担当部に報告する。また、随時支部総務班及び関係機関に通報する。

(ウ) 県警察の情報収集

a 警察本部長及び警察署長は、前記 (3) イ (ア) c (b) に規定する場合のほか、知事又は市町村長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害情報を収集する。警察の情報収集は、おおむね次の事項について行う。

(a) 災害の種別、発生日時及び場所

(b) 被害概要（人命、建物、道路、交通機関）

(c) 避難者の状況

(d) 交通規制の要否

(e) 気象等の状況

(f) 治安状況及び警察関係被害

(g) その他災害警備活動上必要な事項

b 警察本部長及び警察署長は、必要に応じて知事、市町村長、その他関係機関に通報する。

c 警察本部長及び警察署長は、災害情報の収集及び通報を迅速に行うため、体制を確立する。

ウ 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、関係市町村及び防災関係機関に報告又は通報する。

また、各種情報の収集にあたっては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

(4) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告すること。

イ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図ること。

ウ 市町村は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこと。

特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくこと。

エ 市町村は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施すること。

オ 市町村は、り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期すること。

(5) 報告責任者の選任

県、市町村及び防災関係機関は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

区分	所掌事務	県		市町村	防災関係機関
		本庁	出先機関		
総括責任者	県、市町村及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	各部(局庁) 1名	各機関 1名	各市町村 1名	各機関 1名
取扱責任者	県、市町村及び防災関係機関における各部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。	各課 1名 (協力班を除く)	各機関 1名	各市町村において所掌事務等を勘案して定める	各機関において所掌事務等を勘案して定める

(6) 千葉県被害情報等報告要領

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県被害情報等報告要領」による。

(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線(県防災行政無線を使用)

電話 120-90-49013(地上系) 048-500-90-49013(衛星系) (消防庁応急対策室)

FAX 120-90-49033(地上系) 048-500-90-49033(衛星系) (")

(イ) 一般加入電話

電話 03-5253-7527 (消防庁応急対策室)

FAX 03-5253-7537 (")

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電話 500-7361(地上系) 012-500-7361(衛星系) (危機管理課)

FAX 500-7298(地上系) 012-500-7298(衛星系) (")

(イ) 一般加入電話

電話 043-223-2175 (危機管理課)

FAX 043-222-5208 (")

(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国(総務省消防庁)又は県(危機管理課)へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

ア 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線(県防災行政無線を使用)

電話 120-90-49102(地上系) 048-500-90-49102(衛星系) (消防庁宿直室)

FAX 120-90-49036(地上系) 048-500-90-49036(衛星系) (")

(イ) 一般加入電話

電話 03-5253-7777 (消防庁宿直室)

FAX 03-5253-7553 (")

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電 話	500-7225 (地上系)	012-500-7225 (衛星系)	(県防災行政無線統制室)
F A X	500-7110 (地上系)	012-500-7110 (衛星系)	(")

(イ) 一般加入電話

電 話	043-223-2178	(<u>県防災行政無線統制室</u>)
F A X	043-222-5219	(")

別表1 報告一覧

報告の種類	報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告	市町村 消防本部	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]
	支部総務班	1 庁舎等の状況 2 庁舎周辺の被害状況 3 支部管内の出先機関及び市町村からの情報 4 支部管内の出先機関の職員参集状況	
	部門担当部 防災関係機関	個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等	
災害総括報告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 各市町村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること。 1 被害情報 各市町村内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況 3 被害額情報 各市町村内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [端末入力及び文書]
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
部門別被害額総括報告	部門担当部	各部門において所管する施設等の被害額、産業別被害額を報告	応急対策終了後10日以内 [文書等]
災害詳細報告	市町村	災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
	部門担当部	農林水産、県土整備、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について、定時に報告	
	防災関係機関	各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の状況及び復旧見込等について報告	

注) 防災関係機関とは、指定公共機関、指定地方公共機関、輸送関連施設管理者、ライフライン機関及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。

別表2 被害の認定基準

区 分		認 定 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、 <u>橋梁</u> を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

区 分		認 定 基 準
そ の 他 被 害	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック・石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
畑の冠水		
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
被 害 金 額	共 通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかつこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

4 災害時の広報（総合企画部・防災危機管理部）

(1) 広報活動要領

県、市町村、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む。）、県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。

(2) 広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

（ア）人及び家屋関係

（イ）公益事業関係

（ウ）交通施設関係

（エ）土木港湾施設関係

（オ）農林水産関係

（カ）商工業関係

（キ）教育関係

（ク）その他

エ 応急対策活動に関する情報

（ア）水防、警備、救助及び防疫活動

（イ）通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

（ウ）その他一般県民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 県外で発生した災害に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

(3) 広報方法

ア 一般広報活動

（ア）市町村防災行政無線、広報車、ヘリコプター等を活用した広報

（イ）広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報

（ウ）県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

（エ）インターネット（千葉県ホームページ、メールなど）を活用した広報

（オ）千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

イ 報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ 放送機関への放送要請

県及び市町村が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。

放送要請協定機関及び窓口

機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0395
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3111	043-231-4999
(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-5500-3268	03-5500-3915

- <資料編〇-〇 災害時における放送要請に関する協定 日本放送協会千葉放送局>
 <資料編〇-〇 災害時における放送要請に関する協定締結に関する覚書 " >
 <資料編〇-〇 緊急警報放送の実施に伴う災害時における放送要請について " >
 <資料編〇-〇 災害時における放送要請に関する協定 (株)ニッポン放送>
 <資料編〇-〇 災害時における放送要請に関する協定 千葉テレビ放送(株)>
 <資料編〇-〇 災害時における放送要請に関する協定 (株)ベイエフエム>

エ 報道機関への報道要請

県が地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合において、県が行う災害応急対策についての報道要請は、「災害時における報道要請に関する協定」に基づき行う。

報道要請協定機関

千葉日報社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社、東京新聞、日本経済新聞社、日刊工業新聞社、日本工業新聞社、時事通信社、共同通信社、日本テレビ放送網(株)、(株)東京放送、(株)フジテレビジョン、全国朝日放送(株)

- <資料編〇-〇 災害時における報道要請に関する協定 (株)千葉日報社他14社>

第3節 水防計画

千葉県内の各河川、海岸並びに港湾等に対し、水防上必要な監視、警戒、予防等を行うとともに水閘門の操作、消防機関や水防管理団体等との協力、水防資材及び設備の運用等を実施し被害の軽減を図る。

なお、水防計画は、県土整備部河川環境課が作成する「千葉県水防計画」によるが、その概要は次のとおりである。

1 水防の目的

千葉県水防計画に基づき、洪水、津波、又は高潮等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、千葉県管下の各河川、海岸並びに港湾等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送及び水閘門の操作を行う。

また、水防のための消防機関等の活動、水防管理団体間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

※水防管理団体：水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合もしくは水害予防組合をいう。

(注) 洪水、津波又は高潮とは、地震による堤防の漏水・沈下等の場合を含んでいる。

2 水防の責任（県関係抜粋）

(1) 市町村及び水防管理団体

市町村及び水防管理団体たる水害予防組合、水防事務組合は、水防計画並びに各々の水防計画に基づき各々その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 千葉県（水防本部）

千葉県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導及び確認すべき責任を有する。

(3) 知事は、指定した河川、湖沼又は海岸について洪水又は高潮等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。

(4) 一般県民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、水防に協力しなければならない。

3 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

4 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

—水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項—

・水防活動時にはライフジャケットを着用する。

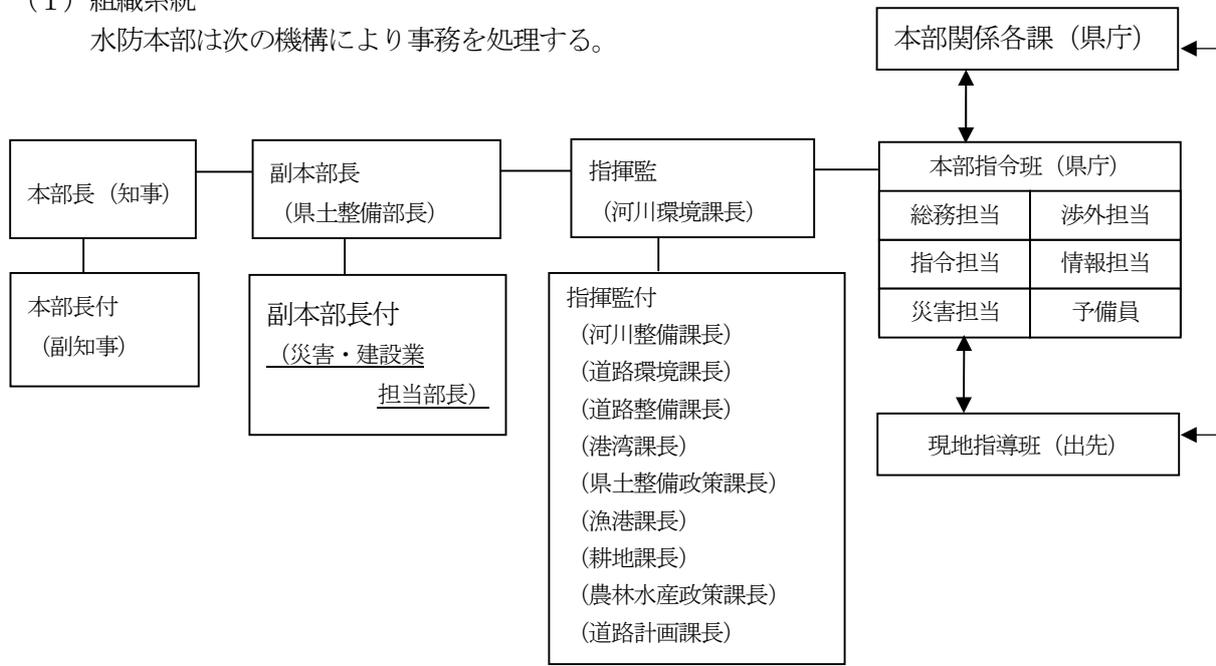
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

5 水防本部の組織

千葉県水防本部は管内における水防業務を総括するため本部を県庁内（県土整備部河川環境課）に置く。

(1) 組織系統

水防本部は次の機構により事務を処理する。



(2) 水防本部の事務分掌

水防本部構成員の事務分掌は次のとおりとする。

構 成 員 名	事 務 分 掌
本 部 長 (知事)	水防本部の事務を総括する。
本部長付 (副知事)	本部長に事故ある時は本部長の職務を代行する。
副本部長 (県土整備部長)	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。 なお、本部長、本部長付に事故ある時はその職務を代行する。
副本部長付 (災害・建設業担当部長)	副本部長に事故ある時は副本部長の職務を代行する。
指 揮 監 (河川環境課長)	水防本部長および副本部長を補佐し、その命をうけて分掌事務を掌理し、水防本部員を指揮監督する。 なお、副本部長、副本部長付に事故ある時はその職務を代行する。
指揮監付 (河川整備課長) (道路環境課長) (道路整備課長) (港湾課長) (県土整備政策課長) (漁港課長) (耕地課長) (農林水産政策課長) (道路計画課長)	本部長、副本部長および指揮監を補佐する。 また、指揮監に事故ある時はその職務を記述の順に代行する。

(3) 各班の事務分掌は次のとおりとする。

班 名	事 務 分 掌
<p>本部指令班（河川環境課）</p> <p>本部指令班は、総務担当、渉外担当、指令担当、情報担当、災害担当、予備員から構成され、迅速かつ的確な水防活動が図られるよう水防体制への移行に向けた気象情報、水位情報等を整理し、指揮監へ報告し、その指示を仰ぐものとする。</p> <p>なお、本部指令班には、本部指令班長を置き、各担当を総括するとともに、現地指導班と連携して水防業務にあたるものとする。</p>	
総務担当	<ol style="list-style-type: none"> 1) 水防本部要員の決定招集に関すること。 2) 水防事務の諸経理に関すること。 3) 緊急自動車の確保、配車に関すること。 4) 水防本部員の給食、寝具の確保に関すること。 5) 水防資器材の確保斡旋に関すること。 6) 他班の所掌に属さない事務に関すること。
渉外担当	<ol style="list-style-type: none"> 1) 自衛隊の出動要請及び公用負担の指導に関すること。 2) 警察、各関係機関、報道機関との連絡及び広報に関すること。 3) 国への報告及び連絡に関すること。 4) 他部局への応援要請に関すること。
指令担当	<ol style="list-style-type: none"> 1) 状況の把握及び判定並びに水防指令の立案に関すること。 2) 気象情報、洪水予報、水防警報、水防配備指令等の受信、記録及び伝達に関すること。 3) ダムの洪水調節に関すること。 4) 災害対策本部との連絡に関すること。 5) 各班の連絡調整に関すること。
情報担当	<ol style="list-style-type: none"> 1) 雨量、水位、流量、潮位、ダム放流等水文資料の収集、整理解析に関すること。 2) テレビ、ラジオ、その他諸情報の収集整理に関すること。 3) 防災行政無線、水防テレメーターシステム等の整備・点検に関すること。
災害担当	<ol style="list-style-type: none"> 1) 水防工法の指導に関すること。 2) 水門、排水ポンプ場等の操作の指導に関すること。 3) 水害、土砂災害等の被害状況の収集、整理に関すること。 4) 公共土木施設の被害状況の収集整理に関すること。 5) 災害状況、水防活動状況記録の整理・保存・指導に関すること。
予備員	<p>水防本部予備員として待機し、必要に応じて各担当を応援する。</p>
<p>本部関係各課（河川整備課、道路環境課、道路整備課、港湾課、県土整備政策課、漁港課、耕地課、農林水産政策課、道路計画課）</p> <p>関係機関の情報収集を行うとともに、現地指導班を通じて行われる指令先・報告元となる関係機関の水防活動を支援する。</p> <p>なお、河川整備課職員は本部指令班として、河川環境課に詰めるものとする。</p>	

現地指導班（土木事務所、港湾事務所）

ア 現地指導班の組織

水防管理団体への情報連絡及び現地指導等水防事務の円滑な実施を図るため、各土木事務所、各港湾事務所に現地指導班を設置する。

各現地指導班長には、所長の職にある者もしくは所長が指名した者をあてるものとする。

イ 現地指導班の水防事務

各現地指導班は水防本部の構成組織であり、特に水防活動の最前線で情報収集、現地指導を行うことから、県庁内部に組織される本部指令班と同様、事務分掌及び班員の招集方法を定めておかなければならない。

また、下記事項に関して管内各機関との連絡方法を定めておかなければならない。

i 気象情報伝達系統

ii 水防配備指令伝達系統

iii 利根川洪水予報伝達系統

iv 利根川水防警報伝達系統

v 水防警報（知事指定河川）伝達系統

vi 連絡者一覧表（平日昼間及び休日夜間）

6 水防本部の配備体制と活動内容

(1) 水防配備

ア 水防本部水防配備指令による配備

水防本部の水防配備指令により、配備体制をとることとする。

ただし、状況により緊急の場合は現地指導班長がその管内の配備体制をとることができる。

この場合、速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。

イ 水防警報発令による配備

水防法に基づき知事が水防警報を行う指定河川において、現地指導班長が水防警報を発令した場合には、その管内の配備体制をとることとする。

ウ 避難判断水位（特別警戒水位）到達情報による自動配備

水防法に基づき知事が水位情報の通知及び周知を行う指定河川において、水防本部からはん濫警戒情報の通知を受けた際には、水防本部指令班及び該当する現地指導班、水防管理者は确实迅速に水防警戒体制による自動配備を行うものとする。この場合、速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。

エ ダム洪水警戒体制発令による配備

ダム管理事務所が洪水警戒体制をとったときは、必要に応じ、その管内の配備体制をとることとする。この場合、速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。

(2) 水防配備体制

常時勤務から水防体制への切替えを確実に迅速に行うとともに、勤務員として適当に交代休養させ長期間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、本部長は次の5つの配備体制による配備を行う。

編成・配備基準 配備体制	編成	配備基準
水防準備体制	若干名(2～3名)で水防事務にあたる	①県下に大雨、高潮、洪水注意報が発表され、副本部長(県土整備部長)が必要と認めたとき。 ②津波注意報が発表され、副本部長(県土整備部長)が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。
水防注意体制	1/10の人員で水防事務にあたる	①県下に大雨、高潮、洪水警報が発表され、副本部長(県土整備部長)が必要と認めたとき。 ②津波注意報が発表され、副本部長(県土整備部長)が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。
水防警戒体制	1/3の人員で水防事務にあたる	①県下に大雨、高潮、洪水警報が発表され、副本部長(県土整備部長)が必要と認めたとき。 ②津波警報が発表され、副本部長(県土整備部長)が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。 ③水位情報周知河川において、避難判断水位(特別警戒水位)に達したとき。(自動配備)
水防非常第1体制	2/3の人員で水防事務にあたる	①台風等により県下広範囲にわたり相当な被害が発生するおそれがあり、また、一部に相当な被害が発生した場合で本部長(知事)が指示したとき。 ②水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、本部第1配備体制にあるとき。
水防非常第2体制	全員で水防事務にあたり必要に応じ、予備班を招集する。	①台風等により県下全域にわたり甚大な被害が発生するおそれがあり、また、一部に甚大な被害が発生した場合で本部長(知事)が指示したとき。 ②水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、本部第2配備体制以上にあるとき。

水防警報河川・洪水予報河川の配備体制について

利根川、江戸川、小貝川、霞ヶ浦・北浦に洪水予報・水防警報が発表された場合には、副本部長が状況を判断し、必要な体制をとるものとする。
県が指定する水防警報河川において、現地指導班長が水防警報を発令した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な体制をとるとともに、水防本部指令班は水防配備体制をとるものとする。

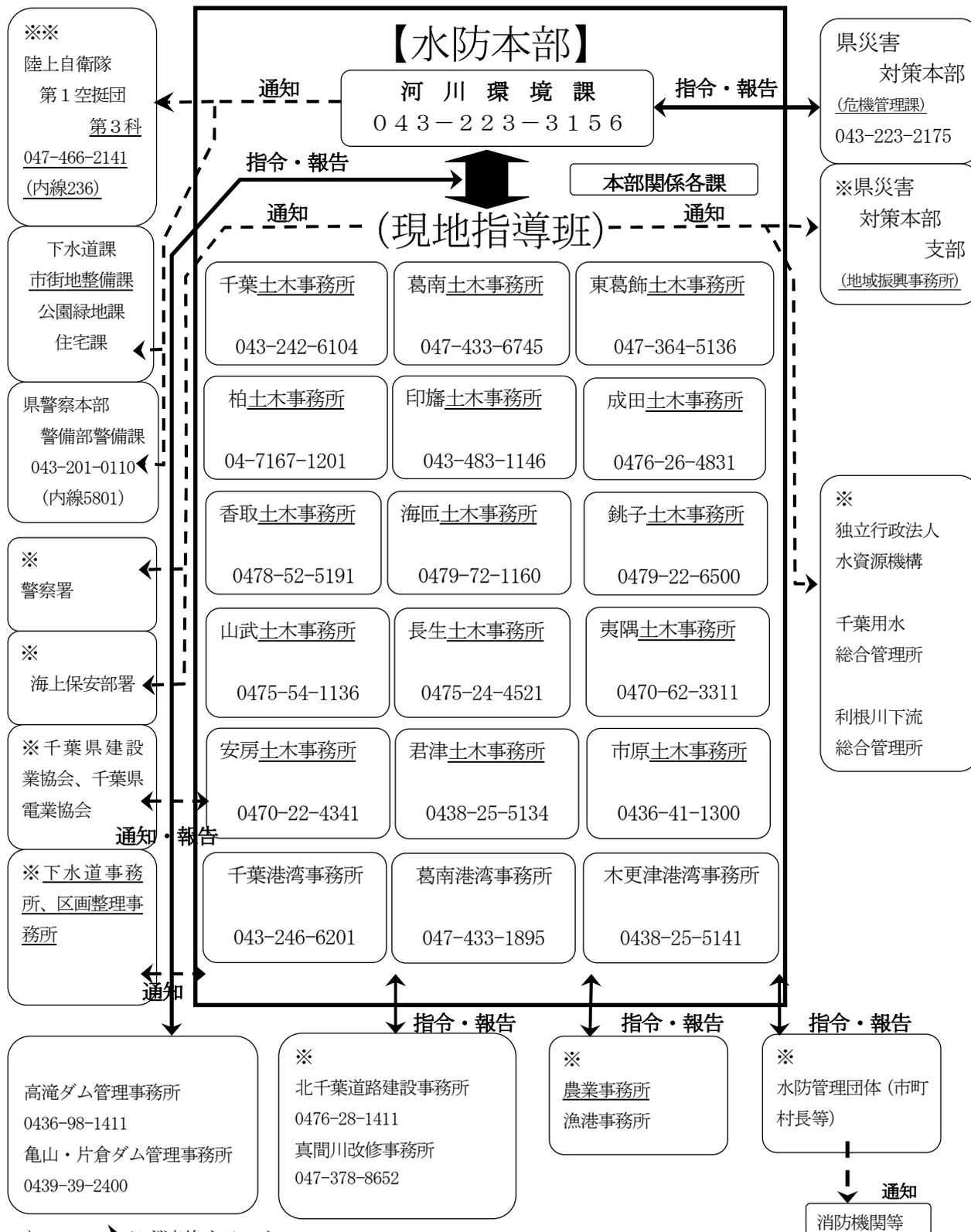
※1 構成人員については、目安であり、現地指導班ごとに事前に定めることとする。

※2 津波については、道路環境課及び防災危機管理部危機管理課の体制で自動配備となっているが、水防については必要に応じて配備するものとする。

(留意事項)

- 1 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予測されるときは、情報収集を行い出動準備を心がけるものとする。
- 2 配備指令発令後は出来る限り不急の外出はさけ、待機しなければならない。
- 3 非常勤務者は、交代者と引継ぎを完了するまではその勤務場所を離れてはならない。
- 4 その他交代者は、予め自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。
- 5 水防配備指令発令後においては、水防業務を一般業務に優先して行わなければならない。
- 6 上記体制人員は目安であり、各水防段階における水防事務を勘案し、事前に必要人員を定め、水防連絡会までに定めておくこととする。

7 水防配備指令伝達系統 (平成24年4月現在)



1) 必ず連絡すること

2) 警戒体制、非常第1体制、非常第2体制に入った時連絡をすること

※ 各土木事務所・港湾事務所の水防指令情報伝達系統図によること

※※ 自衛隊災害派遣要請は本部長が必要と認めた場合若しくは市町村長からの依頼を受けて本部長が行うものとし、その指揮にあたっては、本部長若しくは本部長から指名を受けた者の協力要請に応じることとする。

8 水防配備の解除

(1) 県の水防配備の解除

水防本部長は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

(2) 水防管理団体の水防配備の解除

水防管理者は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

なお、配備を解除したときは、現地指導班を通じ水防本部指令班（河川環境課）に報告するものとする。

※ 水防管理者：水防管理団体である市町村の長、水防事務組合の管理者又は長、並びに水害予防組合の管理者をいう。

第4節 避難計画

風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。
この際、高齢者、障害者等の災害時要援護者の安全避難について、特に留意する。

1 計画方針（防災危機管理部）

災害に際し、危険地域の住民等を安全な場所に避難させ人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。

市町村にあっては、「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

2 実施機関（防災危機管理部、健康福祉部、国土整備部、警察本部）

(1) 避難の勧告又は指示

避難の勧告を発すべき権限のある者として第一次的な実施責任者である市町村長が実施する。
また、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行うものとする。（災害対策基本法第60条）

避難の指示については、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。

ア 市町村長（災害対策基本法第60条）

イ 知事（災害対策基本法第60条5項）

ウ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

エ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者《水防法第29条》）

オ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

カ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官、海上保安官がいない場合に限る。《自衛隊法第94条》）

(2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校や公民館等の避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

イ 当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 避難の勧告又は指示等（防災危機管理部、健康福祉部、国土整備部、警察本部）

(1) 災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2（1）に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

ア 市町村長の措置

(ア) 市町村長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。

ただし、知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村が実施すべき立ち退きの勧告また指示に関する措置の全部又は一部

を当該市町村長に代わって実施する。

(イ) 市町村長は、災害時要援護者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告及び避難指示について判断基準を整備するものとする。

イ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、災害の発生により、住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市町村長が措置をとることができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退きを指示するものとする。

警察官及び海上保安官は、住民等の生命、身体に危険が切迫しているとき自ら認めるときは、直ちに当該地域住民等に避難のための立ち退きを指示するものとする。

なお、立ち退きを指示した場合は、直ちに市町村長へ通知する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官及び海上保安官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事又はその命を受けた水防本部構成員は洪水又は高潮の氾濫及び地すべりにより著しく危険が切迫しているとき認めるときは危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。

(2) 避難準備情報、避難勧告又は指示の内容

市町村長等が避難準備情報の発表や避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難準備情報、避難勧告又は指示の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は防災行政無線を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て周知徹底を図る。

イ 関係機関の相互連絡

県、県警察、市町村、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡するものとする。

4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部）

避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、災害時要援護者の避難を優先して行う。

5 避難所の開設 (防災危機管理部、健康福祉部、教育庁)

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し収容保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。

(1) 市町村は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、風水害等に対する安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

(2) 市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成にあたっては、施設管理者と協議するものとする。

(3) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、市町村職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

(4) 市町村は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。

なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

(5) 市町村は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成に努める。

(6) 市町村は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

(7) 市町村は、避難所を開設した場合には、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応するものとする。

なお、避難所に名簿の掲示を行うなど、避難者情報の広報については、個人情報の取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応するよう努める。

6 現地救護本部の設置 (防災危機管理部、健康福祉部、警察本部)

県は必要に応じ、現地に救護本部を設置するとともに、各避難所を巡回し、関係機関との調整を行うものとする。

第5節 災害時要援護者等の安全確保対策

風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

特に、災害時に支援を必要とする、災害時要援護者については、市町村が策定した「災害時要援護者避難支援プラン」等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1. 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警本部）

災害時要援護者については、災害時要援護者避難支援プランの個別計画等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。

オ 高齢者、障害者等の災害時要援護者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市町村職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

(2) 避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、災害時要援護者避難支援プランの全体計画等に基づき、市町村が定めるものとする。

(3) 緊急入所等

市町村は、在宅での生活の継続が困難な災害時要援護者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な災害時要援護者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

2. 避難所の設置、災害時要援護者の対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、教育庁）

(1) 避難所の開設は、本章第4節「避難計画」による。

県及び市町村は、災害時要援護者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態等を把握し、災害時要援護者に配慮した運営に努めることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

ア 避難所における要援護者用相談窓口の設置

イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ 避難所における要援護者支援への理解促進

(2) 外国人に対する対応

県は、被災直後から、(財)ちば国際コンベンションビューローと連携して日本語の理解が十分でない外国人向けに多言語での災害状況や支援に関する情報の提供を行う。

また、被災地における語学ボランティアの需要状況を基に、派遣先や必要な派遣人員等を被災市町村等と調整の上、援助を必要としている避難所等へ同財団に登録されている語学ボランティアを派遣する。なお、各市町村からの迅速な派遣要請が可能となるよう、各市町村へ本制度の周知を

図る。

市町村は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。

3 福祉避難所の設置（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁）

災害時要援護者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

(1) 福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長がこれを補助するものとする。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

(2) 当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送

市町村は、避難所における災害時要援護者の健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

市町村は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要援護者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市町村や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要援護者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要援護者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかけることを検討する。

5 被災した災害時要援護者等の生活の確保（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村）

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の災害時要援護者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。

また、被災した災害時要援護者等の生活の確保として、県及び市町村は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

(1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

(2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 救助救急・医療救護活動

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、県は関係機関と緊密に連携をとりながら、り災者の医療救護に万全を期するものとする。

1 救助・救急（防災危機管理部、警察本部）

（1）活動体制

消防本部及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、地区医師会、日赤県支部、自衛隊などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

（2）救助・救急活動

機関名	項目	対応措置
消防本部	救助・救急活動	<p>1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。</p> <p>2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。</p> <p>(1) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p> <p>(2) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p>
	救急搬送	<p>1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。</p> <p>2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</p>
	傷病者多数発生時の活動	<p>1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。</p> <p>2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。</p>
県警察		<p>1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。</p> <p>2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。</p>
海上保安部（署）		<p>1 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。</p> <p>2 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。</p> <p>3 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。</p>

(3) 救助・救急資機材の調達

- ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

2 水防活動（県土整備部）

水害等の発生における水防活動については、同章第3節「水防計画」による。

3 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、商工労働部、教育庁）

(1) 高圧ガス等の保管施設の応急措置

機関別対応措置

機関名	対応措置
県	<ul style="list-style-type: none">1 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。2 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。3 連絡通報体制の早期確立を図る。
消防本部	<ul style="list-style-type: none">1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。2 関係機関との情報連絡を行う。
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none">1 正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。2 災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
ガス事業所	<ul style="list-style-type: none">1 ガスホルダーの受入れ、送出の停止又は調整を行う。2 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。3 ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

県及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

(3) 火薬類保管施設の応急措置

機関別対応措置

機関名	対応措置
県	<p>延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。2 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。
関東東北産業保安監督部	<p>火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。</p>

(4) 毒物、劇物保管施設の応急措置

機関別対応措置

機関名	対応措置
県	<p>次の各項の実施について指導する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置3 発災時における健康福祉センター（保健所）、警察署又は消防本部に対しての連絡通報
県教育委員会	<p>発災時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 発災時の任務分担2 出火防止及び初期消火活動3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止5 児童生徒等に対する、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等7 避難場所及び避難方法

(5) 危険物等輸送車両等の応急対策

機 関 名	対 応 措 置
消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
県警察	<p>輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。</p>
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 正確な情報把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 3 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。
関東運輸局	<p>危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
海上保安部 (署)	<p>関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 3 港内における危険物とう載船舶には、必要に応じた移動命令、又は航行の制限若しくは禁止 4 港長公示第5 1 - 2 (昭和51年9月20日) に基づく下記事項に関する規制の強化 引火性危険物積載船舶より30m以内の船舶の接近、接舷の制限
日本貨物 鉄道(株)	<p>危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、JR貨物における応急措置要領(危険品貨物応急措置便覧欄)に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。</p>

4 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局）

(1) 情報の収集・提供

県は、市町村、消防機関、県医師会等との連携のもとに以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。また、そのため、平常時から関係機関との連携を緊密に保つとともに、県防災行政無線の災害拠点病院等への整備や広域災害・救急医療情報システムの再編整備など広域的な情報ネットワークの強化・推進を図る。

ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

イ 避難所、救護所の設置状況

ウ 医薬品等医療資器材の需給状況

エ 医療施設、救護所等への交通状況

オ その他参考となる事項

(2) 医療救護活動

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった住民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や医療チームの派遣等により診療等を行う。

ア 実施機関

(ア) 医療救護は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

(イ) 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

(ウ) (ア)により市町村長が行う場合は、当該市町村地域防災計画の定めるところにより実施する。

(エ) (ア) 及び (イ) により知事が行う場合は、次により実施する。

a 県が組織する救護班

b 日本赤十字社千葉県支部（以下「日赤県支部」という。）の長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織する救護班

c 社団法人千葉県医師会（以下「県医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県医師会が組織する救護班

d 社団法人千葉県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県歯科医師会が組織する救護班

e 社団法人千葉県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）の長と締結した協定に基づき県薬剤師会が組織する救護班

f 社団法人千葉県看護協会（以下「県看護協会」という。）の長と締結した協定に基づき県看護協会が組織する救護班

g 社団法人千葉県接骨師会（以下「県接骨師会」という。）の長と締結した協定に基づき県接骨師会が組織する救護班

h 国立病院機構で組織する救護班

i 災害拠点病院で組織する災害派遣医療チーム<DMAT>（以下「DMAT」という。）及び救護班

<資料編〇〇 救護班>

イ 救護班等出動の要請

(ア) 市町村長は、必要に応じて市町村立病院の救護班に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 知事は、必要に応じてDMATの派遣要請を行うとともに、県救護班の出動を命じ、日赤県支部長、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長、県看護協会会長、県接骨師会長にそれぞれ救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか連絡調整その他必要な措置を講ずる。

(ウ) 具体的な現場指揮は、災害の態様、現場の状況等に応じ、関係機関で協議の上、統一を図るものとする。

ウ 近隣都県市への応援要請

知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都県市災害時相互応援に関する協定」等に基づき近隣都県市への救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入等を要請する。

エ 広域にわたる応援要請

知事は、上記に定める要請のほか、必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条に基づき、他の道府県の道府県知事等に対し、応援を求める。

オ 支援の受け入れ及び他地域への応援

(ア) 県は、協定等に基づく他都県市からの支援や医療ボランティアの協力申し出があった場合は、地域の状況等を勘案し、その受入及び健康福祉センター（保健所）への派遣等を行う。

(イ) 健康福祉センター（保健所）長は、前記の派遣を受けた場合は、その業務を統括する。

(ウ) 被災地以外の健康福祉センター（保健所）長は、被災地の健康福祉センター（保健所）への人員・物資等の応援を行う。

カ 救護班等の業務内容

(ア) 傷病者に対する応急措置

(イ) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

(ウ) 軽症患者等に対する医療

(エ) 避難所等での医療

(オ) 助産救護

キ 救護所の設置

救護所は県又は市町村が設置するものとし、救護班は救護所において医療救護活動を実施する。なお、救護所は必要に応じて適切な場所に設置する。

ク 避難所救護センターの設置

(ア) 県は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、市町村との連携のもとに避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。

(イ) 避難所救護センターでは、精神科、歯科等に加え、ストレスや精神不安への対応を含めたきめ細かな対応を図る。

(ウ) 避難所救護センターは、避難所の設置状況等を勘案して、適切に配置するとともに、必要に応じて周辺地域への巡回活動を行う。

(エ) 避難所救護センターの業務は各健康福祉センター（保健所）長が統括する。

ケ 後方医療施設の確保

知事は、救護班による応急手当の後、入院治療を要する傷病者の収容施設を必要に応じて広域的に確保するものとする。

(ア) 災害拠点病院

a 県は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、二次保健医療圏に2か所程度、災害拠点病院を確保する。

b 災害拠点病院は、耐震耐火構造とし、電気・水道・ガスなどのライフライン途絶時等においても診療機能を維持するための予備電源や予備水源の確保、救急搬送のための臨時ヘリポートの確保など、あらかじめ必要な施設整備を行う。

注) 二次保健医療圏とは、医療法第30条の3第2項第1号の規定に基づく区域で、特殊な医療を除く病院の病床の整備を図るべき地域単位として設定するもので、本県では、9つの二次保健医療圏を設定している。

(イ) 県立病院

災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受け入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動

する。

(ウ) 災害医療協力病院等

上記(ア)及び(イ)のほか県医師会の協力を得て、傷病者や難病患者、人工透析患者の治療、収容に当たる災害医療協力病院等の確保を図る。

コ 地域保健医療救護拠点

(ア) 県は、二次保健医療圏に1か所程度、健康福祉センター(保健所)等を利用して応急救護物資等を集中的に備蓄した地域保健医療救護拠点を整備する。

(イ) 健康福祉センター(保健所)は、これらの備蓄物資の効率的な活用など災害時における総合的な保健医療対策を別に定める活動マニュアルにより実施する。

サ 医薬品等の調達

(ア) 医薬品、医療資器材の確保

a 県及び市町村は、医薬品等の整備確保に努め、医薬品等の備蓄拡充や品目の見直し及び流通医薬品の確保体制の整備を検討する。

b 県は、市町村等から医薬品等の確保について、応援要請を受けたときは、地域保健医療救護拠点(各健康福祉センター(保健所)等)に備蓄しているもののほか、千葉県医薬品卸協同組合との協定に基づき医薬品卸業者の県内営業所等から調達し、救護所等に供給する。

c 県は、医薬品等が県内において調達できないときは、隣接都県等に協力を要請し調達する。

(イ) 血液製剤の確保

a 県は、災害発生後速やかに県内血液センター等の被災状況を把握するとともに、日本赤十字社千葉県支部と連携を図り、血液製剤の確保を図る。

b 県は、血液製剤が県内において調達できないときは、隣接都県等に協力を要請し調達する。

<資料編〇-〇 医薬品等>

シ 傷病者の搬送体制

県との協定等に基づき出動した医療チーム救護班の責任者は、医療救護を行った者のうち、後方医療施設に収容する必要がある者の搬送を市町村長又は知事に要請する。

原則として、被災現場から救護所への搬送は市町村が、救護所から後方医療施設までの搬送は市町村及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

ス 救護班の活動車両

救護班の出動及び活動のための車両等は、第7節警備・交通の確保・緊急輸送対策に定める車両等による。

(3) 広域災害・救急医療情報システム等の推進

県は、災害発生時における病院、薬局等の医療機関の被災状況、患者転送の要請、医療スタッフの要請等に関する情報及び被災地外の医療機関の支援体制等の情報の収集・提供並びに計画停電等の緊急連絡事項の周知に関して、関係機関における広域災害・救急医療情報システム等の運用体制の充実を図る。

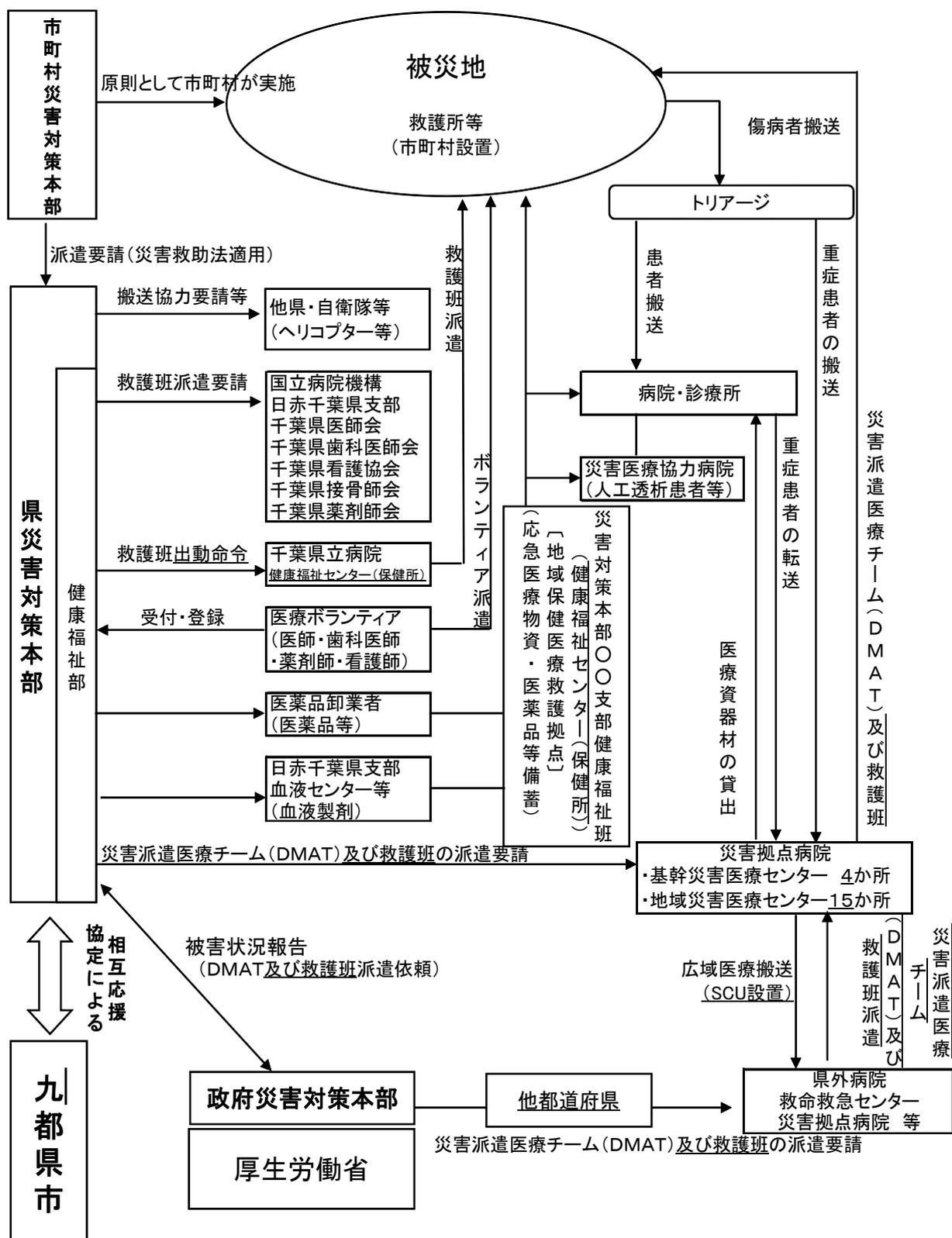
(4) 広域医療搬送体制の整備

県は、災害時における救急患者及び医療活動従事者の広域医療搬送*のため、平常時から関係機関との訓練を通じて、広域医療搬送体制の整備に努める。

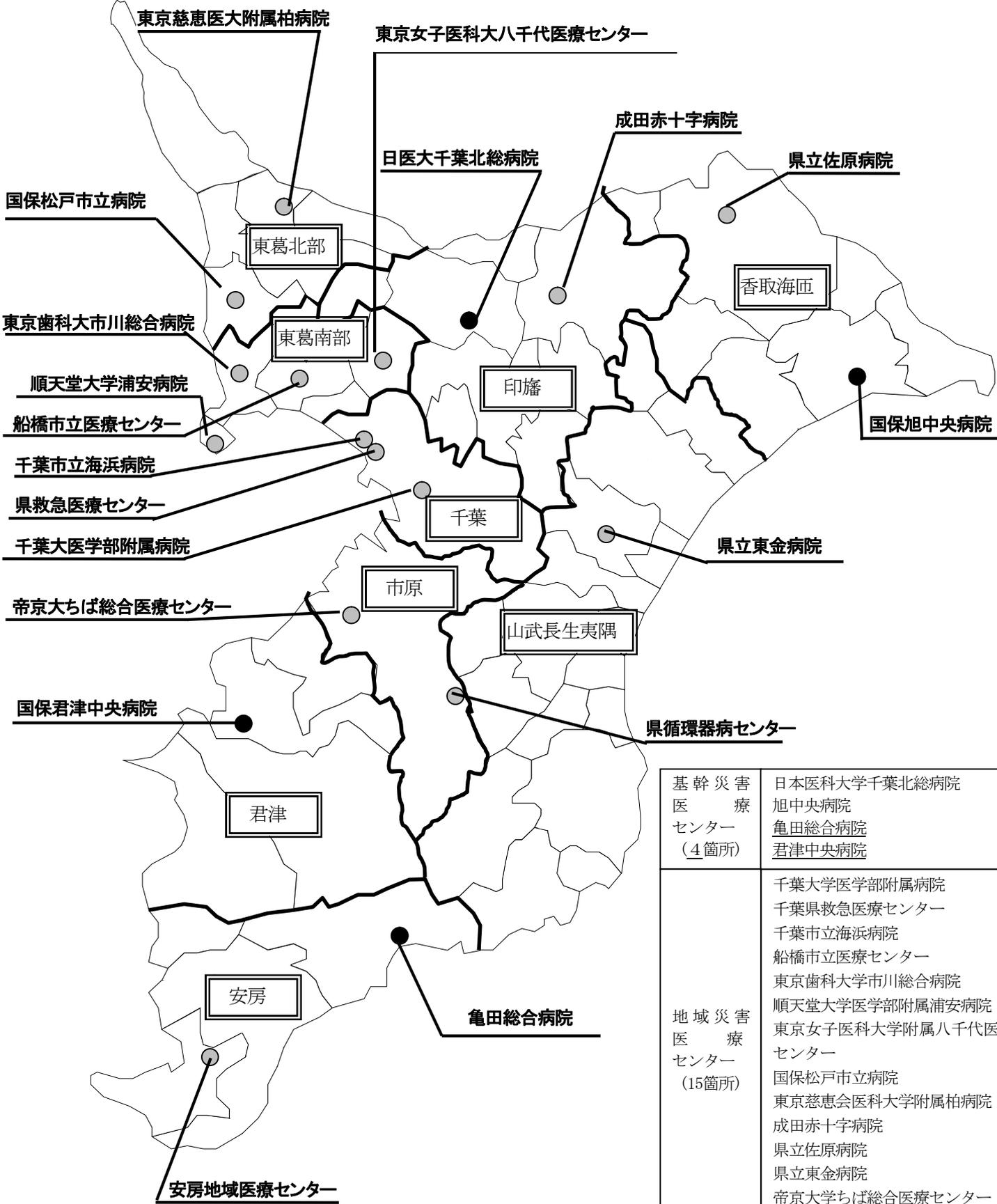
※ 広域医療搬送

重傷者のうち、被災地内での治療が困難で、被災地外の医療機関において緊急に治療することが必要な者であり、かつ、搬送中に生命の危険の少ない病態の患者を被災地区外の医療施設まで迅速に搬送し、治療すること。

医療救護活動の体系図



災害拠点病院



<p>基幹災害医療センター (4箇所)</p>	<p>日本医科大学千葉北総病院 旭中央病院 亀田総合病院 君津中央病院</p>
<p>地域災害医療センター (15箇所)</p>	<p>千葉大学医学部附属病院 千葉県救急医療センター 千葉市立海浜病院 船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学附属柏病院 成田赤十字病院 県立佐原病院 県立東金病院 帝京大学ちば総合医療センター 安房地域医療センター 千葉県循環器病センター</p>

医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧

地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院 専用臨時ヘリポート
旭市	総合病院国保旭中央病院	総合病院国保旭中央病院 専用臨時ヘリポート
千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院 専用臨時ヘリポート
千葉市美浜区	千葉県救急医療センター	印旛沼下水道事務所
千葉市美浜区	千葉市立海浜病院	印旛沼下水道事務所
船橋市	船橋市立医療センター	船橋市立運動公園陸上競技場
市川市	東京歯科大学市川総合病院	東京歯科大学市川総合病院 専用臨時ヘリポート
浦安市	順天堂大学医学部附属浦安病院	エクセル航空（株）ヘリポート
八千代市	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	八千代市消防本部
松戸市	国保松戸市立病院	<u>松戸市運動公園陸上競技場</u>
柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市大堀川防災レクリエーション公園
成田市	成田赤十字病院	成田赤十字病院 専用臨時ヘリポート
東金市	千葉県立東金病院	東金市立西中学校
香取市	千葉県立佐原病院	香取市利根河川敷緑地
市原市	帝京大学ちば総合医療センター	帝京大学ちば総合医療センター 専用臨時ヘリポート
木更津市	国保直営総合病院君津中央病院	<u>国保直営総合病院君津中央病院 専用臨時ヘリポート</u>
鴨川市	亀田総合病院	亀田総合病院 専用臨時ヘリポート
館山市	安房地域医療センター	安房地域医療センター 専用臨時ヘリポート
市原市	千葉県循環器病センター	千葉県循環器病センター 専用臨時ヘリポート

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため県民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 災害警備計画

(1) 千葉県警察災害警備計画（警察本部）

ア 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

イ 警備体制

警察本部及び警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(ア) 災害警備本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

(イ) 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

(ウ) 連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

ウ 災害警備活動要領

(ア) 要員の招集及び参集

(イ) 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

(ウ) 装備資機材の運用

(エ) 通信の確保

(オ) 救出及び救護

(カ) 避難誘導及び避難地区の警戒

(キ) 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

(ク) 災害の拡大防止と二次災害の防止

(ケ) 報道発表

(コ) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

(サ) 死傷者の身元確認、遺体の収容

(シ) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

(ス) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

(セ) 協定に基づく関係機関への協力要請

(ソ) その他必要な応急措置

(2) 海上保安部（署）非常配備等計画

ア 大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上保安庁非常配備規則に基づき、次の段階に分けて発令するとともに、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処する。

イ 警戒配備（注意体制）

管内に大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想されるときに緊急に事前の措置

を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

ウ 非常配備

大規模な海難、その他海上における災害であつて、社会的に著しく影響の大きい事態の発生が予想されるときは、非常配備乙を発令して、緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、対策の検討、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

エ 警備要領

(ア) 海上における治安の確保及び海上における遭難者（陸上から流れ出した漂流者を含む）の救助作業は、所属巡視船艇あるいは他の海上保安部署からの応援派遣船艇、航空機をもって実施し、救護を必要とする者については、対策本部及び医療機関等と連絡を密にして、早急に引渡し、場合によっては医師、看護師等が当庁巡視船艇に直接乗船して救護に当たる。

(イ) 災害時の救助活動を行うに際し、海上自衛隊との任務分担及び情報の交換については、海上自衛隊横須賀地方隊と第三管区海上保安部との海上における災害派遣に関する地方協定による。

2 交通対策計画（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村）

(1) 災害時における危険箇所

道路の路肩決壊及び法面崩落による危険箇所は、〈資料編〇ー〇 道路の路肩決壊及び法面崩落による危険箇所〉のとおりである。

(2) 被災施設の応急対策方法

ア 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告するものとする。

イ 調査及び報告

市町村の調査班は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告するものとする。

(ア) 市町村の調査班は、当該市町村の道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・う回路線の有無その他被災の状況等を市町村長に報告するものとする。

(イ) 市町村長は（ア）による報告を受けたときは、その状況を直ちに当該市町村の区域を管轄する関係機関の長に報告するものとする。

(3) 交通規制

ア 道路管理者の通行禁止又は制限

道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 公安委員会の交通規制

(ア) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

(イ) 公安委員会は、県内又は隣接・近隣都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

ウ 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認められるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定に

より、道路における交通の規制を行う。

エ 警察官の交通規制等

(ア) 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

(イ) 警察官は、通行禁止区域等（前記イ（イ）により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。）において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

オ 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

(ア) 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、前記エ（イ）の職務の執行について行うことができる。

(イ) 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

＜資料編〇ー〇 自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書＞

カ 海上保安部（署）の海上交通規制

(ア) 港湾内及び航路付近の障害物の状況又は海上交通輻輳の状況に応じ、港内交通管制室による海上交通情報の提供及び管制信号又は巡視船艇により海上の交通整理を実施するとともに、必要ある場合には航行制限を実施するものとする。

(イ) 航行制限の実施及び航路標識の流失、移動、消灯等については、発生の都度、水路通報により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとるものとする。

(4) 応急復旧

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められるものや民生の安定上必要があるものについて最優先に応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

(5) 緊急通行車両の確認等

ア 緊急通行車両の確認

(ア) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

(イ) 前記（ア）により確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

(ウ) 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(エ) 届出に関する手続きは、別に定める。

イ 緊急通行車両の事前届出・確認

(ア) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

(イ) 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

(ウ) 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証

を提出して、前記ア(ア)の確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記ア(イ)の標章及び確認証明書を交付する。

(エ) 事前届出・確認に関する手続きは、別に定める。

＜資料編〇ー〇 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等＞

(6) 交通情報の収集及び提供

ア 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用して行う。

なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

イ 交通規制等交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

(7) 東日本高速道路(株)の安全対策

県公安委員会が行う緊急交通路の確保に係る交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。

また、道路が被災を受け、交通に支障がある場合には、速やかに応急復旧作業の実施に努める。

(8) 首都高速道路(株)の交通対策計画

ア 災害予防計画

(ア) 現況

首都高速道路の、千葉県内における現況は、次のとおりである。

なお、全区間自動車専用道路に指定されており、一般街路とは全て立体交差となっている。

a 道路の現況（千葉県内供用路線）

路線名	区 間	供用延長 km	うち 千葉県内 供用延長 km	一般道路との連結施設（出入口）名	
				入 口	出 口
高速湾岸線	横浜市金沢区並木～ 市川市高谷	62.1	8.9	舞 浜 浦 安（2） 千鳥町	浦 安（2） 千鳥町

b 管理施設の現況（千葉県内）

平成21年4月1日現在

区分 路線名 種類	交 通 施 設		出入口	避難設備
	交 通 管 制 施 設		出入口	非常口
高速湾岸線	可変規制標識 24ヶ所 街路可変情報板 9ヶ所 可変情報板 7ヶ所 車両感知器 108ヶ所 交通監視用カメラ 16ヶ所	40ヶ所	出口 3 入口 4	6ヶ所

首都高速道路の構造物は、「橋、高架の道路等の技術基準について」〔建設省（国土交通省）道路局長、都市局長通達〕などに従い、地質、構造などの状況に応じ、関東大震災級の地震に耐え得るよう十分な安全を見込んでいるほか、高架橋については、桁落下防止装置を設置して、より一層の安全性を高めている。また、トンネル、高架橋などには非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、利用者などはこれらの非常口から安全に脱出できることとしている。

しかしながら、平成7年兵庫県南部地震の発生により、高架橋等が大きな被害を受けたことから、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」〔建設省（国土交通省）道路局：平成7年5月〕に準拠した構造としていくほか、利用者の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。

(イ) 事業計画

a 概 要

(a) 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施していくほか、利用者の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。

(b) 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。

b 実施計画の内容

(a) 高架橋の安全性の強化

「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、落橋防止システム及び支承部構造の一層の強化を図る。

なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成10年度、地盤流動化対策（鋼管矢板壁工法）は平成11年度をもって完了している。

(b) 地震が発生した時の利用者の安全対策

① 利用者への情報伝達の充実

② 避難・誘導施設の整備

③ 利用者の対処方法についての十分な広報

(c) 首都高速道路の構造物及び道路附属物その他の管理施設等の常時点検

(d) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設の常時点検

イ 災害応急対策計画

(ア) 災害時における体制

災害又は交通障害の発生が予想される時、あるいは災害が発生したときは、警戒体制、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた規模及び内容の体制をとり、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講ずる。

(イ) 災害応急対策

災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路の機能回復を図る。

a 災害が発生したときは、首都高速道路(株)は県公安委員会が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報する。

b 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。

c 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。

d 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講ずる。

(ウ) 災害時の広報

利用者が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速に利用者に提供する。

(エ) 緊急道路啓開

残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力のうへ、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

3 在港船舶対策計画（県土整備部、農林水産部）

(1) 在港船舶対策計画

ア 曳船の隻数及び性能

曳船の状況は、<資料編〇ー〇 曳船の状況>のとおりである。

イ 災害防止の方法

(ア) 一般対策（主として千葉港、木更津港、銚子漁港、勝浦漁港）

a 気象通報組織を通じて予警報の周知徹底をはかる。

b 巡視船艇及び海上保安部署による情報周知、保船等の指導

c 関係機関との情報交換

(イ) 台風対策（千葉港、木更津港）

a 台風等が千葉港及び木更津港に来襲し、災害の発生が予想されるときは、「千葉港台風対策委員会」及び「木更津台風・津波等対策委員会」を開催し審議のうへ、千葉港長及び木更津港長は、在港船舶等に対し警戒体制について勧告を行う。

(a) 第一警戒体制（荒天準備）

台風が東京湾に接近するおそれがあると判断された場合

① 在泊船舶は台風の動向に留意し、必要な荒天準備を整えること。

② 荷役中の船舶は、天候の急変に備え荷役を中止できるように準備するとともに、危険物荷役・港内工事作業については、中止基準を遵守すること。

③ 岸壁・栈橋等水際線付近にある物件等の高潮、高波、強風による流出防止を強化すること。

④ その他必要事項

(b) 第二警戒体制（避難勧告）

台風が東京湾に接近する公算が極めて大なりと判断された場合、あるいは千葉港が重大な影響を蒙ると判断した場合

① 500総トン以上の船舶は離岸又は離棧して万全の措置をとること。（但し、旅客が乗船中の客船等にあつては、この限りでない。）

② 前項但書きの旅客船、静穏度の高い係留施設に停泊する船舶及び耐航性が不足している船舶等が当該係留施設において待機する場合は、係留索の増し取り等の係留強化策を講じること。（木更津港）

③ 小型船舶は安全な場所に避難すること。

④ 木材等流出防止のため厳重な見回り監視体制を強化すること。

⑤ 管制対象船並びにパイロット要請船舶は避泊後速やかに避泊位置を港長に通報すること。（千葉港）

⑥ その他必要事項

b 在港船舶に対する避難勧告

(a) 避難勧告発令時期の基準

避難勧告を発令する基準は、風速15m以上の強風圏が東京湾地方に達する前に船舶の避難が安全に完了するような時期を選定する。

(b) 勧告の周知

① 「台風対策情報連絡系統図による通報」……千葉港長、木更津港長は、電話、FAX等により関係機関へ連絡する。

② 「第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターからの放送」……無線電話（呼出周波数500KHZ 呼出名称JGC）又は超短波無線電話（国際VHF CH16 呼出名称 よこはまほあん）により在港船舶に対し放送（CH12）する。

③ 「巡視船艇による現場周知」……拡声器等により在港船舶等に周知する。

④ 「千葉海上保安部・木更津海上保安署からの照会に対する回答」……電話、FAX等により回答する。

⑤ 「千葉港における海上保安部港内交通管制室からの放送」……放送H3E 1665KHZ 呼出名称 チバハーバーレーダーにより周知する。

(c) 避難場所（参考）

小型船舶、雑種船	—————	船溜、運河、河川
500トン未満の船舶	—————	港内避泊
500トン以上の船舶	—————	港外避泊

c 流出油対策

石油コンビナート等特別防災区域内の係留施設にある船舶によるものについては「千葉県石油コンビナート等防災計画」により、それ以外については、第5編第4章「油等海上流出災害対策」を適用する。

ウ その他の対策

(ア) 港長権限に基づく港内整理

港則法により特定港（千葉港、木更津港）における船舶交通の安全及び港内の整頓を図る。

(イ) 貯木対策

貯木場管理者に対し、状況により貯木場の網端^{あぼ}の監視の強化又は緊急水切り等を行わせる。

(ウ) 物件等に対する応急措置

五井及び姉ヶ崎地区に大工場、製油所、油槽所が建設され、高潮、波浪が大きく護岸施設を

乗り越えて海水が流れ込み、重要施設の浸水による被害が考えられるので、この保安についてその対策を立てる。

(エ) 避難場所等の整備

荒天時においても利用可能な避泊地を創出するため、防波堤の整備及び小型タンカー用の船溜の整備を進める。

4 緊急輸送（総合企画部、防災危機管理部、商工労働部、農林水産部、県土整備部）

災害発生時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めた。

(1) 緊急輸送道路

機能別に1次及び2次路線に分類し、1次路線は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等であり、2次路線は、1次路線を補完し市町村役場等を相互連絡する県道等である。

(2) 港 湾

千葉港（千葉中央地区、千葉出洲地区、葛南東部地区）

木更津港（富津地区）

館山港（宮城地区）

(3) 漁 港

銚子漁港、大原漁港、勝浦漁港、鴨川漁港

(4) 飛行場等

ア 空 港

成田国際空港

イ 自衛隊駐屯地及び基地

陸上自衛隊……習志野駐屯地、下志津駐屯地、木更津駐屯地、松戸駐屯地

海上自衛隊……下総航空基地、館山航空基地

航空自衛隊……木更津第一補給処

ウ 臨時離発着場

千葉県中央防災センター、千葉県西部防災センター

千葉市消防ヘリポート、千葉県スポーツセンター

幕張海浜公園、青葉の森公園、行田公園、柏の葉公園、印旛沼公園、蓮沼海浜公園、

館山運動公園、富津公園

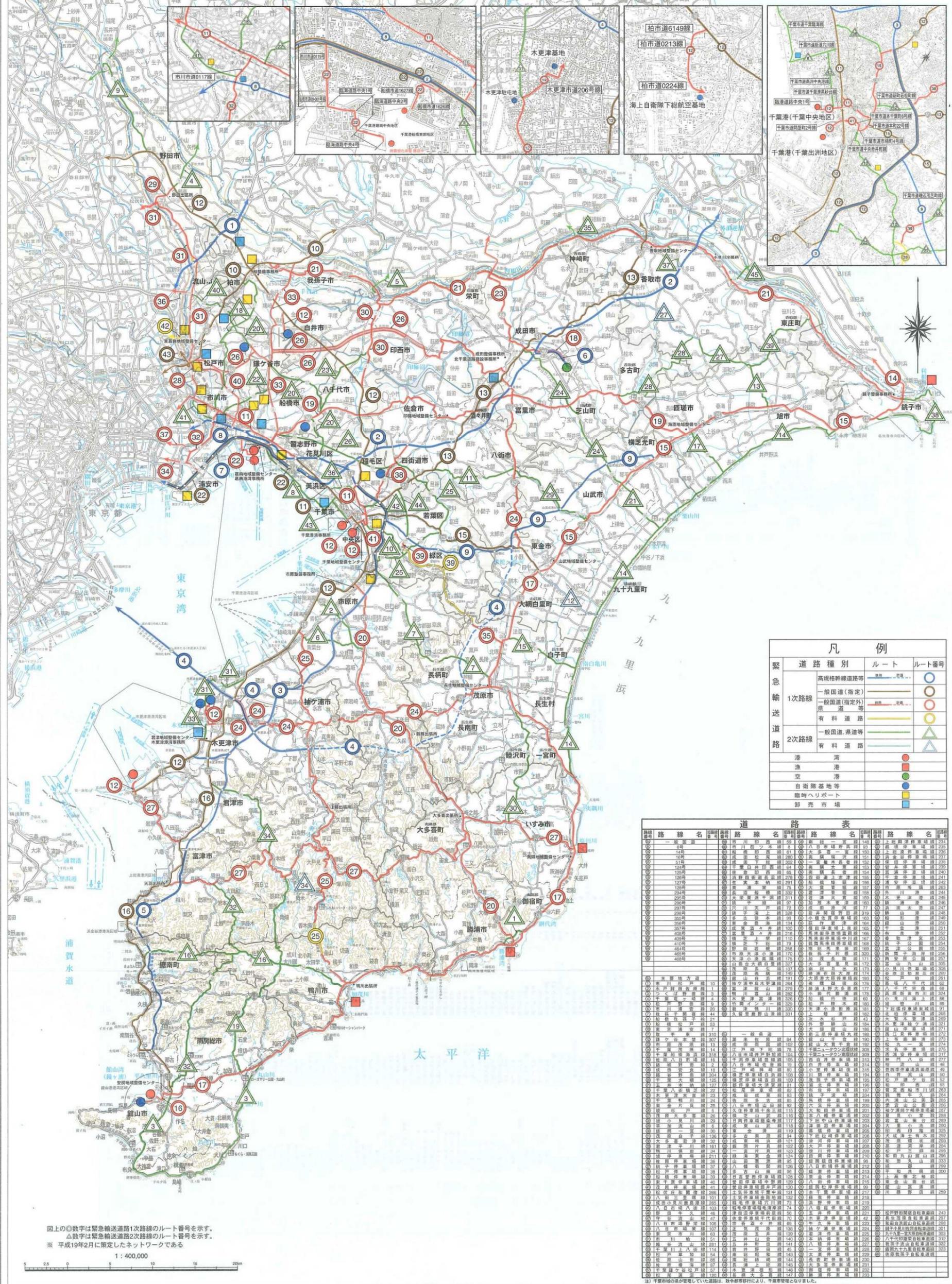
(5) 江戸川緊急用船着場

市川緊急用船着場、松戸緊急用船着場

※ 緊急用船着場とは、大規模災害時に河川管理施設災害の復旧資機材や救援物資等を江戸川等の河川を通じて搬入、荷揚げするための施設であり、緊急河川敷道路と連携して機能する。河川敷道路については（平成23年4月1日現在）完成には至っていないが、一部通行可能である。

<資料編〇-〇 緊急用船着場位置図及び緊急用河川敷道路計画図>

千葉県緊急輸送ネットワーク図



緊急輸送道路	道路種別	ルート	ルート番号
1次路線	高規格幹線道路等	赤線	○
	一般国道(指定)	青線	○
	一般国道(指定外)	黄線	○
	県道等	緑線	○
2次路線	有料道路	黄線	△
	一般国道、県道等	緑線	△
港	漁港	赤丸	
	漁港	青丸	
	空港	黄丸	
	自衛隊基地等	青丸	
	臨時ヘリポート	黄丸	
卸売市場	青丸		

路線番号	路線名	路線番号	路線名	路線番号	路線名
1	一般国道	101	船橋市道101号線	201	船橋市道201号線
2	一般国道	102	船橋市道102号線	202	船橋市道202号線
3	一般国道	103	船橋市道103号線	203	船橋市道203号線
4	一般国道	104	船橋市道104号線	204	船橋市道204号線
5	一般国道	105	船橋市道105号線	205	船橋市道205号線
6	一般国道	106	船橋市道106号線	206	船橋市道206号線
7	一般国道	107	船橋市道107号線	207	船橋市道207号線
8	一般国道	108	船橋市道108号線	208	船橋市道208号線
9	一般国道	109	船橋市道109号線	209	船橋市道209号線
10	一般国道	110	船橋市道110号線	210	船橋市道210号線
11	一般国道	111	船橋市道111号線	211	船橋市道211号線
12	一般国道	112	船橋市道112号線	212	船橋市道212号線
13	一般国道	113	船橋市道113号線	213	船橋市道213号線
14	一般国道	114	船橋市道114号線	214	船橋市道214号線
15	一般国道	115	船橋市道115号線	215	船橋市道215号線
16	一般国道	116	船橋市道116号線	216	船橋市道216号線
17	一般国道	117	船橋市道117号線	217	船橋市道217号線
18	一般国道	118	船橋市道118号線	218	船橋市道218号線
19	一般国道	119	船橋市道119号線	219	船橋市道219号線
20	一般国道	120	船橋市道120号線	220	船橋市道220号線
21	一般国道	121	船橋市道121号線	221	船橋市道221号線
22	一般国道	122	船橋市道122号線	222	船橋市道222号線
23	一般国道	123	船橋市道123号線	223	船橋市道223号線
24	一般国道	124	船橋市道124号線	224	船橋市道224号線
25	一般国道	125	船橋市道125号線	225	船橋市道225号線
26	一般国道	126	船橋市道126号線	226	船橋市道226号線
27	一般国道	127	船橋市道127号線	227	船橋市道227号線
28	一般国道	128	船橋市道128号線	228	船橋市道228号線
29	一般国道	129	船橋市道129号線	229	船橋市道229号線
30	一般国道	130	船橋市道130号線	230	船橋市道230号線
31	一般国道	131	船橋市道131号線	231	船橋市道231号線
32	一般国道	132	船橋市道132号線	232	船橋市道232号線
33	一般国道	133	船橋市道133号線	233	船橋市道233号線
34	一般国道	134	船橋市道134号線	234	船橋市道234号線
35	一般国道	135	船橋市道135号線	235	船橋市道235号線
36	一般国道	136	船橋市道136号線	236	船橋市道236号線
37	一般国道	137	船橋市道137号線	237	船橋市道237号線
38	一般国道	138	船橋市道138号線	238	船橋市道238号線
39	一般国道	139	船橋市道139号線	239	船橋市道239号線
40	一般国道	140	船橋市道140号線	240	船橋市道240号線
41	一般国道	141	船橋市道141号線	241	船橋市道241号線
42	一般国道	142	船橋市道142号線	242	船橋市道242号線
43	一般国道	143	船橋市道143号線	243	船橋市道243号線
44	一般国道	144	船橋市道144号線	244	船橋市道244号線
45	一般国道	145	船橋市道145号線	245	船橋市道245号線
46	一般国道	146	船橋市道146号線	246	船橋市道246号線
47	一般国道	147	船橋市道147号線	247	船橋市道247号線
48	一般国道	148	船橋市道148号線	248	船橋市道248号線
49	一般国道	149	船橋市道149号線	249	船橋市道249号線
50	一般国道	150	船橋市道150号線	250	船橋市道250号線

図上の△数字は緊急輸送道路1次路線のルート番号を示す。
○数字は緊急輸送道路2次路線のルート番号を示す。
※平成19年2月に策定したネットワークである

第8節 救援物資供給活動

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

なお、県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とするが、情報の寸断や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。

1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、水道局）

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

(1) 実施機関

ア 飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

イ 市町村長は、当該市町村限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県、企業団及び市町村圏組合の水道事業体は、市町村が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

＜資料編〇-〇 千葉県水道災害相互応援協定＞

(2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

(3) 水道事業体による飲料水の供給

ア 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、被害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。

イ 広報

災害時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

なお、情報提供を充実させるため、千葉県ホームページ等から各事業体ホームページへ適宜リンクを設定する。

(4) 県営水道の応急給水

災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、給水区域内市と密接に連携して応急給水を実施することとし、必要な対策を定める。

ア 飲料水の確保

一人1日の最低水量を3リットルとし、以後復旧工事の進捗により順次増量する。

応急給水用の用水は、19箇所の浄・給水場の配水池容量79万 m^3 のうち緊急遮断弁の作動により確保する最大46万 m^3 の貯留水を充てるほか、予備水源である県水道局の井戸を活用する。

＜資料編〇-〇 県営水道配水池一覧表＞

イ 給水方法

(ア) 浄・給水場等での拠点給水

1.9 箇所の浄・給水場の応急給水設備及び仮設給水栓により給水車等への注水及び住民への応急給水を行う。

(イ) 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水

a 発災後直ちに給水区域内市と連絡を取り、被災状況の把握に努めるとともに、市の災害対策本部に局職員を派遣し、情報の収集と共有化を図りながら、給水場所及び給水方法について市と綿密に協議する。

b 市の開設する避難場所及び病院等の重要施設に対し、災害時の応援協定を締結している千葉県水道管工事協同組合の応援を得て、給水車及び給水タンクにより応急給水を行う。
なお、県営水道のみで対応できない場合は「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を要請するとともに、退職者から成る「災害時支援協力員制度」を活用し、人員の増強を図る。

c 市町村の要請によるアルミボトル水及び非常用飲料水袋による給水

乳幼児や高齢者等を対象としたアルミボトル水(375ml)の配布や容器を持参しない住民への非常用飲料水袋による給水を行う。

(ウ) 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

a 消火栓等を活用した給水(可搬型)

配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。

b 仮配管による給水(固定型)

復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

ウ 広報

発災時の応急給水時間、場所及び給水方法、断水地域と復旧の見込み等について、県水道局ホームページ等に掲載するとともに、必要に応じて広報車の巡回により情報を提供する。

エ 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。住民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

(5) 補給水利及び応急給水用資機材の現況

ア 補給水利の現況

県営水道<資料編〇-〇 県営水道の補給水利の現況>

市町村水道<資料編〇-〇 市町村水道等の補給水利の現況>

イ 応急給水用資機材の保有状況

県営水道<資料編〇-〇 県営水道の応急給水用資機材の保有状況>

市町村水道<資料編〇-〇 市町村(組合、企業団)営水道給水用車両及び機材等の保有状況>

2 食料・生活必需品等の供給体制(防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部)

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請等に基づき、食料及び燃料等の生活必需品を確保し、迅速な供給に努めるものとする。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

(1) 救援物資の確保

ア 備蓄品の活用

必要に応じ、県防災センター及び備蓄倉庫保有物資の活用を図る。

<資料編〇-〇 県の備蓄(防災危機管理部)>

イ 協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部局と連携して必要な

物資を調達する。

- <資料編〇-〇 災害時における県民生活の安定を図るための基本協定>
- <資料編〇-〇 災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書>
- <資料編〇-〇 災害時の物資供給等に関する協定書>
- <資料編〇-〇 災害時の食料供給等に関する協定書>

ウ 国・他都道府県からの調達

災害時の九都県市、関東地方知事会との相互応援協定等に基づき、支援物資を調達する。

- <資料編〇-〇 九都県市災害時相互応援に関する協定>
- <資料編〇-〇 震災時等の相互応援に関する協定>
- <資料編〇-〇 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定>

エ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

(2) 政府所有米の供給計画

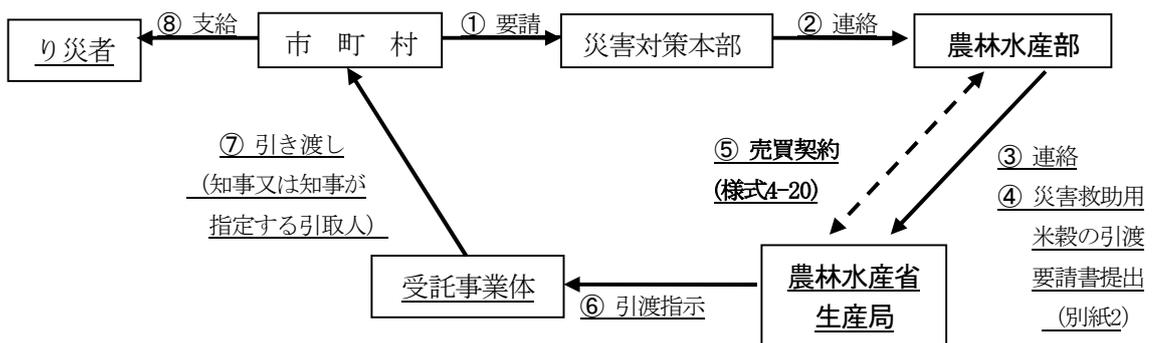
政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省生産局長（以下「局長」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、局長と売買契約を締結したうえで、局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。 <資料編〇-〇 災害応急用米穀数量等通知書等の様式>

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

図1 政府所有米穀の受渡し系統図

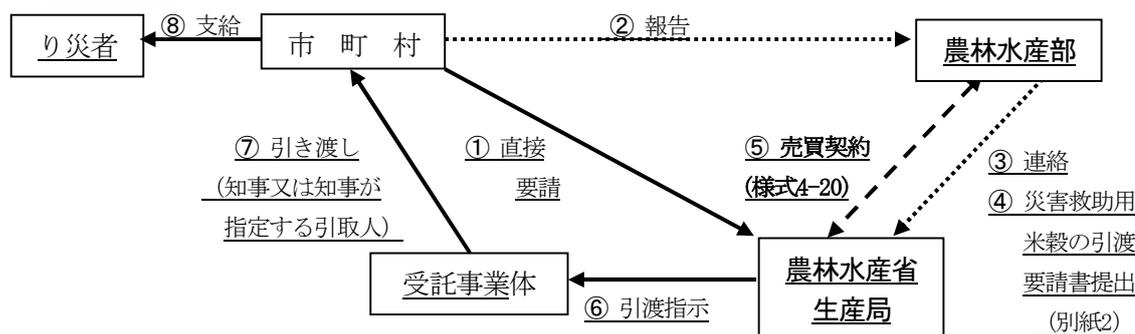
被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省生産局に要請し、売買契約（様式4-20）を締結する。

I 市町村からの要請を受け、県が要請する場合



II 市町村が直接、要請した場合

市町村が直接、生産局に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて生産局に連絡する。



(3) 救援物資の供給体制の確保

本県では、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。

なお、物流倉庫の確保等については千葉県倉庫協会、車両による輸送関係等については社団法人千葉県トラック協会と連携して行う。

ア 県災害対策本部における民間物流事業者の活用

災害時においては、県災害対策本部内に支援物資物流に関する専門的な組織として「物資支援班」を編成し、支援物資物流に関する情報の一元的な管理を行う。

また、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるようにするため、県の災害対策本部及び物資集積拠点における業務に物流専門家（民間物流事業者）が参画する体制とする。

イ 拠点等の確保

県物資集積拠点の設定については、原則として、民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流事業者を主力した体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。

ただし、災害の状況等により、物流倉庫を物資集積拠点として使用することが困難となった場合には、県有施設等を県物資集積拠点とした物流体制とするなど、状況に応じて、実現可能な協力体制を構築する。

ウ 輸送車両等の確保

民間物流事業者との連携により、車両の確保、配車計画の策定を行い、迅速、かつ円滑な輸送体制を構築する。

エ その他の輸送手段の選定

道路の被害状況等により陸上輸送が困難な場合は、被災市町村への支援計画を実行する上で、最も適切な輸送手段を、海上輸送・航空機輸送の中から選定する。

また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

(ア) 海上輸送

a 応急海上輸送

関東運輸局は、災害時に陸上交通機関が途絶し、被災者、救援物資等の海上輸送を必要とする場合において、本部長の要請に基づき、応急海上輸送に従事する船舶の調達及び緊急修理造船所（工場）のあっせん等について協力するものとする。

b 配備計画

応急海上輸送体制を確保するための配備計画は、下記によるものとする。

(a) 船舶

関東運輸局防災業務計画の定めるところによる。

(b) 造船所

平時から関係事業者と連携を保ち、修理能力等の現況を把握しておくものとする。

c 海上保安部（署）の協力

海上保安部（署）は、陸路による緊急輸送が困難な場合において、県から救護班、応急対策要員又は緊急物資の輸送の要請を受けた場合には、可能な限り所属巡視船艇をもって、緊急輸送に協力するものとする。

(イ) 航空機輸送

道路の被害状況等により、陸路による救援物資等の緊急輸送が困難であり、かつ、緊急を要する場合は、自衛隊に対して航空機による輸送を要請する。

オ 災害ボランティアの活用

県有施設を拠点として物資輸送を行う場合、必要に応じて、荷役作業等についての協力を県ボランティアセンターに要請する。

3 燃料の調達（防災危機管理部）

県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

さらに、今後、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結する。

第9節 広域応援の要請及び県外支援

大規模災害時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受け入れについては、国の指導のもと体制整備に努めるものとする。

1 国等に対する応援要請（防災危機管理部、警察本部）

(1) 市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。

(2) 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。また、指定行政機関の長又は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。

千葉県公安委員会は、広域緊急援助隊の派遣の要求に関し、他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

2 他都道府県等に対する応援要請（防災危機管理部）

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、次に掲げる協定に基づき他の都道府県市に応援要請を行う。

ア 九都県市災害時相互応援に関する協定

九都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、相互応援が行われる。本協定の下、「九都県市広域防災プラン」を具体的行動基準とし、「九都県市応援調整都県市マニュアル」、「九都県市応援調整本部行動マニュアル」により広域応援を行う。

イ 震災時等の相互応援に関する協定

関東地方1都9県間の迅速な災害対応を図るため「1都9県震災時等相互応援協定活動マニュアル」を策定し、災害時における連携を図っている。

ウ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

上記協定では対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下広域応援が行われる。

<資料編〇一〇 九都県市災害時相互応援に関する協定>

<資料編〇一〇 震災時等の相互応援に関する協定>

<資料編〇一〇 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定>

3 県の市町村への応援（防災危機管理部）

知事は、市町村等から災害応急措置の実施のための応援要請があった場合は、速やかに調査の上、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。

特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

4 市町村間の相互応援（防災危機管理部）

(1) 被災市町村長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害

時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

(2) 知事は、上記(1)の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

- ア 応援をすべき市町村名
- イ 応援の範囲又は区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の方法

(3) 市町村長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

＜資料編〇―〇 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定＞

5 消防機関の応援（防災危機管理部）

(1) 被災市町村長（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

＜資料編〇―〇 千葉県広域消防相互応援協定書＞

＜資料編〇―〇 千葉県消防広域応援基本計画＞

(2) 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を被災市町村以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請し、緊急消防援助隊運用要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れる。

＜資料編〇―〇 大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画＞

(3) 被災市町村以外の市町村は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

6 国土交通省所管の公共施設に係る相互応援（県土整備部）

県土整備部長は、県及び市町村の管理する公共施設に係わる応急措置を実施するため必要があると認めるときには、関東地方整備局及び1都8県5政令市の間で締結した「災害時相互協力に関する申合せ」に基づき、応援要請を行う。

＜資料編〇―〇 災害時相互協力に関する申合せ＞

7 水道事業者等の相互応援（総合企画部、県土整備部、水道局）

水道事業者等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業者等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整の下に他の事業者等に応援要請を行う。

また、下水道についても、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定書」により応急対策を行うとともに、県単独で対応できない下水道被害が発生した場合には、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。

＜資料編〇―〇 千葉県水道災害相互応援協定＞

＜資料編〇―〇 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール＞

8 資料の提供及び交換（総務部、防災危機管理部、水道局）

- (1) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。
- (2) 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

9 経費の負担（総務部、総合企画部、防災危機管理部、水道局）

- (1) 国又は他都県、市町村から県又は市町村に職員派遣を受けた場合
国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。
(災害対策基本法施行令第18条)
- (2) 指定公共機関等から協力を受けた場合
指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

10 民間団体等との協定等の締結（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、警察本部）

県は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、すでに協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

11 海外からの支援助入れ（防災危機管理部）

- (1) 知事は、国の緊急災害対策本部等が海外からの支援助入れを決定した場合、市町村及び消防機関との調整を行い、その受入れと活動の支援助に努める。
- (2) 知事は、海外のNGO（非政府組織）団体等から直接支援助の申し出があった場合、次のことを確認したうえで、受入れを判断する。
 - ア 協力の内容、期間、人員
 - イ 入国上の問題点
 - ウ 市町村、消防機関の意向

12 県外被災県等への支援助（防災危機管理部、総務部、総合企画部、健康福祉部、教育庁）

東日本大震災で甚大な被害が発生した東北3県へ以下の支援助を行った経験を踏まえ、県外被災地への支援助の枠組みを整備し、今後、大規模な災害が県外で発生した場合についても、県として体制を整備し、被災地における円滑な支援助を行う。

(1) 人材支援助

- ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、心のケアチーム等）
- イ 保健師チームの派遣
- ウ スクールカウンセラー等の派遣
- エ 職員の派遣

(2) 物資支援助

- ア 医薬品等
- イ 救援助・義援助物資

(3) その他

- ア 被災者の移送
- イ 災害に係る広域的な火葬受入
- ウ 県所有入浴システムによる入浴支援助

13 広域避難者の受入れ（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部）

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

(1) 広域避難の調整手続等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行うものとする。

イ 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援するものとする。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

なお、他の被災都道府県から本県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。

(2) 広域避難者への支援

県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

ア 全国避難者情報システム

東日本大震災等により、多くの住民の方々が全国各地に避難されており、住所地（避難前住所他）の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

県では、「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市町村は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事は、災害派遣の要請を行う。

1 災害派遣の要請（防災危機管理部）

知事は、災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、もしくは市町村長から災害派遣の要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

2 災害派遣の方法（防災危機管理部）

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

(2) 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市町村長から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。

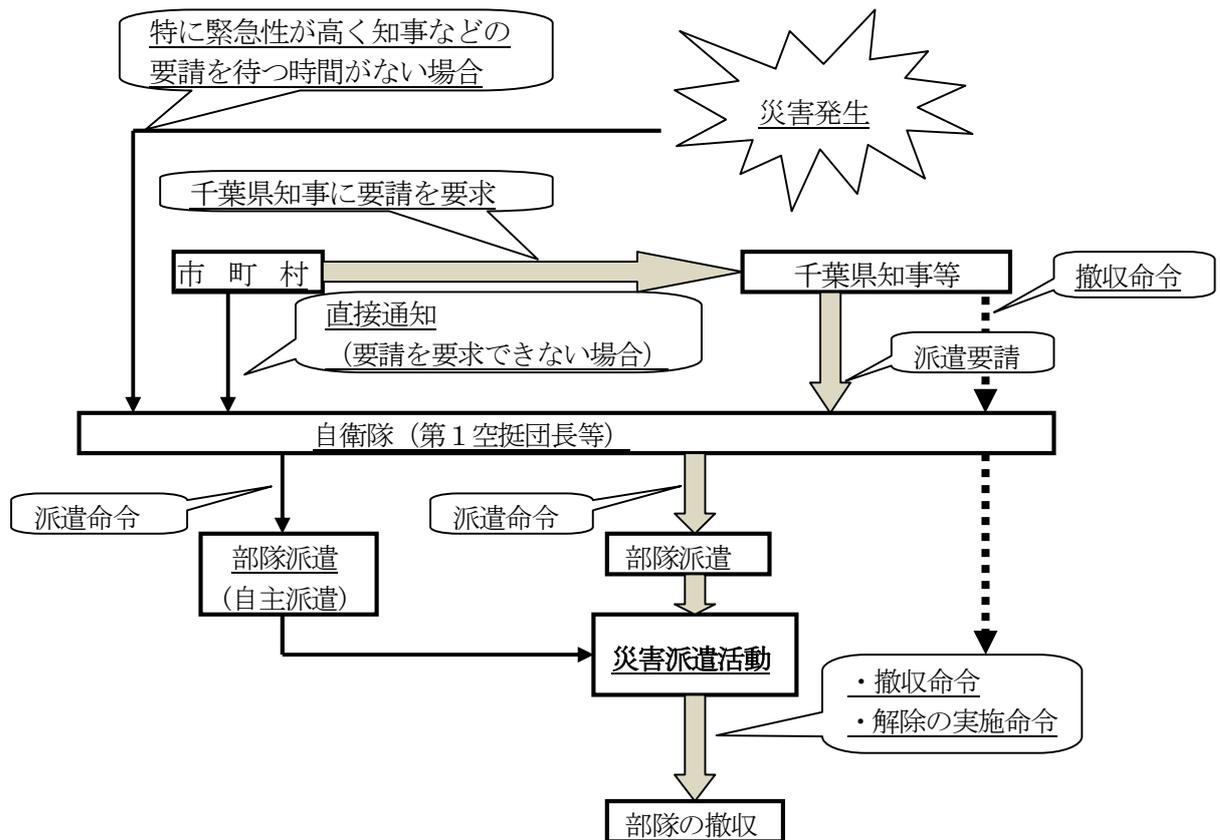
イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



3 災害派遣要請の手続等 (防災危機管理部)

(1) 要請者

千葉県知事

(2) 要請手続

ア 知事が自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は第1補給処長を、それぞれ窓口として実施する。

ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通報する。

ウ 要請文書のあて先

区 分	あ て 先	所 在
陸上自衛隊に 対するもの	第 1 空 挺 団 長	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1
	高 射 学 校 長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902
	第 1 ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需 品 学 校 長	〒270-2288 松戸市五香六実17
海上自衛隊に 対するもの	横 須 賀 地 方 総 監	〒238-0046 横須賀市西逸見町 1
	下総教育航空群司令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1
	第 2 1 航 空 群 司 令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊に 対するもの	第 1 補 給 処 長	〒292-0061 木更津市岩根1-4-1

(3) 市町村長の通報

市町村長は、災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊等に通報する。この場合、事後速やかに知事に通知する。

(4) 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣の要請又は自衛隊自らの判断により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

4 知事への災害派遣の要請の要求 (防災危機管理部)

(1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として市町村長が行う。

(2) 市町村長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

ア 提出 (連絡) 先 防災危機管理部危機管理課

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域、活動内容

(エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

5 自衛隊との連絡（防災危機管理部）

(1) 情報の交換

県防災危機管理部及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に情報を交換する。

(2) 連絡班の派遣

知事は、災害発生し、また発生のおそれのある場合は、関係部隊に連絡班の派遣を依頼する。

(3) 連絡所の設置

県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内中庁舎10階に、状況等により指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

6 災害派遣部隊の受入体制（防災危機管理部）

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

知事及び市町村長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

知事及び市町村長は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資器材を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

知事及び市町村長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報する。

(4) 自衛隊装備品の主要性能等

＜資料編〇-〇 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧＞

＜資料編〇-〇 自衛隊の航空機、艦艇、施設機材等主要性能一覧表＞

(5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7 災害派遣部隊の撤収要請 (防災危機管理部)

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、当該市町村長及び派遣部隊の長と協議を行う。

8 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

(4) 天幕等の管理換に伴う修理費

(5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

9 自衛隊の即応態勢

(1) 情報収集

震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。

(2) 初動対処態勢

ア 陸上自衛隊

各駐(分)屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

イ 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

(ア) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊(東京都立川市)

(イ) 海上自衛隊 第21航空群(千葉県館山市)

第 1 1 節 学校等における児童・生徒の安全対策

災害発生時は学校等における児童・生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童・生徒に対する支援も行う。

1 防災体制の確立（総務部、教育庁）

(1) 公立学校

ア 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 事前準備

(ア) 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

(イ) 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

a 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図ること。

b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

c 当該教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。

d 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

e 通学が広範囲となる県立学校等においては、交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努めること。

ウ 災害時の体制

(ア) 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

(イ) 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会へ報告しなければならない。

(ウ) 校長は、状況に応じ、当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

(エ) 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

(オ) 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

(カ) 応急復旧計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

エ 災害復旧時の体制

(ア) 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

(イ) 被災地区の市町村教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

(ウ) 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、当該教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。

(エ) 当該教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

(2) 私立学校（総務部）

ア 防災教育の一層の充実

県は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の向上に努めるものとする。

イ 事前準備

校長は、公立学校に準じて災害時の学校安全計画を策定し、保護者及び児童生徒等に周知徹底を図るなど、災害の発生に備えて適切な対策及び措置を講じる。

また、避難所に指定されている学校は、市町村と運営方法について、あらかじめ協議しておく。

県は、私立学校に学校安全計画の策定を指導する。

ウ 災害時の体制

校長は、学校安全計画を基に、災害の状況に応じた適切な対策及び措置をとるとともに、被害状況等を市町村及び県総務部学事課に報告する。

エ 災害復旧時の体制

校長は、施設・設備並びに教職員及び児童生徒の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

2 学用品の調達及び支給（総務部、健康福祉部、教育庁）

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

(1) 実施機関

教材・学用品の給与は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

(2) 学用品の給与

ア 学用品の給与を受ける者

(ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。

(イ) 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校の生徒）

(ウ) 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

(ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

(イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。

(ウ) 実施に必要なものに限り支給する。

(エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

3 授業料等の減免・育英補助の措置（総務部、教育庁）

(1) 県

ア 授業料の減免

生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、り災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

イ 育英補助の措置

り災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、り災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

(2) 市町村

市町村は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

4 学校給食の実施（教育庁）

県は、学校の再開後、学校給食を再開するにあたっては、市町村等の要請に応じ、指導、助言を行う。

また、市町村等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に（財）千葉県学校給食会等に応援を要請する。

5 文化財の保護（教育庁）

(1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

(2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市町村教育委員会を通じて、県指定の文化財にあっては県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては県教育委員会を経由して文化庁へ報告しなければならない。

(3) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第12節 帰宅困難者等対策

台風の停滞等、風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ（防災危機管理部）

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、県民、企業、学校など関係機関に対し、国、周辺都県、市町村と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を市町村や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。

4 帰宅困難者等への情報提供（防災危機管理部、市町村）

県及び市町村は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺帰宅困難者等対策協議会において確立された情報連絡体制を活用していくとともに、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討する。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（全庁、市町村）

(1) 一時滞在施設の開設

県及び市町村は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、予め一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、市町村は、必要な場合に区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

市町村は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への誘導

駅や大規模集客施設で保護された利用客については、原則、各事業者が市町村や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、震災発生時に準じ、予め定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、県や市町村は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧情報などの情報を提供する。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、災害により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が生活に支障がないよう、環境保全を図る。

1 保健活動（健康福祉部）

(1) 健康福祉センター（保健所）は災害発生時、把握している災害時要援護者の健康状態の把握を行い、市町村が把握する要援護者等に関する情報との共有・交換を行う。

(2) 健康福祉センター（保健所）は、保健活動チームを編成し、市町村と連携して避難所及び避難所以外の被災地において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

(3) 健康福祉センター（保健所）は、災害発生後早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の発生予防等について、市町村と連携して予防活動を実施する。

(4) 健康福祉センター（保健所）は、市町村が設置した避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を支援する。また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミー症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

(5) 健康福祉センター（保健所）は、平常時から、市町村と連携し、避難所等における予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。

(6) 健康福祉センター（保健所）は、(1)から(4)までの活動をする際、市町村から、住民の健康情報及び県からの保健師等の必要性について聴取した上で、県に報告する。

県は、派遣要請を受けた場合、速やかに派遣計画を策定し、市町村のニーズに応じた派遣を行う。

2 飲料水の安全確保（健康福祉部）

健康福祉センター（保健所）は、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、市町村と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

3 防疫（健康福祉部）

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

(1) 防疫体制の確立

県及び市町村は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 実施主体

災害の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、市町村及び県が実施する。

(3) 災害防疫の実施方法

ア 県の業務

(ア) 検病調査及び健康診断

健康福祉センター（保健所）は、災害の規模に応じ地区医師会・市町村等関係機関の協力を得て、避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。

(イ) 市町村に対する指導及び指示

県は、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき必要な指示、命令を行うものとする。

(ウ) 広報の徹底

(エ) 防疫活動に必要な資材の供給

人員・資材（主に薬剤、ワクチン）の輸送は、必要に応じ、健康福祉センター（保健所）、県等の車輛を動員するものとする。

(オ) 感染症予防上の飲料水の管理

(カ) 被害状況の国への報告

(キ) 消毒の実施

感染症法第27条の規定により、消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。

イ 市町村の業務

(ア) 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

(イ) 広報活動の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

(ウ) 消毒の実施

感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

(エ) 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(4) 患者の入院

健康福祉センター（保健所）は、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(5) 防疫用薬剤の確保

市町村からの要請に応じて直ちに供給できるよう、健康福祉センター（保健所）等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図るものとする。

(6) 報 告

市町村は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時健康福祉センター（保健所）に報告する。

4 死体の搜索処理等（健康福祉部、病院局、警察本部）

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の死体を搜索し又は災害の際に死亡した者について、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、市町村長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

また、県は、「千葉県広域火葬計画」に基づく遺体の処理体制を構築するために、市町村、火葬場及び応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を随時実施する。

ウ 知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための

歯科医師等（以下「検案医師等」という。）により実施する。

エ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、県・市町村が場所の選定を行う。

(2) 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、

ア 市町村長は、検案医師等について、必要に応じて市町村立病院に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

イ 知事は、検案医師等について、必要に応じて県立病院に出動を命じ、日赤県支部長、県医師会長及び県歯科医師会長に出動を要請し、その他の関係機関に応援を要請するほか連絡調整その他必要な措置を講ずるものとする。

ウ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

(3) 救助の基準等

ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(ア) 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと

(イ) 死亡した原因は問わないこと

イ 死体の処理

(ア) 死体を処理する場合

a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、漂着した地域の市町村長は、直ちに救助の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。

c 死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体検視（見分）終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

(イ) 死体の処理内容

a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

b 死体の一時保存

c 検案

ウ 埋葬

(ア) 埋葬を行う場合

a 災害時の混乱の際に死亡した者
(死因及び場所の如何を問わない)

b 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
(遺族等が埋葬できない場合、又は遺族等に引き渡しできない場合など)

(イ) 埋葬の方法

a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。

b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

(4) その他

ア 県警察における計画

(ア) 死体の検視（見分）

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、死体取扱規則等により検視

(見分)を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

(イ) 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、知事又は市町村長と緊密に連絡し、県、市町村の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力すること。

(ウ) 死体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索等に対し、必要な協力を行う。

イ 海上保安部(署)における計画

(ア) 災害により千葉港、木更津港、銚子漁港、勝浦漁港その他千葉県周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により捜索を実施する。

(イ) 必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、捜索に当る。

(ウ) 収容した死体は、知事又は市町村長と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、知事又は市町村長の行う措置に協力する。

5 動物対策(健康福祉部)

健康福祉センター(保健所)及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。

また、特定動物(「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物)が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。

6 清掃及び障害物の除去(健康福祉部、環境生活部、農林水産部、県土整備部)

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、生活環境の保全を図る。

(1) 廃棄物処理

ア 実施機関

(ア) 被害時における被害地帯の清掃は、市町村長が実施するものとする。

(イ) 市町村は、風水害等による大量の廃棄物が発生し当該市町村等で処理が困難な場合は「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び、「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

(ウ) 県は、市町村に対する助言、情報提供を行う。

イ 廃棄物の収集、処理

(ア) 市町村における組織体制

災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

(イ) 廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理リサイクルを行ったのち、原則として各市町村の最終処分場で適正に処分することとする。

b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c 生活ごみ

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

f し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

(ウ) 発生量の推計方法

各市町村において、原則として千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下「策定指針」という。）で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(エ) 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において策定指針で定めた推計方法に準じて必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

(オ) 仮設トイレの確保

断水や下水道の故障等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、避難所の開設等により、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、県では、あらかじめその備蓄状況を把握するとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討しておくこととする。

(2) 障害物の除去

ア 実施機関

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ、自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

(イ) 当該市町村限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

イ 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

ウ 河川・海岸・港湾・漁港関係障害物除去計画

(ア) 河川・海岸

河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

(イ) 港湾・漁港

a 港湾区域内に流入してきた塵芥、流木については、千葉清港会等に運営を委託している清掃船（千葉港3隻、木更津港1隻）等により除去する。

b 臨港道路上の塵芥等については、千葉清港会等が必要な機械・器具を用いて除去し、海塵と同様に焼却する。

c 漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨港道路上の塵芥等の除去は、漁港管理者が行う。

d 海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

エ 住宅関連障害物除去計画

住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、次のとおりである。

(ア) 障害物の除去の対象となる者

a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること

b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること

c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

(イ) 障害物の除去の方法

a 救助の実施機関が、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。

b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）

(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

ア 県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

イ 市町村は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

(4) 健康被害の防止対策（千葉労働局）

平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者に指導している。震災後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めることとする。

第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

災害による住宅の全壊や全焼等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の建設や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

1 応急仮設住宅の提供等（防災危機管理部、健康福祉部、農林水産部、県土整備部）

災害により住家を滅失した被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅や公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。

(1) 応急仮設住宅の建設等

災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を收容するため、応急仮設住宅を建設する。

その際あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき迅速な建設を行う。

実施機関

ア 応急仮設住宅の建設は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(2) 民間賃貸住宅の借上げ

公的一時提供住宅及び応急仮設住宅を十分確保できない場合、県は、関係団体と協力し、応急仮設住宅の建設に代えて、借上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう努める。

2 住宅の応急修理計画

(1) 計画方針

災害のため住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する計画とする。

(2) 実施機関

ア 住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(3) 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施にあたっては、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図るとともに具体的な連携のあり方について今後検討していく。

3 建設資材の確保

(1) 県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき

ア (社) プレハブ建築協会

イ (社) 千葉県建設業協会

のあつせんする業者を通じて確保するものとする。

(2) 災害応急復旧用材(国有林材)の供給及び県有林材の使用

【関東森林管理局】

ア 農林水産省(林野庁)は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材を供給することとしている。

関東森林管理局では、上記により国有林材の供給を行うこととしている。

イ 災害復旧用材の供給は、知事、市町村長等からの要請に基づいて行う。

【千葉県農林水産部】

災害時に木材の供給販売等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、県有林材を提供するものとする。

<資料編〇-〇 災害復旧用材供給の特例措置>

4 被災宅地危険度判定支援体制の整備

豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

県は、被災宅地危険度判定連絡協議会(全国協議会)の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努めるとともに、千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会(地域協議会)の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、県内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

被災時においては、全国協議会及び地域協議会の協力体制のもと、迅速かつ的確な災害対応を図る。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱(平成15年3月6日決定)に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)の養成に努めるとともに、宅地判定士名簿の管理にあたる。

被災時においては、県は、判定を実施する市町村の要請に基づき、速やかに宅地判定士に協力を依頼する等の派遣措置を行う。

5 災証明書の交付

市町村は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書や被災証明書の交付体制を確立し、被災者に交付する。

第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧

災害により被害を受けた、ライフライン施設の応急復旧を迅速に行うことにより、住民の安定した生活の確保を図る。

1 水道施設災害対策計画（総合企画部、水道局）

災害時において、水道事業体は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業体等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行うものとする。

(1) 活動体制

災害時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄する。

ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

(3) 県営水道の応急復旧

被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、一日も早く管路による平常給水を回復するための対策を定める。

なお、県営水道のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を得て、復旧を行う。

<資料編〇-〇 千葉県水道災害相互応援協定>

ア 被害発生の把握及び緊急措置

発災後の緊急措置体制、被害状況の把握方法、被害の拡大防止等について定める。

イ 応急復旧

復旧期間の目標をたて、次の方針に基づく復旧計画を立て実施する。

(ア) 復旧体制を整備し、住民への広報、保安対策に万全を期する。

(イ) 応急復旧は、本復旧を原則とし、困難な場合は、仮配管等による仮復旧とする。

(ウ) 施工に当たっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。

(エ) 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。

(オ) 復旧完了後、直ちに充水・洗浄を行い、水質確認をして速やかに通水する。

ウ 応急復旧資機材の確保

県水道局の保有資機材で対処する。

なお、不足する場合は、製造会社、水道用資機材供給会社及び他の水道事業体から調達する。

県水道局で備蓄する配管材料は、浄水場等へ分散して備蓄する。

2 電力施設災害対策計画

東京電力(株)は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を次のとおり定める。

(1) 応急対策方法

災害時における応急対策は、次のとおりとする。

ア 目的

台風、雪害、洪水、地震、塩害その他非常災害に際し、各施設の被害を最小にとどめるとともに、被害の早期復旧を図るものとする。

イ 非常態勢の組織

(ア) 千葉支店非常災害対策本部（以下「本部」という。）を千葉支店内に置き、本部の下に情報班、復旧班、給電班、システム班、資材班、厚生班、カスタマーセンター班及び総務班の8班を置く。

千葉支店 千葉市中央区富士見2-9-5 電話 043(224)3111 (代)

(イ) 次の現業機関に非常対策支部（以下「支部」という。）を置く。

千葉支社 千葉市美浜区幸町1-21-19 電話 043(246)6507 (代)

京葉 〃 船橋市湊町2-2-16 〃 047(433)5160 (代)

東葛 〃 柏市新柏1-13-2 〃 04(7163)5606 (代)

成田 〃 成田市花崎町822-1 〃 0476(24)2871 (代)

木更津 〃 木更津市貝渕3-13-40 〃 0438(23)3860 (代)

ウ 組織の運営

(ア) 発令

a 本（支）部長は、非常災害が予想される場合又は発生した場合は、情勢に応じ適用すべき体制区分にしたがい、第1～3非常体制を発令する。

b 上部機関が非常体制に入った場合は、その旨下部機関に連絡する。

c 支社において非常体制を発令した場合は、支店長へその旨報告する。

(イ) 運営

非常体制が発令された場合は、本部及び支部を設け、非常災害に対処する各業務を実施する。

(ウ) 縮小・解除

本（支）部長は、受け持ち区域内の災害復旧が進行し全部門の対応は不要と判断した場合は、関係部門のみ対応とするなど、非常体制を縮小する。

また、非常災害対策本（支）部を設置しておく必要がなくなった場合は非常体制を解除する。

(エ) その他

発令、解除、その他情報受伝達は、情報班が行う。

エ 非常対策前の対策

非常災害の発生するおそれのある場合は、非常体制の発令以前においては職制を通じ、発令以後は組織を通じて各設備に有効適切な予防対策を講じ、万全を期するものとする。

オ 非常災害発生時の対策

非常災害の発生した場合は、有効適切な処置を講じ万全を期するものとする。

カ 被害復旧対策

(ア) 復旧計画

本部及び支部は、各設備の被害状況を速やかに掌握し、次の事項につき復旧計画を立てる。

a 復旧応援隊の必要の有無

b 復旧作業隊の配置状況

c 復旧資機材の調達

d 電力系統の復旧方法の検討

e 復旧作業の日程

f 仮復旧の完了見込み

g 宿泊施設、食料、衛生対策等の手配

h その他必要対策

(イ) 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として下記によるものとするが、災害状況及び各設備の被害

復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものより行う。

a 送電設備

- ① 全回線送電不能の主要線路
- ② 全回線送電不能のその他の線路
- ③ 一部回線送電不能の重要線路
- ④ 一部回線送電不能のその他の線路

b 変電設備

- ① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- ② 都心部に送電する系統の送電用変電所
- ③ 重要施設に供給する配電用変電所

c 通信設備

- ① 給電指令用回線並びに制御・保護及び監視回線
- ② 保守用回線
- ③ 業務用回線

d 配電設備

- ① この場合は、水道、新聞、放送、ガス、電鉄、排水設備、県民センター(事務所)、官公署、警察消防、NTT、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。
- ② 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する。
- ③ 停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、道路上に投光器などの仮施設を行う。

キ 復旧応援隊の組織及び運営

被害が多で、当該非常災害対策本(支)部のみの工事力では早期復旧が困難な場合には、「復旧応援隊の運営」に基づき復旧隊を組織し、復旧作業にあたる。

ク 復旧用資機材等の調達及び輸送

- (ア) 非常災害対策支部は、予備品、貯蔵品等の在庫量を再調査し、調達を必要とする資機材は、可及的速やかに本部に要請し、復旧体制を整える。
- (イ) 連絡不能等で、かつ早期復旧を要するためやむを得ず資機材を現地調達した場合は、事後速やかに所定の手続きを行う。
- (ウ) 非常災害対策本(支)部は、復旧用資機材の陸上輸送が不可能な場合は、船舶及び航空機等による輸送を行う。

ケ 災害速報

災害及び復旧状況の連絡は、情報班が迅速に行い、概況の把握に努める。

(2) 復旧作業上の留意事項

- ア 復旧作業者には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して東京電力復旧作業隊であることを明示する。
- イ 河川、海岸及び急傾斜地に近接している箇所では復旧作業を行う場合は、事前に避難方法等を確認しておく。
- ウ 幹線道路は、復旧資機材、救援物資等の輸送及び消防活動の確保を図るため、道路上の倒壊、折損電柱等は早期に取り除く。

(3) 非常災害前の対策

ア 情報連絡

- (ア) 給電所、テレビ、ラジオ等を通じて台風の接近、風速、降雨量その他の情報入手に努め、「天気図」を作成する等動静の把握に万全を期するとともに、これらを各組織相互で緊密に連絡する。
- (イ) 災害発生前の情報交換、その他連絡を兼ねて、一定時間ごとに関係各所との電話連絡を行い、疎通を確認しておく。なお、電話の使用順位については、「通信設備及び電子施設保守運用規則」

による。

(ウ) 当社の保安電話回線が通話不能となった場合は、保線用、営配用、非常用などの無線機を活用し、さらにNTT電話、警察電話などの利用を図る方法を事前に確立しておく。

イ 各設備の予防強化

(ア) 業務設備

既設の設備並びに建設中の設備の応急防災は、支店並びに第一線機関等の総務担当グループが他グループの応援を得て行うこととし、下記事項についてあらかじめ措置を講じておく。

a 要員の確保

非常災害の発生するおそれのある場合は、総務班員による社屋防護班を編成しておく。

b 防火、防水、救命用器などの点検整備

c 非常持出物品の搬出準備

d 防火扉の開閉点検

e 建物の補強

f 建設中の設備及び資材等の補強並びに損害防止

g 排水設備の点検整備

(イ) その他の設備（配電、給電、変電、送電、電子通信設備等）

業務設備以外の応急防災対策については、前項に準じることとするが、特に下記事項について措置を講じておく。

a 洪水、高潮等の被害を受けるおそれのある事業所については、諸施設の災害予防について応急対策を強化する。なお、利根川及び荒川の洪水予報については、別途「利根川、荒川洪水予報伝達系統」の定めにより運用する。

b 配電、変電、送電、電子通信等の設備で工事中あるいは仮工事のものは、速やかに本工事を完成するか補強処置を講ずる。

c その他設備ごとに状況に応じて対策を立て強化を図る。

d 上記の対策を実施する場合は、請負会社を特命して応急工事を実施することができる。

(ウ) 要員の動員、連絡の徹底

a 支店及び各第一線機関等は、非常災害対策構成表による個人別担当業務表を作成標示し、変更の都度、訂正するとともに、いつでも出動できる体制を確立しておく。

b 支店及び第一線機関等は、社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立しておく。

c 各構成員は、常に気象情報その他の情報に留意し、非常体制が発令された場合は速やかに担当業務を実施する。

d 所定勤務時間外における構成員の連絡方法については、あらかじめ定めておく。また構成員が交通途絶により動員に応じられないときは、その旨を速やかに連絡し指示を受けるか、あるいは最寄りの事業所に出動し、その長の指揮下に入る。

e 他事業所又は社外者に応援を求める場合、あるいは他事業所から応援を要請される場合に備え、応援隊動員などの諸計画を作成しておくとともに、動員対象者が円滑に各種体制に入り得るよう受入体制に配慮する。

(エ) 工具、機動力、資機材等の整備確認

あらかじめ工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに、手持資材の数量を調査し復旧工事に支障のないよう手配するものとする。

(オ) 公衆感電障害事故防止

新聞、有線放送、テレビ、ラジオ、PR車、ビラ、その他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。

a 無断昇柱、無断工事を禁止すること。

b 不良箇所（電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等）を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。

c 断線又は垂下している電線には絶対に触らないこと。

d 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器は、危険なため使用しないこと。

又、使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること。

(4) 災害発生時の対策

ア 各設備の運転保守について

(ア) 災害発生時といえども需要家サービス並びに治安維持のため、原則として送電を継続する。

(イ) 浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は運転不能の予測される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待避する。なお、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

イ 被害状況の収集、周知

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。

(ア) 被害状況の収集

a 本 部

① 電話連絡可能の場合は、各支部より状況報告を受け、速やかに被害全般を掌握する。

② 電話連絡不可能の場合は、あらかじめ定められた方法によるほか、必要に応じて舟艇、航空機等を利用して連絡に努めるとともに、自衛隊、警察、報道機関等による情報収集などあらゆる方法を講じて速やかに被害の全般を掌握する。

b 支 部

① 各支部は、災害発生後速やかに各設備の巡視を行い、被害状況の把握に努める。

② 被害が広範囲にわたり巡視困難な場合は、重要施設のみ巡視して適宜な方法により被害状況の把握に努める。

(イ) 被害状況の周知

a 本部の情報班は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、PR車、ビラ等を利用し、その状況（被害数、復旧見込み等）の周知に努める。

b 監督官公庁に報告あるいは連絡し、復旧作業に対する協力方を要請する。

3 下水道施設災害対策計画

(1) 応急活動体制

管轄する下水道施設に災害の発生するおそれのある場合には、即時に応急対策活動を実施する。

このために、防災活動が円滑に遂行できるように、応急活動体制整備に努める。

(2) 緊急活動

災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行い、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定書」により応急対策を行う。なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

(3) 応急復旧対策

応急復旧に当たっては、被害の状況・原因等の調査を行い応急復旧対応の内容を決定し、復旧工事を実施する。復旧にあたっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

なお、県のみで対応できない場合は、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応援を得て復旧を行う。

(4) 防災資機材の整備・備蓄対策

災害時において、下水道施設の処理機能を保持するため、応急防災用資機材について可能な限り備蓄する。また、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

(5) 広報対策

下水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

<資料編〇-〇 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール>

4 ガス施設災害対策計画

(1) 東京ガス(株)

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(1)>

イ 主要施設の状況

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(1)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

災害の発生が予想され又は発生した場合は、災害に対する迅速かつ適切な措置を図るため、社内規程に基づき非常災害体制を確立する。

非常災害体制は、災害の種類、規模等に応じて第一次から第二次までの体制を速やかにとるものとし、災害の未然防止及び拡大防止を図る。

(イ) 情報収集、連絡体制

a 風水害等の警報発令は、気象協会より入手し、予め定めた方法で各事業所へ一斉通報を行う。

b 各行政、消防、警察等の防災機関との連絡は、予め定められた方法で行い、必要に応じて連絡員の派遣を行う。

c 災害に際しては、本社、各事業所とも有線、無線等の通信設備により、情報の収集、連絡を行う。

(ウ) 災害時における広報

災害発生時には、その直後、ガスの被害状況、ガス供給停止状況、復旧作業の見通しなど、必要に応じて広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。

また、千葉県等の関係機関と必要に応じて連携を図る。

(2) 京葉瓦斯(株)

ア 供給地域及び供給戸数

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(2)>

イ 主要施設の状況

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(2)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害発生時におけるガス施設の応急対策は、住民一般に及ぼす影響が大であり、迅速かつ適切に実施する必要がある。当社では、社内規程に基づき日常保安の確保を基本に、非常災害対策を次のとおり行う。

a 日常は、ガスの製造に関しては、24時間勤務体制、供給に関しては、24時間監視、出動体制を取っている。非常災害発生時には、本体制で遠方監視制御システムや緊急連絡網による初動措置及び緊急動員が可能である。

b 非常災害発生時には、その種類、規模等に応じて第1次より第3次までの非常災害組織を編成し、ガス供給に万全を期し、二次災害の防止や消費者の安全確保に努める。

(イ) 情報収集、連絡体制

非常災害時には、本社、各事業所、製造・受入所、供給所等が被害情報収集の拠点となる。これらの拠点は、有線、移動無線、固定無線等の通信設備により、本社を中心とした通信連絡体制をとっている。

外部防災関係機関との通信連絡は、本社を中心としてあらかじめ定めた方法で行う。

また、ラジオ、テレビ等の報道にも充分注意を払い、通信網、交通網、電力、水道等の被害状況や復旧状況についても把握に努める。

(ウ) 消費者に対する広報

非常災害時における広報は、その種類、規模等に応じて、広報車により広報を行うとともに、防災関係機関にも広報を依頼する。さらに、広範囲の広報が必要な場合には、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を要請する。また、関係官庁及び防災関係機関に対しては、ガス設備の被害状況、ガスの供給状況、災害復旧の現状と見通しについて逐一報告連絡を行う。

エ 復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車輛の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、県、市町村等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

(3) 大多喜ガス株

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(3)>

イ 主要施設の状況

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(3)>

ウ 予防対策

- (ア) 台風襲来時にあつては、予想最接近時の24時間前より緊急配備につくことを目安とする。
- (イ) 過去に冠水した地区、ガス管の添架された橋梁の河川増水、崖崩れ危険地区にある特定施設を重点的に警戒監視する。特に満潮時刻は警戒を強める。
- (ウ) 拠点ごとに毎時の気圧、降雨量、河川水位を定点観測し、被害の発生を予測し対応する。
- (エ) 遠隔供給地点については、その付近に居住する社員又は特定協力者よりの情報を求め、対策をとる。

エ 応急対策

(ア) 動員配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方、当社は基本方針として保安体制の強化を挙げており、宿日直制による24時間勤務体制をとっており、必要に応じて初動措置及び緊急動員が可能である。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の種類、規模等に応じて第1次から第3次の非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して無線・有線などの通信設備を使用し、情報の収集連絡にあたるとともに、自動呼び出し体制を取る。外部関係機関と連絡をとり、あるいはラジオ・テレビ等の報道関係の情報から、通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市町村、消防署、警察署などの官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に報告及び連絡を行い、周知に努める。また、災害時には、住民の不安除去、波及的災害事故を防止するため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(エ) 復旧活動拠点の確保

対策本部の設置場所、復旧要員の集合場所、宿泊場所、復旧資機材の搬入場所、備蓄場所等、復旧活動を行ううえで必要な拠点を確保する。

(4) 千葉ガス株

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(4)>

イ 主要施設の状況

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(4)>

ウ 応急対策

災害発生時、又は発生が予想される場合には、当社「非常災害対策関係緒規則」に基づいて災害応急措置及び復旧対策を図るため、非常災害体制を確立する。

(ア) 動員・配備体制

対策本部長は、非常災害が予想され、又は発生した場合は、次の各号により動員体制を指示する。

a 警戒体制…被害又は被害予想が軽度又は局部の場合

b 非常体制…被害又は被害予想が甚だしい場合

(イ) 情報収集連絡体制

a 災害に際しては、本社、支社とも有線、無線等の通信設備により、情報の収集、連絡にあたる。

b 県、市、町、消防署、警察等の防災機関との通信連絡は、あらかじめ定めた有線で行う。

c 特に大きな災害が発生した場合等は、ラジオ、テレビ等の報道関係から被害状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

保安確保のための注意事項、個々の需要家及び地区全体の復旧状況、作業スケジュール、復旧見通し等の広報活動をチラシ、広報車、戸別訪問などにより行う。

(5) 房州瓦斯㈱

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(5)>

イ 主要施設の状況

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(5)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害対策本部が設置される。一方会社は、基本方針のひとつに導管の保安体制の強化を挙げており、日直、宿直を採用し24時間勤務を実施し、常に事故処理体制をとる。

特別編成を必要とする災害時には、災害の種類、規模等に応じて第1次から第3次までの非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に対して有線などの通信設備を使用し、情報の収集、連絡にあたる。また消防署等の防災機関との通信体制は、各関係機関の指導を得て引続き検討する。

非常災害本部は、社内各部との連絡体制を確立し情報の収集及び連絡にあたる。

また、外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から、通信、交通、電力水道等の被災状況を収集する。

a 震度

b 有線及び無線の状況

c 周囲の状況

d 主要導管の状況

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について、適切に広報、連絡を行い周知に努める。

また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を行うため、サービス巡回車による巡回のほか、消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(6) 京和ガス㈱

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(6)>

イ 主要施設の状況

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(6)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方当社は、基本方針のひとつに導管の保安体制の強化を挙げており、緊急勤務員による24時間勤務を実施し、待機工事会社を選定して常時緊急、工作車の稼働待機体制をとっている。また、宿日直、宅直保安要員制を採用し処理にあっている。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の規模に応じて第1次から第3次の非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して無線、有線などの通信設備を使用し、情報の収集連絡にあたる。また、外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報連絡を行い、周知に努める。また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、広報車による巡回のほか消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(7) 銚子瓦斯株

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(7)>

イ 主要施設の状況

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(7)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

日常は日直、宿直及び保安待機要員制を実施し、常に事故処理体制を強化しているが、台風の接近、大雨、地震、高潮等非常災害が予想される場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、あらかじめ定められた災害状況に対応した動員、配備体制を発令し、次の対策を講ずるものとする。

a 工場設備の補強防護

b ガス導管及び整圧器の要注意箇所の見回り強化

c 建造物、排水設備の補強・点検

以上を実施し、被害を最小限に止どめる体制をとるとともに、被害発生に備え緊急要員の確保、復旧資材及び工具等の点検を行う。

非常災害発生時には、災害の種類、規模等に応じて第1次から第3次特別出動体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際しては、有線などの通信設備を使用して、情報の収集、連絡にあたり、また外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被害状況を収集する。

営業所は、テレビ、ラジオ、その他の報道機関等の緊急情報及び社内無線通信設備による巡回員からの情報報告により状況判断に努め、設備及びガス導管の全般的な被害状況を把握して本社に連絡するとともに、バルブ操作などの指示を受ける。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、

供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報連絡を行い周知に努める。
また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、サービス巡回車による巡回のほか消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(8) 野田ガス㈱

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(8)>

イ 主要施設の状況

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(8)>

ウ 応急対策

風水害及び緊急事故発生時の緊急対策並びに復旧対策について即応体制を確立し、二次災害の防止に適切な措置がとれる組織及び復旧に際しては可能な限り速やかにガスの供給を再開することとする。

(ア) 動員体制

対策本部長は非常災害が予想され、又は発生した場合は、次の各号により動員体制を指示する。

a 第1次動員体制・・・被害又は被害予想が軽度又は局部的の場合。

b 第2次動員体制・・・被害又は被害予想が中以上の場合。

c 地震時の動員体制・・・震度4のとき保安要員。震度5弱以上のときは全社員が自動出動する。

(イ) 配備体制

a 対策本部長は、前項各号の体制に応じて各班の役割を遂行するよう指示する。

b 本部設置以前の緊急措置は、積極的に災害の応急対策活動を行い、本部長へは、事後報告により承認を求めるものとする。

(ウ) 情報収集、連絡体制

災害に際して、本社工場は、無線及び有線等の通信設備を使用し、情報の収集、連絡にあたる。

なお、消防署等の防災機関との連絡体制は、各関係機関の指導を得て行う。

また、ラジオ、テレビ等の報道関係の情報から、通信、交通、電力、水道等の被害状況を収集する。

(エ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署などの官公庁並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報、連絡を行い周知に努める。また、災害時には市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、サービス巡回車による巡回のほか消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽してガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(9) 角栄ガス㈱

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(9)>

イ 主要施設の状況

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(9)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により通報に対する受付体制の万全を期し、通報の内容により一般出動、緊急出動、特別出動等を行う。

出勤区分の判断は事務局長が行うものとし、緊急出動に備え事業所では保安責任者、受付担当者、通信担当者、処理要員等常時稼働体制をとっている。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して、無線などの通信設備を使用し、情報の収集、連絡にあたる。

また、関係の消防機関、警察機関などの防災機関との通信設備を整備し、通信内容についてはテープレコーダーにより録音しておく。

a 本社部門の情報収集、連絡

災害対策本部は本社に設置し、各事業所及び社内各部との連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡にあたる。また、外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、交通、電力、水道等の被災状況を収集する。

事業所からは次の情報を収集する。

- ① 震度
- ② 有線及び無線の状況
- ③ 周囲の状況
- ④ 主要導管の状況
- ⑤ その後は状況の判明次第連絡を受ける。

b 事業所の情報収集、連絡

地震が発生した場合事業所は、テレビ、ラジオ、その他公共報道機関等の緊急情報によりその状況判断に努める。

事業所は、本社に連絡するとともにガス導管の全般的な被害状況を知り、必要に応じてバルブ操作などの指示を受ける。ただし、連絡不可能の場合は本部長指示とする。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署などの官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報、連絡を行い、周知に努める。

また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、サービス巡回車による巡回のほか消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(10) 東日本ガス株

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の (10) >

イ 主要施設の状況

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の (10) >

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方、当社は、基本方針とのひとつに導管の保安体制の強化を挙げており、本社事業場においては、緊急要員の24時間体制をとり、また、休日には待機工事会社を選定し緊急事態に備えている。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の種類、規模等に応じて第1次から第3次の非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して無線・有線などの通信設備を使用し情報の収集及び連絡にあたる。外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署などの官公庁並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害、復旧の現状と見通し等について、適切に広報、連絡を行い周知

に努める。また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段を尽してガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(11) 日本瓦斯㈱

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(11)>

イ 主要施設の状況

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(11)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方、当社は緊急要員の24時間体制を取り、また、休日・夜間の緊急事態にも備えている。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の種類、規模等に応じて非常配備体制をとり、また、関係グループ会社等と応援態勢を執りながら、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して有線・携帯電話等のあらゆる通信設備を駆使し、情報の収集及び連絡に当たる。外部関係機関と連絡をとると共に、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署等の官公庁並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害、復旧の現状と見通し等について、適切に広報、連絡を行い周知に努める。

また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(12) 総武ガス㈱

ア 供給区域及び供給個数

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(12)>

イ 主要施設の状況

<資料編〇-〇 各ガス会社の施設及び供給状況の(12)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方、当社は緊急要員の24時間体制を取り、また、休日・夜間の緊急事態にも備えている。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の種類、規模等に応じて非常配備体制をとり、また、関係グループ会社等と応援体制をとりながら、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して有線・携帯電話等のあらゆる通信設備を駆使し、情報の収集及び連絡に当たる。外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署等の官公庁並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害、復旧の現状と見通し等について、適切に広報、連絡を行い周知に努める。

また、災害時には市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

5 東日本電信電話㈱の通信施設災害対策計画

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店をはじめ各営業所に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される利根川水系等の洪水予報について速やかに関係市町村へ通報する。

(2) 発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- (ア) 電源の確保
- (イ) 災害対策用無線機装置類の発動準備
- (ウ) 非常用電話局装置等の発動準備
- (エ) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- (オ) 局舎建築物の防災設備の点検
- (カ) 工事中車両、工具等の点検
- (キ) 保有資材、物資の点検
- (ク) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保
- (ウ) 無線設備の使用
- (エ) 特設公衆電話の設置
- (オ) 非常用可搬型電話局装置の設置
- (カ) 臨時電報、電話受付所の開設
- (キ) 回線の応急復旧
- (ク) 伝言・取次サービスの実施

ウ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
- (エ) 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

(3) 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

6 ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモの通信施設災害対策計画

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- (ア) 可搬型無線基地局装置の発動準備
- (イ) 移動電源車等の発動準備
- (ウ) 局舎建築物の防災設備等の点検
- (エ) 工事用車両、工具等の点検
- (オ) 保有資材、物資の点検
- (カ) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保
- (ウ) 可搬型無線基地局装置の設置
- (エ) 携帯電話・衛星携帯電話による臨時電話の運用
- (オ) 回線の応急復旧

ウ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(3) 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

7 KDD I ㈱の通信施設災害対策計画

KDD I ㈱では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡をとりながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発一生時には、局社の点検をするとともに、中継局の停電対策のため移動電源車の出動準備

をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信の確保をするとともに、一般県民を対象に災害伝言版サービスによる安否情報の伝達に協力する。

8 郵政業務応急対策計画

日本郵政グループにおいては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策等を実施する。

(1) 郵便事業(株)

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は集配支店とする。

イ 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱局は郵便事業(株)が指定した支店とする。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

郵便事業(株)が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局は全ての支店とする。

エ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

(2) 郵便局(株)

ア 災害時における窓口業務の維持をおこなう。

イ 郵便事業(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

9 工業用水道の応急復旧

復旧に当たっては、被害状況を的確に把握して二次災害の防止を最優先とし、災害復旧活動を行うものとする。

(1) 被害発生の把握及び緊急措置

発災後の緊急措置体制、被害状況の把握、被害の拡大防止等について定める。

(2) 応急復旧

復旧機関の目標をたて、次の方針に基づく復旧計画を立て速やかに復旧を実施する。

ア 浄水場及び給水場の施設の優先順位

(ア) 電気施設及び場内配管

(イ) 水処理施設

(ウ) 汚泥処理施設

イ 管路の施設の優先順位

(ア) 緊急輸送道路及び鉄道横断の配管

(イ) 導水管及び住宅密集地区の配管

(ウ) その他の配管及び施設

(3) 復旧方法

本復旧を原則とし、本復旧が長期にわたると見込まれる場合は、全体の進捗度合いを勘案し暫定復旧とする。

(4) 受水企業への連絡

受水企業に対する連絡手順を作成し、災害時に即応できるよう常に整備しておくものとする。

(5) 応急復旧資機材の確保

基本的に企業庁管理・工業用水部の保有資機材で対処するものとし、部内の各事務所で分散して備蓄する。

第16節 ボランティアの協力

県及び市町村は、大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。県災害ボランティアセンターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営することとする。

県災害ボランティアセンターは、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行うこととし、具体的には、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施する。

また、発災時に迅速な受入ができるよう県災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。なお、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう努める。このため、千葉県災害ボランティアセンター連絡会を中心に、常日頃から連携体制の強化に努めるとともに、市町村における様々な主体による連携体制の構築を促進する。

市町村災害ボランティアセンターについては、市町村社会福祉協議会が中心となって運営することが期待されており、千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会では「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、「災害時における相互支援マニュアル」が整備されていることから、県及び市町村は、その運営を支援する。

1 ボランティアの活動分野（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部）

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等災害時要援護者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

2 ボランティアとして協力を求める個人、団体（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部）

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民

- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団 体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- ウ 財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- エ 社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部）

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

(1) 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、県民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「NPO月間」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民の理解と活動への参加の促進を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にHPやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

4 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部）

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県、市町村及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(1) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課
被災建築物応急危険度判定** 被災宅地危険度判定**	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンション ビューローボランティア通訳・ 災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部消防課

※平時に登録を行っている。

(2) 県災害ボランティアセンター及び市町村災害ボランティアセンターによる登録

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、災害時に設置される県災害ボランティアセンターでは、主に被災地の状況やボランティアについての案内を行い、市町村が設置する災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

県災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

また、被災地周辺市町村においては、県災害ボランティアセンターの指示により、被災市町村と連絡調整の上、現地に派遣するものとする。

さらに、全国規模での活動希望が予想される場合には、近隣都県の協力を得て受付、登録事務を進めるものとする。

(3) 被災現地における受付

被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び被災地周辺市町村による登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者については、被災現地のボランティア窓口において受付を行い、そこでの災害対策活動に従事する。

(4) ボランティアニーズの把握

被災市町村は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

県災害ボランティアセンターは、被災市町村との連絡を密にするとともに、被災地に設置する現地救護本部や巡回パトロールによる情報収集、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

県災害ボランティアセンターは、日本赤十字社千葉県支部や県及び市町村社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

5 ボランティア受入体制 (防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部)

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 市町村災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

市町村災害ボランティアセンターや活動拠点については、市町村と運営主体の市町村社会福祉協議会が協議の上、用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市町村が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、県社会福祉協議会や市町村社会福祉

協議会においても、予め用意を行うことが望ましい。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、被災地災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

6 ボランティアコーディネーターの養成 (防災危機管理部、環境生活部、教育庁)

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターが必要である。

そこで、次のような研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアコーディネーターの養成を進める。

(1) 災害対策コーディネーター養成講座 (県防災危機管理部)

(2) ボランティアコーディネーター育成講座 (県環境生活部)

(3) さわやかちば県民プラザにおける研修・情報提供 (県教育庁)

(4) ボランティアコーディネーター研修 (県社会福祉協議会)

7 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、次の計画に基づき研修・訓練を実施する。

また、大規模災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受付、連絡調整等を行う防災ボランティアリーダー (コーディネーター) の養成を進める。

項 目	対 象	実 施 内 容
防災ボランティア説明会	一般県民	防災ボランティアの概要
防災ボランティア新規登録者研修会	新規登録者	防災ボランティア
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等
防災ボランティアリーダー養成講習会 (本社)	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等
<u>防災ボランティア地区リーダーフォローアップ研修会</u>	地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

その他に次の9奉仕団が個別に研修・訓練を実施する。

奉 仕 団 名	災 害 時 に お け る 活 動 (役 割)
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助(受付、清掃、案内等)、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	避難場所の運営補助(清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等)、救援物資の収納管理・配布等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助(健康相談・血圧測定等)
千葉県赤十字語学奉仕団	通訳(診療の補助、各種案内等)、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	津波又は洪水による溺水者の救助及び応急手当等
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

第4章 災害復旧計画

被災者生活安定のための支援

- ・ 被災者生活再建支援金 (第1節 風-4-2)
- ・ 公営住宅の建設等 (第1節 風-4-3)
- ・ 災害援護資金 (第1節 風-4-3)
- ・ 生活福祉資金 (第1節 風-4-4)
- ・ 県税の減免等 (第1節 風-4-4)
- ・ 生活相談 (第1節 風-4-5)
- ・ 雇用の維持に向けた事業主への支援 (第1節 風-4-5)
- ・ 義援金品の配布 (第1節 風-4-6)
- ・ その他の生活確保 (第1節 風-4-7)
- ・ 中小企業への融資 (第1節 風-4-7)
- ・ 農林漁業者への融資 (第1節 風-4-9)

ライフライン関連施設等の復旧計画

- ・ 水道施設 (第2節 風-4-12)
- ・ 下水道施設 (第2節 風-4-12)
- ・ 電気施設 (第2節 風-4-12)
- ・ ガス施設 (第2節 風-4-13)
- ・ 通信施設 (第2節 風-4-14)
- ・ 工業用水道施設 (第2節 風-4-15)
- ・ 農林・水産業施設 (第2節 風-4-15)
- ・ 公共土木施設 (第2節 風-4-16)

激甚災害の指定

- ・ 激甚災害に関する調査 (第3節 風-4-18)
- ・ 特別財政援助額の交付手続き等 (第3節 風-4-18)

災害復興

- ・ 体制の整備 (第4節 風-4-19)
- ・ 災害からの復興に関する基本的な考え方 (第4節 風-4-19)
- ・ 想定される復興準備計画 (第4節 風-4-19)
- ・ 復興対策の研究・検討 (第4節 風-4-20)

第1節 被災者生活安定のための支援

災害により被害を受けた県民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、県民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1 被災者生活再建支援金（防災危機管理部）

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって県民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

(2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上）における自然災害

(3) 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

(5) 支援金支給手続き

支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である（財）都道府県会館へ提出し、申請書を受理した（財）都道府県会館は交付決定等を行う。

（被災者生活支援法人として、（財）都道府県会館が指定されている。）

2 公営住宅の建設等（県土整備部）

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・支援を実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

県は、関係機関や市町村と協議し、円滑な入居に努める。

3 災害援護資金（健康福祉部）

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア若しくはイに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合

イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合

(2) 貸付金額

<u>ア</u> 上記(1)の <u>ア</u> の場合	150万円以内
<u>イ</u> 上記(1)の <u>ア</u> と家財の損害が重複した場合	250万円以内
<u>ウ</u> 上記(1)の <u>ア</u> と住居が半壊した場合	270万円以内
<u>エ</u> 上記(1)の <u>ア</u> と住居が全壊した場合	350万円以内
<u>オ</u> 家財の損害の場合（上記(1)の <u>イ</u> の場合）	150万円以内
<u>カ</u> 住居が半壊した場合	170万円以内
<u>キ</u> 住居が全壊した場合（ <u>ク</u> を除く）	250万円以内
<u>ク</u> 住居の全体が損壊若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合	350万円以内

(3) 貸付条件

ア 貸付期間 10年（うち据置期間3年）

イ 利子 年3%（据置期間中は無利子）

- ウ 保証人 連帯保証人になること
- (4) 償還方法 年賦償還又は半年賦償還
- (5) 申込方法 各市町村

4 生活福祉資金 (健康福祉部)

(1) 貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金 (災害援護費) の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

(2) 貸付金額 一世帯150万円以内

(3) 貸付条件

- ア 据置期間 6月以内
- イ 償還期間 据置期間経過後7年以内
- ウ 利 子
保証人あり 無利子
保証人なし 年1.5%

エ 保証人

(ア) 連帯保証人となること

(イ) 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者

(ウ) 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者

(4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦

(5) 申込方法 官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ市町村社会福祉協議会へ申し込む。

5 県税の減免等 (総務部)

被災した納税義務者又は特別徴収義務者 (以下「納税義務者等」という。) に対し、地方税法又は千葉県県税条例の規定により、県税の申請等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じるものとする。

(1) 申告等の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は県税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次により当該期限を延長するものとする。

ア 災害が広範囲にわたる場合

知事が職権により適用の地域及び期日を指定するものとする。

イ その他の場合

納税義務者等の申請により、県税事務所長が、災害のやんだ日から2月以内において期日を指定するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予するものとする。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うものとする。

(3) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、次により減免及び納入義務の免除等を行うものとする。

ア 個人の県民税

個人の県民税については、市町村民税と同じ取扱いで減免するものとする。

イ 個人の事業税

納期未到来分については、被災の状況に応じ減免するものとする。

ウ 不動産取得税

災害により滅失若しくは損壊した不動産に代わるものとしての不動産の取得、又は取得した不動産がその取得直後に災害により滅失若しくは損壊した場合における当該不動産の取得につい

ては、不動産取得税を減免するものとする。

エ 自動車税

災害により自動車に損害を受けた場合、運行の用に供することができない期間に応じ減免するものとする。

オ 軽油引取税

災害により、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受けとることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税が既に納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除するものとする。

カ 固定資産税

災害により被害を受けた大規模償却資産について、その被害の程度に応じ、減免するものとする。

6 生活相談

機 関 名	相 談 の 取 扱 い
県	1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、 <u>税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口</u> を設置する。 2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施 3 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市町村と緊密な連携を図る。
市 町 村	市町村においては、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。
県 警 察	1 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。 2 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。

7 雇用の維持に向けた事業主への支援（商工労働部）

(1) 雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。

(2) 雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

8 義援金品の配布（防災危機管理部、健康福祉部、出納局）

(1) 義援金品の受付

機 関 名	計 画 内 容
県	県に寄託された義援金及び知事あての見舞金は、 <u>出納局において受け入れ保管する。</u> 義援品は、健康福祉部において受け付ける。
市 町 村	市町村は、それぞれ義援金品の受付についての計画を策定しておくものとする。
日 赤 千葉県支部	日赤に寄託された義援金は、日赤千葉県支部及び市町村（地区、分区）において受け付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

(2) 義援金品の配分及び輸送

機 関 名	計 画 内 容
県	1 県で受け付けた義援金の市町村に対する配分は、 <u>災害義援金配分委員会を設置し、決定する。</u> 2 義援品は、被災地の状況を勘案して配分を決定し、市町村の指定する場所まで輸送して市町村に引き渡すものとする。
市 町 村	市町村は、県又は日赤から送付された義援金品を、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
日 赤 千葉県支部	赤十字に寄託された義援金の市町村に対する配分については、被災した県、各行政機関並びに各経済団体、マスコミ、日赤の代表によって構成された義援金配分委員会の協議により <u>決定する。</u>

(3) 義援品の保管場所

機 関 名	計 画 内 容
県	義援品を配分するまでの一時保管場所として、防災センター等を使用する。
市 町 村	市町村は、義援品の保管場所について、あらかじめ計画を策定しておくものとする。

9 その他の生活確保

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱 い
郵便事業(株)	<p>災害救助法が発動された場合、郵便事業(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、<u>次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</u></p> <p>1 郵便関係</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 <u>災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</u></p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 <u>災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。</u></p>
郵便局(株)	<p>1 災害時における窓口業務の維持</p> <p>2 郵便事業(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い</p>
労働局	<p>1 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。</p> <p>2 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</p> <p>(2) 巡回職業相談の実施</p> <p>3 雇用保険の失業給付に関する特例措置 災害により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p>
N H K	<p><u>災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。</u></p>

10 中小企業への融資（商工労働部）

経営安定資金の融資対策を講じる。

(1) 市町村認定枠

ア 融資対象者

- ・激甚災害により被害を受けた者
- ・中小企業信用保険法第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内
オ 融資利率
年1.4%～2.0% (融資期間により異なる。)

(2) 市町村認定以外枠

ア 融資対象者
知事が指定する災害により被害を受けた者
イ 融資使途
設備資金、運転資金
ウ 融資限度額
1 中小企業者 8,000万円以内
エ 融資期間
設備資金 10年以内、運転資金 7年以内
オ 融資利率
年1.7%～2.3% (融資期間により異なる。)

11 農林漁業者への融資（農林水産部）

平成24年4月1日現在

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	
天 災 資 金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、労賃、 水利費、薬剤、農機具、 家畜又は家さん、薪炭原 木、しいたけほだ木、漁 具、稚魚、稚貝、餌料、 漁業用燃油の購入、漁船 の建造又は取得、共済掛 金（農業共済又は漁業共 済）の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家さ んの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円) 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽 培、家畜・家さんの購入 等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害 法による特例措置	3.0%以内 (平成10年の適用 例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培 、家畜・家さ んの購入等 原則5年以 内)
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の適用 例0.6%)	原則5年以内
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の適用 例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、 家畜・家さん の購入等 原則5年以 内)
県 単 農 業 災 害 資 金	経営安定資金	天災資金と同じ	被害認定額の80%以内 で300万円以下	災害の都度決定 (平成16年の適用 例0.855%)	5年以内
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要す る経費	被害認定額の80%以内 で500万円以下	災害の都度決定 (平成16年の適用 例0.855%)	6年以内 (据置2年以 内)

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
県漁業 災害対策 資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%又は300万円	変動 (毎月見直し)	5年以内
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%又は500万円		6年以内 (据置2年以内)
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額		25年 (据置10年以内)
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円(特認年間経費等の3/12以内)		10年 (据置3年以内)
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80~90%以内		30年(据置20年以内) 20年(据置3年以内) 15年(据置5年以内)
		災害による林道の復旧	80%以内		
		災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内		
	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内	20年 (据置3年以内)	
	漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	1隻当たり4億5千万円(特認11億)又は、借入者負担額の80%以内のいずれか低い額	12年 (据置2年以内)	

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
① 株 日本 政策 金融 公庫 資金	農林漁業 施設資金 (主務大臣指定 施設)	農業施設、林業施設、水 産施設の復旧、果樹の改 植又は補植	1施設当たり300万円 (特認600万円、特々認 800万円、漁船1,000万 円) 又は負担する額の80% のいずれか低い額	<u>変動</u> (毎月見直し)	15年 (据置3年以 内) 果樹の改植 補償は25年 (据置10年)
	(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水 産施設、等共同利用施設 の復旧	80%以内		20年 (据置3年以 内)

第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

上下水道・電気・ガス・通信等の施設、工業用水道及び農林業用施設また道路・河川・港湾等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

1 水道施設（総合企画部、水道局）

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。

イ 施設の耐震化を図る。

ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。

エ 市町村の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

ア 漏水調査を実施する。

イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は次の点に留意する。

(ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。

(イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2 下水道施設（県土整備部）

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

3 電気施設

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、県民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 火力発電設備

ア 系統に影響の大きい発電所

イ 局配負荷供給上必要な発電所

(2) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

ア 全回線送電不能の主要線路

イ // のその他の線路

ウ 一部回線送電不能の重要線路

エ // のその他の線路

(3) 変電設備

ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所

イ 都心部に送電する系統の送電用変電所

ウ 重要施設に供給する配電用変電所

(4) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

(5) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

4 ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

- ア ガス製造設備
- イ 供給設備
- ウ 通信設備
- エ 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

ア 製造所における復旧作業

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

ウ 高・中圧導管の復旧作業

- (ア) 区間遮断
- (イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）
- (ウ) 漏えい箇所の修理

エ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- (ア) 閉栓確認作業
- (イ) 被災地域の復旧ブロック化
- (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業
- (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査
- (オ) 本支管・供内管漏えい箇所の修理
- (カ) 本支管混入空気除去
- (キ) 内管検査及び内管の修理
- (ク) 点火・燃焼試験
- (ケ) 開栓

(4) 再供給時事故防止措置

ア 製造施設

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

ウ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

5 通信施設

東日本電信電話㈱における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

回 線 の 復 旧 順 位

順位	復 旧 回 線		
第 1 順 位	電 話 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 交換局所（無人局含む）に公衆電話1個以上 ZC以下の基幹回線の10%以上
	電 報 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> 電報中継回線1回線以上
	専用線サービスなど	専 用 回 線	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
		社 内 専 用 線	<ul style="list-style-type: none"> 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	パ ケ ッ ト 交 換 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
総 合 デ ィ ジ タ ル 通 信 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に各1契約回線以上。 ZC以下の基幹回線の10%以上 	
第 2 順 位	電 話 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 人口1千人あたり公衆電話1個以上
	専 用 線 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上
	パ ケ ッ ト 交 換 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
	総 合 デ ィ ジ タ ル 通 信 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に各1契約回線以上 ZC以下の基幹回線の10%以上
第3 順位	第1順位、第2順位に該当しないもの		

重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

6 工業用水道施設（企業庁）

工業用水を常時、安定的に供給するという役割を担う工業用水道の重要性から次の点に留意し復旧を行う。

施設の被害状況の調査診断の徹底

施設の被害状況を徹底的に調査し、破損箇所を完全に把握したうえで、復旧工事を行う。

7 農林・水産業施設（農林水産部）

（1）農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用水施設

（ア）取水施設、用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

（イ）用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ 貯水施設

（ア）ため池、ダム等の堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池、ダム等の下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

（イ）決壊したため池、ダム等を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

エ 排水施設

（ア）堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

（イ）護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。

（ウ）被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

オ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

（2）林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）

林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

もの

(3) 漁港施設

漁港施設管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 海岸保全施設

(ア) 破堤

(イ) 堤防の決壊で破堤のおそれがあるもの

(ウ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

(エ) 護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

イ 漁港施設

(ア) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの

(イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

(ウ) 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

(エ) 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

8 公共土木施設

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧にあたっては、被害者の救護・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施するものとする。

復旧にあたっては、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行うものとする。

(2) 河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

(ア) 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

(イ) 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの

(ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

(エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

(オ) 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 海岸保全施設

(ア) 堤防の決壊で、破堤のおそれがあるもの

(イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

(ウ) 護岸、水門の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

ウ 港湾施設

(ア) 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの

(イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

(ウ) 港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

(エ) 外かく施設の決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

エ 砂防施設

(ア) 砂防堰堤、床固工等の決壊又はそのおそれがあるもの

- (イ) 砂防堰堤、床固工、護岸工等の脚部の深堀れで、根固をする必要があるもの。
- (ウ) 護岸の決壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置した場合には、著しい被害を生じるおそれがあるもの。
- (エ) 天然河道の埋没で砂防堰堤等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害の生じるおそれのあるもの。

オ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置した場合には、人家、公共施設等に被害を生じるおそれがあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれがあるもの。

カ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第3節 激甚災害の指定

県及び市町村は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号 以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

1 激甚災害に関する調査（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部）

(1) 県

ア 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。

イ 前記アの各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、防災危機管理部に提出するものとする。

ウ 防災危機管理部長は、前記各部局の調査を取りまとめ、庁議に付議するものとする。

エ 関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

(2) 市町村

市町村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 特別財政援助額の交付手続き等（総務部、農林水産部、県土整備部）

(1) 県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施するものとする。

(2) 市町村

市町村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第4節 災害復興

1 体制の整備(全庁)

県は、県民の生活や地域(都市)の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、本県において初めて災害復旧・復興本部を設置した。

県は、東日本大震災の復旧復興に係る教訓等を踏まえ、災害復旧・復興本部の役割等について、研究する。

2 災害からの復興に関する基本的な考え方(全庁)

国、県、市町村などの行政の施策(公助)や自分の身は自ら守る(自助)も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する(共助)ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組みこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

県は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

3 想定される復興準備計画(全庁)

以下の復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

(1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性と都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と県民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる

財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

県の重要な産業である観光、農業、漁業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

4 復興対策の研究、検討（全庁）

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

(3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実

(4) 農林水産業の再生と発展

- ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 千葉県産農林水産物の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
- エ 自然災害対策の推進

(5) 商工業・観光業等の再生の発展

- ア 商工業の再生及び成長支援
- イ 観光業の再生
- ウ 就労支援及び雇用創出の推進

(6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり

- ア 安全なまちづくりの推進
- イ 公共土木施設の防災機能の強化
- ウ 交通ネットワークの機能強化
- エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化